

令和2年9月1日 開 会

令和2年9月18日 閉 会

# 令和2年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月1日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	4
○日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第6 議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5
林市長提案説明	5
○日程第7 質 疑	7
○日程第8 討 論	7
○日程第9 採 決	7
○日程第10 議第57号から日程第22 議第67号まで	8
林市長提案説明	8
○散 会（午前10時42分）	16

9月8日（火曜日）第2号

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	18
○出席議員	19
○欠席議員	20
○説明のため出席した者の職氏名	20
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	20
○開 議（午前10時00分）	21

○日程第1	質 疑 (議第57号から議第67号まで)	21
	7番 郷 明夫議員質疑	21
	山田税務課長答弁	21
	7番 郷 明夫議員質疑	21
	高瀬水道課長答弁	22
	3番 寺町祥江議員質疑	22
	奥田理事兼企画財政課長答弁	22
	3番 寺町祥江議員質疑	23
	奥田理事兼企画財政課長答弁	23
	3番 寺町祥江議員質疑	23
	此島理事兼総務課長答弁	24
	3番 寺町祥江議員質疑	24
	此島理事兼総務課長答弁	24
	3番 寺町祥江議員質疑	25
	此島理事兼総務課長答弁	25
	3番 寺町祥江議員質疑	26
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	27
	3番 寺町祥江議員質疑	27
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	27
	8番 操 知子議員質疑	27
	浅野農林畜産課長答弁	28
	8番 操 知子議員質疑	28
	浅野農林畜産課長答弁	28
	8番 操 知子議員質疑	29
○休	憩 (午前10時27分)	29
○再	開 (午前10時28分)	29
	浅野農林畜産課長答弁	29
	6番 加藤義信議員質疑	30
	日置学校教育課長答弁	30
	6番 加藤義信議員質疑	31
	日置学校教育課長答弁	31
	6番 加藤義信議員質疑	32

	久保田理事兼子育て支援課長答弁	32
	6番 加藤義信議員質疑	33
	日置学校教育課長答弁	33
	6番 加藤義信議員質疑	33
	日置学校教育課長答弁	33
○休	憩（午前10時44分）	34
○再	開（午前11時00分）	34
	9番 福井一徳議員質疑	34
	此島理事兼総務課長答弁	35
	9番 福井一徳議員質疑	36
	奥田理事兼企画財政課長答弁	36
	9番 福井一徳議員質疑	37
	奥田理事兼企画財政課長答弁	37
	9番 福井一徳議員質疑	37
	此島理事兼総務課長答弁	38
	9番 福井一徳議員質疑	39
	奥田理事兼企画財政課長答弁	39
	9番 福井一徳議員質疑	40
	奥田理事兼企画財政課長答弁	40
	9番 福井一徳議員質疑	41
	此島理事兼総務課長答弁	41
	9番 福井一徳議員質疑	42
	奥田理事兼企画財政課長答弁	42
	9番 福井一徳議員質疑	43
○休	憩（午前11時29分）	43
○再	開（午前11時30分）	43
	奥田理事兼企画財政課長答弁	43
	9番 福井一徳議員質疑	44
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	44
	9番 福井一徳議員質疑	45
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	45
	9番 福井一徳議員質疑	45

浅野農林畜産課長答弁	46
9番 福井一徳議員質疑	46
浅野農林畜産課長答弁	47
9番 福井一徳議員質疑	47
浅野農林畜産課長答弁	47
9番 福井一徳議員質疑	48
林市長答弁	48
宇野市長答弁	48
9番 福井一徳議員質疑	49
浅野農林畜産課長答弁	49
9番 福井一徳議員質疑	49
長野まちづくり・企業支援課長答弁	50
9番 福井一徳議員質疑	50
長野まちづくり・企業支援課長答弁	51
9番 福井一徳議員質疑	51
長野まちづくり・企業支援課長答弁	51
9番 福井一徳議員発言	52
○休 憩 (午後0時00分)	52
○再 開 (午後1時00分)	52
9番 福井一徳議員質疑	52
大西建設課長答弁	53
9番 福井一徳議員質疑	54
大西建設課長答弁	54
10番 山崎 通議員質疑	54
○休 憩 (午後1時07分)	54
○再 開 (午後1時09分)	54
10番 山崎 通議員質疑	55
○休 憩 (午後1時11分)	55
○再 開 (午後1時13分)	55
棚橋事務局長答弁	55
10番 山崎 通議員発言	55
○日程第2 議第68号及び日程第3 議第69号	55

林市長提案説明	56
○日程第4 質 疑（議第68号及び議第69号）	57
4番 加藤裕章議員質疑	57
浅野農林畜産課長答弁	57
4番 加藤裕章議員質疑	58
宇野副市長答弁	58
3番 寺町祥江議員質疑	59
大西建設課長答弁	59
10番 山崎 通議員質疑	59
大西建設課長答弁	59
○日程第5 委員会付託（議第57号から議第69号まで）	60
○散 会（午後1時30分）	60

9月14日（月曜日）第3号

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○説明のため出席した者の職氏名	61
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	62
○開 議（午前10時00分）	63
○日程第1 一般質問	63
1. 10番 山崎 通議員質問	63
(1) コロナ禍後の財政運営について	63
林市長答弁	64
山崎 通議員質問	65
林市長答弁	66
山崎 通議員発言	67
(2) 保育園の民営化について	67
久保田理事兼子育て支援課長答弁	68
山崎 通議員質問	70
久保田理事兼子育て支援課長答弁	71

2. 12番 石神 真議員質問	73
(1) コロナ対策における山口市独自の給付金と抗体検査について	73
林市長答弁	73
石神 真議員質問	74
林市長答弁	75
石神 真議員質問	76
林市長答弁	76
石神 真議員発言	76
(2) 低所得型老人ホームについて	76
藤田健康介護課長答弁	77
石神 真議員質問	77
林市長答弁	78
石神 真議員質問	78
林市長答弁	79
○休 憩 (午前11時01分)	79
○再 開 (午前11時15分)	79
3. 8番 操 知子議員質問	79
(1) 水道基本料金の無料化	79
奥田理事兼企画財政課長答弁	81
高瀬水道課長答弁	82
操 知子議員質問	83
林市長答弁	84
操 知子議員発言	84
4. 2番 奥田真也議員質問	85
(1) 国道418号について	85
大西建設課長答弁	85
奥田真也議員質問	86
大西建設課長答弁	86
奥田真也議員発言	86
(2) 公契約条例について	86
奥田理事兼企画財政課長答弁	87
奥田真也議員発言	88

○休 憩（午前11時45分）	88
○再 開（午前11時46分）	88
(3) コロナ禍による更なる経済対策について	88
奥田理事兼企画財政課長答弁	88
奥田真也議員質問	89
奥田理事兼企画財政課長答弁	90
○休 憩（午前11時56分）	90
○再 開（午後 1 時00分）	90
5. 7 番 郷 明夫議員質問	90
(1) 通学路のブロック塀撤去等対策状況について	90
大西建設課長答弁	92
郷 明夫議員質問	93
大西建設課長答弁	93
郷 明夫議員質問	94
大西建設課長答弁	94
(2) 児童公園における遊具安全点検等について	94
大西建設課長答弁	95
郷 明夫議員質問	96
大西建設課長答弁	96
郷 明夫議員質問	97
大西建設課長答弁	97
6. 3 番 寺町祥江議員質問	97
(1) 「こそだてし やまがたし」がめざす保育のあり方について	97
久保田理事兼子育て支援課長答弁	98
寺町祥江議員質問	100
久保田理事兼子育て支援課長答弁	101
寺町祥江議員質問	103
久保田理事兼子育て支援課長答弁	105
○休 憩（午後 2 時03分）	107
○再 開（午後 2 時15分）	107
7. 6 番 加藤義信議員質問	107
(1) マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付サービスの導入	

について	107
谷村市民環境課長答弁	108
加藤義信議員質問	109
谷村市民環境課長答弁	110
加藤義信議員質問	110
谷村市民環境課長答弁	111
(2) 重層的支援体制整備事業の実施について	112
宇野副市長答弁	113
加藤義信議員質問	114
林市長答弁	115
加藤義信議員発言	115
○散    会（午後2時48分）	116

9月16日（水曜日）第4号

○議事日程	117
○本日の会議に付した事件	117
○出席議員	117
○欠席議員	117
○説明のため出席した者の職氏名	117
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	118
○開    議（午前10時00分）	119
○日程第1 一般質問	119
8. 11番 吉田茂広議員質問	119
(1) 国道256号バイパスの整備について	119
林市長答弁	120
吉田茂広議員質問	121
林市長答弁	123
9. 1番 田中辰典議員質問	127
(1) 美山地区のデマンド型交通について	127
奥田理事兼企画財政課長答弁	128
田中辰典議員質問	128
奥田理事兼企画財政課長答弁	128

田中辰典議員質問	129
奥田理事兼企画財政課長答弁	129
(2) 旧美山町旧葛原小学校の現状と今後	130
土井生涯学習課長答弁	130
田中辰典議員質問	130
土井生涯学習課長答弁	131
○休憩 (午前10時50分)	131
○再開 (午前11時05分)	131
10. 9番 福井一徳議員質問	131
(1) なぜ国道256号高富バイパス工事が大幅に遅れているか	131
林市長答弁	134
福井一徳議員質問	135
○休憩 (午前11時28分)	138
○再開 (午前11時29分)	138
林市長答弁	138
○休憩 (午前11時29分)	138
○再開 (午前11時34分)	138
林市長答弁	139
福井一徳議員発言	139
(2) 山県市の「広域消防化」「本部機能の委託化」の運用のその後について	140
此島理事兼総務課長答弁	141
福井一徳議員発言	143
(3) 山県市立保育園民営化指針(案)について	143
久保田理事兼子育て支援課長答弁	144
○散会 (午後0時02分)	147
9月18日(金曜日)第5号	
○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	151
○出席議員	154
○欠席議員	155
○説明のため出席した者の職氏名	155

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	155
○開 議（午前10時00分）	156
○日程第1 常任委員会委員長報告	156
○日程第2 委員長報告に対する質疑	159
○日程第3 討 論（議第57号から議第69号）	159
9番 福井一徳議員反対討論	159
3番 寺町祥江議員賛成討論	162
○日程第4 採 決（議第57号から議第69号）	163
○日程第5 発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激 な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	166
郷 明夫総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明	166
○日程第6 質 疑	167
○日程第7 討 論	167
○日程第8 採 決	168
○休 憩（午前10時40分）	168
○再 開（午前11時15分）	168
○日程第9 発議第9号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設 を求める意見書について	168
寺町祥江厚生文教常任委員会委員長趣旨説明	168
○日程第10 質 疑	169
○日程第11 討 論	169
9番 福井一徳議員賛成討論	169
○日程第12 採 決	170
○休 憩（午前11時20分）	170
○再 開（午前11時35分）	170
○日程第13 議員派遣について	170
○追加日程第1 郷明夫議員に対する懲罰動議について	171
11番 吉田茂広議員趣旨説明	171
質 疑	171
8番 操 知子議員質疑	172
11番 吉田茂広議員答弁	172
10番 山崎 通議員質疑	172

11番	吉田茂広議員答弁	173
10番	山崎 通議員質疑	173
11番	吉田茂広議員答弁	173
10番	山崎 通議員質疑	173
11番	吉田茂広議員答弁	174
4番	加藤裕章議員質疑	174
11番	吉田茂広議員答弁	174
3番	寺町祥江議員発言	174
○休	憩 (午前11時47分)	174
○再	開 (午前11時55分)	174
	採 決	174
○休	憩 (午前11時57分)	175
○再	開 (午前11時58分)	175
○休	憩 (午前11時59分)	175
○再	開 (午後 0 時32分)	175
○休	憩 (午後 0 時33分)	175
○再	開 (午後 0 時34分)	175
○休	憩 (午後 0 時35分)	175
○再	開 (午後 2 時00分)	175
	特別委員会委員長報告	175
	委員長報告に対する質疑	176
	討 論	176
3番	寺町祥江議員賛成討論	176
	採 決	177
○休	憩 (午後 2 時07分)	178
○再	開 (午後 2 時08分)	178
○休	憩 (午後 2 時09分)	178
○再	開 (午後 2 時32分)	178
○閉	会 (午後 2 時34分)	179
○	会議録署名者	179

令和2年9月1日

# 山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第1号 9月1日(火曜日)

---

○議事日程 第1号 令和2年9月1日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 質 疑
- 日程第8 討 論
- 日程第9 採 決
- 日程第10 議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認第2号 令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第63号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第64号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第65号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議第66号 令和2年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 質 疑
- 日程第8 討 論
- 日程第9 採 決
- 日程第10 議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認第2号 令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第63号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第64号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第65号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第66号 令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

---

○出席議員（13名）

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番 | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番 | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番 | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番 | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |

1 1 番 吉 田 茂 広 君  
1 3 番 武 藤 孝 成 君

1 2 番 石 神 真 君

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総 務 課 長	此 島 祐 司 君
理 事 兼 地 方 創 生 監	浅 井 聡 君	理 事 兼 企 画 財 政 課 長	奥 田 英 彦 君
税 務 課 長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	谷 村 政 彦 君
福 祉 課 長	江 尾 浩 行 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
理 事 兼 子 育 て 支 援 課 長	久 保 田 裕 司 君	農 林 畜 産 課 長	浅 野 晃 秀 君
水 道 課 長	高 瀬 正 人 君	建 設 課 長	大 西 一 也 君
ま ち づ くり・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君	会 計 管 理 者	安 川 英 明 君
学 校 教 育 課 長	日 置 智 夫 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	棚 橋 輝 英 君	書 記	水 谷 勝 彦 君
書 記	長 谷 部 尊 徳 君		

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 加藤裕章君、5番 古川雅一君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間とし、9月2日から7日まで、9日から13日まで、15日及び17日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月18日までの18日間とし、9月2日から7日、9日から13日、15日及び17日を休会とすることに決定されました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年8月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

8月28日に、令和2年第2回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席いたしました。

会議では、令和元年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第4、報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

---

日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第5、報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

---

日程第6 議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（武藤孝成君） 日程第6、議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和2年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、連日猛暑日を記録し、災害級とも言われた今年の夏の暑さも、9月に入りまして、もうしばらくでピークを過ぎるのではないかと期待しておりますが、また一方で、依然として感染拡大が続いております新型コロナウイルス感染症につきましても、夏の間も第2波が猛威を振るい、全国の感染者数は6万8,000人を超えたほか、岐阜県でも既に500人を大きく超えております。

山県市におきましては、4月7日に1人目の感染者が確認されて以降、幸いにも新たな感染者の報告はなく、これもひとえに市民の皆様の御協力のたまものと感謝をいたしております。しかしながら、非常に残念な決断ではありましたが、今年はスポーツ大会や栗まつりといった市の各種イベントを全て中止とさせていただいたほか、地域の夏祭りも軒並み中止されたと伺っており、市民の皆様には大変残念な思いをおかけすることとなりました。

一刻も早く事態が終息し、市民の皆様の笑顔が再びまちにあふれる日が訪れることを待ち望んでおりますが、そのためにも、引き続き慎重な行動と、マスク着用や手洗いなど、感染予防対策の徹底をお願いするものでございます。

また、今年度は防災訓練も中止とさせていただきました。市民の皆様には、避難・救助訓練等を通じて、防災意識を高めていただく機会を逸しましたことは、重ね重ね残念

なことではありますが、これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、今後も災害に強いまちづくりを推進していくため、お一人お一人の意識を高めいただくことはもちろんのこと、避難所における3密を防ぐため、日頃からハザードマップなどで御自宅周辺の災害リスクを確認いただき、御自宅が安全な場所は御自宅も含め、親戚ですとか知人の家などを御自身の避難所として、あらかじめ想定しておくことも重要であると考えられます。いずれにいたしましても、地域での助け合いが自主防災の根幹でありますので、自治会等関係者の皆様には格別の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、山口市といたしましても、市民の感染防止から経済対策に至るまで、幅広い取組を進めているところでありますが、中でも、8月1日から31日にかけては、緊急経済対策の一環として、市内の小売店、飲食店で利用できるプレミアム付商品券、やまがたエール商品券の発行を行ったところでございます。その販売状況につきましては、8月28日時点ではありますが、飲食店用が予定販売数の50.2%に当たる5,485セット、飲食店以外用が予定販売数の65.7%に当たる7,173セットとなっております。

また、10月1日からは、事前に購入を申込みされた方に、やまがたエール商品券の第2次販売もいたします。やまがたエール商品券を積極的に御活用いただくことによりまして、市内の経済活性化の一助となることを期待するものでございます。

なお、今議会におきましても、補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業を幾つか計上させていただいております。議員各位におかれましては、引き続き格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件2件、人事案件1件、条例案件3件、決算案件2件、補正予算案件7件、その他案件1件の計16案件でございます。

それでは、ただいま上程されました1案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の7ページをお願いします。

議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、山口市の人権擁護委員7名のうち、鷺見明俊氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となりますので、後任の候補者として同氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

鷺見氏は山口市高富にお住まいで、平成21年1月1日から委員として活動されており、人権擁護の重要性を認識され、住民の信頼も厚く、人格、見識共に適任でございますので、今回5期目として推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和3年1月1日から3年間でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第7 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第7、質疑。

これより、議第56号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第56号の質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第56号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第56号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

---

#### 日程第8 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第8、討論。

これより、議第56号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第56号の討論を終結いたします。

---

#### 日程第9 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第9、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

---

日程第10 議第57号から日程第22 議第67号まで

○議長（武藤孝成君） 日程第10、議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第13、認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認第2号 令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第15、議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第16、議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議第63号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第64号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議第65号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議第66号 令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第22、議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、以上13議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました13案件につきまして御説明申し上げます。

まず、資料ナンバー1の8ページをお願いします。

8ページ、議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、マイナンバー通知カードが廃止されたことにより、通知カードに関する手数料の削除等の改正を行うものでございます。

次に、10ページをお願いします。

議第58号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、11ページをお願いします。

議第59号 山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、居宅介護支援事業所における管理者要件について、経過措置期間の延長を行うなどの見直しが行われたため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4、認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー4-2及び資料ナンバー5-2の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー4-3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

次に、今般の補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6、議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に5億9,753万9,000円を追加し、その総額を181億1,231万8,000円……。

〔「183億」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） どうも失礼しました、訂正をさせていただきます。

183億1,231万8,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正予算は、職員の人事異動等に伴うもの、新型コロナウイルス感染症対策に関するもの、その他のものと3つに分けられます。

職員の異動等につきましては、まとめて補正給与費明細書で御説明を申し上げます。

まずは、12ページをお開き願います。12ページの歳出明細を御覧願います。

総務費の財産管理費は、新型コロナウイルス感染症対策として、県との間でテレビ会議の開催が増加しており、テレビ会議に対応できる部屋を増加させるための配線工事30

万円、庁舎正面玄関にサーマルカメラを設置するための備品購入費80万3,000円を追加しております。

ふるさと応援基金積立金は、寄附金を当初予算で2億円と見込んでおりましたが、7月末で約6,000万円の寄附がありまして、1億円ほど増額となる見込みとなりましたので、基金積立てを増額するとともに、返礼品や事務費などを4,954万9,000円追加するものでございます。

続きまして、13ページの企画費につきましては、新バスターミナル開設に合わせ、一部バス路線をデマンド型交通の導入を予定しており、車両購入費1,061万7,000円を追加するもので、その財源は、過疎地域等自立活性化推進交付金事業666万8,000円と、今回別議案で提案しております、山口市過疎地域自立促進計画の変更による過疎債660万円を見込んでおり、過充当となりますので、一般財源を減額しております。

下段の臨時の地方創生120万円につきましては、危険空家等除却補助金でございます。当初予算では10件を計上しておりましたが、既に施行されている中、さらに危険度の高い空き家3件から申請があり、調査の結果、早期に対応する必要があることが判明したため追加するもので、その財源の3分の1を県補助金として見込んでおります。

一番下のやまがた応援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示がございましたので、財源更正を行ったものでございます。

続いて、14ページをお願いします。

14ページ、戸籍住民基本台帳費563万7,000円は、住民基本台帳システム改修業務委託料232万7,000円と、個人番号カードの申請が増加していますので、通知カード・番号カード事務委任交付金331万円の追加を行うもので、その財源の全額を国庫補助金である個人番号カード交付事業費補助金と社会保障・税番号制度システム整備補助金を見込んでおります。

続きまして、民生費に入りまして、まず、老人福祉費18万7,000円は、介護保険特別会計の繰出金で、国県負担金の低所得者保険料軽減負担金に山口市分を上乗せし、繰り出すものでございます。

下段の福祉医療費1,179万9,000円は、前年度精算返還金でございます。

最下段の福祉センター費36万5,000円は、保健福祉センター手洗い自動水栓取替え工事の追加でございます。

続いて、15ページを御覧願います。

児童福祉総務費972万7,000円のうち、臨時の児童福祉総務費では、無償化業務マニュアル及び例規整備支援業務委託料247万5,000円並びに病児保育事業補助金20万円を追加

し、その財源の全額を県補助金として見込んでおります。

臨時の放課後児童クラブ705万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策でございます。会計年度任用職員の報酬や支援員用のマスクなどの消耗品及びマットなどの備品を追加しております。その財源は、国、県の子育て支援交付金653万7,000円を見込んでおり、下段の保育園費2,384万4,000円につきましては、保育園業務ICT化について、先行導入した4園以外の残り3園にも導入する経費として676万6,000円、その他新型コロナウイルス感染症対策のための施設・設備改修及び感染症対策備品の購入費など、1,707万8,000円を追加するもので、その財源は、国県補助金1,040万6,000円を見込んでおります。

続いて、16ページを御覧願います。

16ページの児童館費の358万9,000円は、高富児童館及び子どもげんきはうすの新型コロナウイルス感染症対策のための施設・整備改修及び感染症対策備品の購入費などを追加するもので、その財源は、国庫補助金として150万3,000円を見込んでおります。

下段の障がい児福祉費は、ピッコロ療育センター管理費を財源更正するとともに、新型コロナウイルス対策障がい児通所支援事業所継続支援事業358万円を追加するもので、その財源として、国県補助金277万4,000円を見込んでおります。

続いて、17ページを御覧願います。

17ページ、衛生費の保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染症対策としての衛生資材50万円を追加しております。

中段の母子保健費は、子育て世代包括支援センターの新型コロナウイルス感染症対策のための感染症対策備品の購入費及び令和元年度未熟児養育医療の前年度精算返還金でございます。その財源といたしまして、国県補助金として112万円を見込んでおります。

続いて、18ページを御覧願います。

18ページ中段の農林水産業費30万3,000円は、人事異動等による農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加しております。

19ページに移っていただき、観光振興費の1,600万円は、山県市のPR強化事業を行おうとするもので、好評だった風光明媚カレンダーの増刷や、現在進めているバスターミナル待合所に、案内版のデジタルサイネージを導入するための予算を追加するものでございます。

下段の土木費218万7,000円は、人事異動等による公共下水事業特別会計への繰出金を追加しております。

続いて、20ページを御覧願います。

20ページ中段の消防費118万5,000円は、時間外勤務手当を7月の気象警報対策にて当初予算の額をほぼ支給しましたので、今後の警報対策のため100万円を追加するものでございます。

下段の臨時分、7月豪雨の土砂崩壊により円原地内で仮設水道管を設置しましたので、復旧した際の撤去費18万5,000円を追加するものでございます。

21ページに移っていただきまして、教育費の教育指導費は、G I G Aスクールサポーター配置業務委託料695万4,000円、学習指導員428万9,000円、家庭学習用モバイルルーター貸出事業138万6,000円を追加するものでございます。財源更正も併せて行っております。

下段の小学校費に移りまして、学校管理費は、新型コロナウイルス感染症対策のための施設・整備改修及び感染症対策備品の購入費及び修学旅行、研修旅行の3密を避けるためのバスの追加やキャンセル料222万5,000円の補助金を追加するもので、地方債を減額するなどの財源更正も併せて行っております。

中段の教育振興費は、新型コロナウイルス感染症対策で3密を避けるための特別教室でもI C T備品が使用できるよう、教材備品125万円を追加するものでございます。

23ページに移っていただきまして、中学校費につきましては、学校管理費は小学校と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のための施設・整備改修及び感染症対策備品の購入費及び修学旅行、研修旅行の3密を避けるためのバスの追加やキャンセル料245万1,000円の補助金並びに市内中学校体育館空調設備工事費1億5,418万7,000円を追加するもので、地方債を借り入れるなどの財源更正も併せて行っております。

中段の教育振興費は、新型コロナウイルス感染症対策で3密を避けるため、特別教室でもI C T備品が使用できるよう教材備品175万円を追加するものでございます。

続いて、24ページを御覧願います。

中段の公民館費は、高富中央公民館及び地区公民館に新型コロナウイルス感染症対策のための感染症対策備品の購入費35万9,000円を追加するもので、下段の文化施設費は、図書館に新型コロナウイルス感染症対策のための感染症対策備品のサーマルカメラや、図書消毒器などの購入費371万3,000円を追加するものでございます。

25ページに移っていただきまして、保健体育施設費は、総合体育館に新型コロナウイルス感染症対策のための感染症対策備品であるサーマルカメラ等の購入費及び空調設備工事費1億3,449万7,000円を追加するもので、地方債を借り入れるなどの財源更正も併せて行っております。

下段の公債費は、令和元年度の借入地方債で一部借入れ超過となっておりますので、

繰上償還するものでございます。

続きまして、8ページの歳入にお戻り願います。

8ページ、まず、一番上の表の地方特例交付金868万2,000円と、地方交付税2億4,996万5,000円につきましては、今般、本市への交付額の決定に伴いまして補正しようとするものでございます。

次表の国庫支出金と県支出金は、歳出で御説明申し上げました子育て支援交付金、個人番号カード交付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

10ページの中段では、ふるさと応援寄附金1億円を追加するとともに、下段の財政調整基金繰入金2億4,115万4,000円の減額は、今般の補正に伴いまして余剰となる財源について、現在、取崩しを予定している分を減額しようとするものでございます。

続いて、5ページにお戻り願います。

5ページ、地方債補正は、過疎対策事業債、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債、緊急防災・減災事業債を追加するほか、過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債を減額するとともに、地域活性化事業債を増額しております。

最下段の臨時財政対策債1,700万円の減額は、普通交付税交付額の決定と同時に、本市での発行限度額が3億2,774万6,000円と決定されたことに伴いまして減額する分でございます。

26ページをお願いします。26ページの補正予算給与費明細書を御覧願います。

社会人経験者3名を採用するほか、職員の異動等により報酬を491万3,000円、給料を579万8,000円、職員手当1,213万5,000円、共済費181万2,000円を追加しております。

また、29ページには、地方債補正後の現在高の調書を添付させていただいております。

続きまして、31ページをお開き……。

〔「共済費181万2,000円ですか。184万です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 1万と言いましたか。失礼します。

先ほどの共済費でございますが、184万2,000円に変更させていただきます。

続きまして、31ページをお開き願います。

議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,426万3,000円を追加し、その総額を33億5,126万3,000円とするものでございます。

まずは、37ページをお開き願います。

37ページの歳出の明細でございますが、償還金3,426万3,000円は、前年度精算返還金

でございます。

36ページの歳入では、不足する財源については、国民健康保険基金繰入金3,426万3,000円を追加いたしております。

続きまして、39ページをお開き願います。

議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,417万8,000円を追加し、その総額を28億5,159万7,000円とするものでございます。

まずは、45ページをお開き願います。

45ページの償還金2,417万8,000円は、前年度の実績確定に伴う、国と県及び支払基金の精算返還金でございます。

44ページの歳入明細では、国と県及び支払基金の補助金及び交付金の前年度の精算交付金でございまして、なお不足する財源を介護給付費準備基金2,168万5,000円で追加いたしております。

続きまして、47ページをお開き願います。

議第63号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、186万2,000円を追加し、総額を9,950万2,000円にしようとするものでございます。

53ページを御覧願います。

53ページ、御覧願いますように、人事異動の分でございまして、上側の52ページにございますように、その財源は、簡易水道基金繰入金の追加を計上いたしております。

続きまして、57ページの議第64号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、30万3,000円を追加し、総額を5億1,848万8,000円にしようとするものでございます。

63ページを御覧願います。

御覧のように、こちらも人事異動の分でございまして、上側の62ページにございますように、その財源は一般会計繰入金の増額を計上いたしております。

次に、67ページの議第65号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、218万7,000円を追加し、総額を4億4,480万1,000円にしようとするものでございます。

73ページを御覧願います。

こちらも人事異動の分でございまして、上側の72ページにございますように、その財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、77ページの議第66号 令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）につ

きましては、人事異動の分として、第3条の水道事業費用から107万4,000円を減額し、第4条の資本的支出から88万円を減額するとともに、「とりみず」ポンプ更新工事1,727万……。

〔「取水ポンプ」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 失礼しました。「とりみず」と申し上げましたが、取水ポンプでございます。訂正させていただきます。

1,727万円を追加し、これに連動して第2条の主要な建設改良事業に1,639万円を追加し、第5条の職員給与費から195万4,000円を減額しようとするものでございます。

以下は、予定キャッシュフロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表と予定損益計算書を添付させていただいております。

最後に、資料ナンバー7をお願いします。

資料ナンバー7、議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議決を求めるものでございます。

具体的な変更箇所につきましては、1ページの新旧対照表を御覧願います。

区分1の基本的な事項では、山県市行政改革大綱の計画期間や、山県市議会の議員定数を変更し、次のページ、3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、事業計画の表において、露谷橋を院谷橋に変更し、新たに過疎地域公共交通再編事業を追加するほか、デマンド型車両購入事業の台数を変更しております。

続いて、4ページをお願いします。

4ページ、11の過疎地域自立促進特別事業一覧表では、事業計画の表において、新たに過疎地域公共交通再編事業を追加しております。その他幾つかの軽微な字句の修正等をしております。

次のページからは、変更後の山県市過疎地域自立促進計画（変更）を添付いたしております。

以上、13案件につきまして御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時42分散会

令和2年9月8日

# 山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山県市議会定例会会議録

第2号 9月8日(火曜日)

○議事日程 第2号 令和2年9月8日

日程第1 質 疑

- 議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第63号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第64号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 令和2年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 議第68号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第6号)

日程第3 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について

日程第4 質 疑

- 議第68号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について

日程第5 委員会付託

- 議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

	を定める条例の一部を改正する条例について
認第1号	令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第60号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第61号	令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第62号	令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第63号	令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第64号	令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第65号	令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第66号	令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第67号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第68号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第69号	三田又川改修工事請負契約の締結について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第57号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第58号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
認第1号	令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第60号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第61号	令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第62号	令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第63号	令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第64号	令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第65号	令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第66号	令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

	議第67号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第2	議第68号	令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
日程第3	議第69号	三田又川改修工事請負契約の締結について
日程第4	質 疑	
	議第68号	令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
	議第69号	三田又川改修工事請負契約の締結について
日程第5	委員会付託	
	議第57号	山口市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第58号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第59号	山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	認第1号	令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	令和元年度山口市水道事業会計決算の認定について
	議第60号	令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
	議第61号	令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第62号	令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第63号	令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第64号	令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議第65号	令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第66号	令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第67号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第68号	令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
	議第69号	三田又川改修工事請負契約の締結について

---

○出席議員（13名）

1番	田 中 辰 典 君	2番	奥 田 真 也 君
3番	寺 町 祥 江 君	4番	加 藤 裕 章 君
5番	古 川 雅 一 君	6番	加 藤 義 信 君
7番	郷 明 夫 君	8番	操 知 子 君
9番	福 井 一 徳 君	10番	山 崎 通 君

1 1 番 吉 田 茂 広 君  
1 3 番 武 藤 孝 成 君

1 2 番 石 神 真 君

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総 務 課 長	此 島 祐 司 君
理 事 兼 地 方 創 生 監	浅 井 聡 君	理 事 兼 企 画 財 政 課 長	奥 田 英 彦 君
税 務 課 長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	谷 村 政 彦 君
福 祉 課 長	江 尾 浩 行 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
理 事 兼 子 育 て 支 援 課 長	久 保 田 裕 司 君	農 林 畜 産 課 長	浅 野 晃 秀 君
水 道 課 長	高 瀬 正 人 君	建 設 課 長	大 西 一 也 君
ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君	会 計 管 理 者	安 川 英 明 君
学 校 教 育 課 長	日 置 智 夫 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	棚 橋 輝 英 君	書 記	水 谷 勝 彦 君
書 記	長 谷 部 尊 徳 君		

---

午前10時00分開議

- 議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 質疑

- 議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

質疑は、9月1日に議題となりました議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例についてから議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 郷 明夫君。

- 7番（郷 明夫君） 資料4の2、3ページ、また、資料4-3の59ページですが、歳入のことでございます。市民税、固定資産税の収入未済額が、現年度分、過年度分を合わせ、3,561万、6,336万と多額なのはどのような理由があるのか、また、その未済額に対する今後の対応についてお聞きをいたします。

- 議長（武藤孝成君） 山田税務課長。

- 税務課長（山田正広君） ただいまの御質問にお答えします。

市民税の収入未済額が多い理由の要因の1つといたしまして、納税相談により分割納付誓約書を提出いただいている納税者の方が多数おられますが、新たに賦課される税金を含め完納に至るケースが少なく、毎年度、同額ほどの収入未済額で推移しているのが近年の状況でございます。

収納率向上の取組といたしましては、24時間全国どこでも対応可能なコンビニ納付など納付方法の周知、また、滞納者の増加を抑制するため、毎月、休日、夜間の納税相談窓口の開設、督促状及び催告状の発送、電話による催告などを実施しております。

今後の対応につきましては、今年度の4月より、岐阜県税事務所の徴収課内にあります国税等の徴収経験者が中心となった特別整理係に税務課職員1名を派遣しております。国や県の徴収事務を習得するとともに、県との連携をさらに図りまして、税の公平性の観点から収納率向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- 議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

- 7番（郷 明夫君） 分かりました。過年度分もかなりあるようですので、またしっかり努めていただきたいと思います。

次に、資料4の12、13ページの都市計画費の不用額でございます。不用額が都市計画費3,457万円と多額なのは、どのような理由があるのかお聞きいたします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

都市計画費の3,457万円のうち、水道課分の公共下水道事業特別会計繰出金2,210万8,000円の不用額につきましては、主に向イ東の枝線管渠工事の不施工、工事未着手によるものでございます。これは、建設課における向イ東道路改良工事予定箇所の用地取得に不測の日数を要したため、当箇所に計画していた枝線管渠工事の年度内完成の見込みがなくなりまして、不施工としたことによる不用額でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を通告のとおりさせていただきます。

1件目、認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねをいたします。資料4-3、文書広報費、市ホームページ運営事業及びリニューアル事業、すみません、ページ数が36ページになります。

事業成果には、ホームページのリニューアルによって関心が高まったとの評価がありますが、リニューアル当初、市民の方から御批判の声も受けました。市民の方の反響はどのようなものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） それではお答えします。

山口市公式ホームページは、平成24年4月にコンテンツマネジメントシステムを導入し、全ページで統一感のある、見やすく分かりやすいページの提供に努めてまいりました。しかし、スマートフォンやタブレット端末の普及など多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティの配慮が必要なことから、ホームページのリニューアルを行いました。

令和2年2月にリニューアルしたホームページを公開いたしました。公開直後は今まで見慣れていたカテゴリー構成を一新したため、必要とするページがどこにあるか分からないといった御意見も数件いただきました。

具体的な御意見の内容といたしましては、ちょうど新型コロナウイルス関連の頃でしたので、新型コロナウイルス関連ページに向けて、市民向けのページや事業者向けのペ

ージが散乱し、目的のページを探すことがなかなかできないといったものでございました。

そういう意見を反映いたしまして、現在では新型コロナウイルス関連のページを集約した形でカテゴリーを見直しております。また、閲覧者の使用している端末の画面サイズに自動的に調整するシステムなどを導入したことで、スマートフォンやタブレットで見やすいページとなったという御意見もいただいております。

今後も閲覧者のニーズに応えられるよう、カテゴリー構成の変更やページの変更などを行っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

コロナの関連ページについては集約をされ、大変見やすくなったと私自身も感じました。いただいていた声といたしましては、リニューアル当初、また直後だったせいもあるかと思いますが、過去の会議録や資料の場所が分からない、閲覧できないといったような御意見がありました。現在は、ページを見ますと検索をかければ閲覧できるものがあるように見受けられるんですけども、リニューアルに伴い、そういった各会議の会議録、資料はどのような扱いをされていますでしょうか。理事兼企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 会議録の関係の再質問だと思います。会議録につきましては各規則や要綱に載っております、公文書規程には会議録という欄はございませんので、議事録について、会議及び講習会に関する文章として3年保存というふうには書いてございますが、その間であれば保存しておりますので見ることは可能だというふうに考えております。

ただ、それを移行するときに、古いホームページから新しいホームページに移行するときに、何年分を移行するかというのは各課の判断でお願いしましたので、その辺につきましては、もう一度精査して、会議録等、どのぐらい載せるかというのは、もう一度検討し直したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ちなみに、議会の会議録は平成16年度からずっと見られるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

同じく資料4-3、165ページ、防災対策費のコミュニティ助成事業（防災備品）についてお尋ねをいたします。この事業に申請をされた団体は、交付金を受けられた1団体と伺っていますが、その募集や広報はどのようなようでしたでしょうか。理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

コミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益を財源とした社会貢献広報事業として実施しているもので、コミュニティー活動に必要な設備費用を助成する一般コミュニティ助成事業、集会施設の建設、大規模修繕などの費用を助成するコミュニティセンター助成事業、地域の防災活動に必要な設備の費用を助成する地域防災組織育成事業、青少年の健全育成のためのスポーツ、あるいはレクリエーション活動の助成をする青少年健全育成助成事業、4つの事業がございまして、このうち地域防災組織育成事業につきまして、総務課が申請窓口となっております。

御質問いただきました募集広報につきましては、一般財団法人自治総合センターから通知を受け、企画財政課におきまして、次年度の事業のお知らせという形で市のホームページで案内するとともに、その後、直近の連合自治会長会議、こちらにおいても周知をしておるところでございます。

なお、申請と採択の実績でございますが、令和元年度事業、平成30年度の申請になりますが、こちらについては、1件、蛍ヶ丘自治会のみでございました。令和2年度事業、令和元年度の申請になりますが、こちらにつきましては、斧田自治会、市場自治会の申請で、採択は1件、斧田自治会ということでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問を1点させていただきます。

こういった防災の対策費、コミュニティ助成事業なんですけど、ここの申請をされるに至るまでの募集や広報もそうなんですけれども、特に自助、共助といった意識づくりがこの申請につながるものになると思います。この年は県事業でタウンミーティングなどもされていたかと思いますが、そういった助成事業に行き着くまでの自助、共助の意識づくりについてどうお考えでしょうか。理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問のほうにお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、自助、共助の取組、大変重要であると認識しておりまして、特

に最近の災害の状況を見ますと、被害が大変甚大化しております。また、想定外のこと  
が頻発しておるといふ状況を踏まえ、やはり、公助、市役所の取組にはやっぱり  
一定の限界がありまして、十分な対応が必ずしもできないかもしれない、そういった事  
情もございまして、御自身の身は御自身で守る自助、あるいは地域ぐるみで守る共助、  
こういった取組が不可欠と考えております。そのため、自助、共助の取組を呼びかける  
取組といたしまして、広報紙による啓発を行っているところでございます。

具体例を申し上げますと、例えば、昨年、総合防災訓練を11月に行いましたが、12月  
号で防災の特集記事をさせていただきました。そのほかにも、今年に入りましては、7  
月号で昨今のコロナ禍における避難について、折り込みという形で広報のほうをさせて  
いただきました。このほか、議員御指摘もありましたけれども、県のほうとも連携し、  
昨年の秋、11月でございますが、岐阜大学のほうと連携したタウンミーティングを開催  
し、自治会長、あるいはボランティアの関係者に、自助、共助の取組の重要性について  
講演いただいたというところでございます。

現在、新型コロナウイルスの影響もございまして、なかなか大きいイベントというのは難しい  
ところもございまして、そうはいつても、自助、共助、重要でございますので、今後もこ  
ういった取組を通じて、自助、共助を中心とした防災意識の向上に努めてまいりたいと  
考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 次の質問に移ります。

資料4-2、12ページ、監査意見書についてお尋ねをいたします。こちらの最後にあ  
ります監査委員の意見なんですが、内部統制に関する取組について、監査委員の意見に  
は早期の導入を期待するとありますが、山県市の現状と今後の方針を理事兼総務課長に  
お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

内部統制につきましては、平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律により制度  
化され、令和2年4月の改正法施行に伴い運用が開始されているものでございまして、  
監査委員のほうからその早期導入を求める旨の御意見をいただいております。

この地方自治法に基づく内部統制でございますが、具体的には、業務におけるリスク  
の把握、その評価、対応策の検討と実践、自己点検、さらなる改善策の検討、その実践  
の取組を方針、あるいは評価報告書といった形で、その作成、公表を通じて可視化し

ながら実施するものでございまして、市役所全体における取組の実効性を担保するには、例えば、専任組織の設置を含め相応の体制整備が必要になると考えております。なお、そういった点も考慮されてか、地方自治法におきましては、都道府県には導入が義務づけられている一方で、市町村につきましては努力義務という形になっておるところでございまして。

そこで、御質問の導入方針でございまして、日常業務においてリスクが顕在化する事例は散見され、リスクマネジメントの重要性というものにつきましては十分認識しておりますが、本市のような小規模自治体において自治法に基づく内部統制を、実効性を高めながら実践するには、組織の基盤が脆弱であるといったことも踏まえまして、現時点ではちょっと導入は困難でございまして、まずは地道な取組を充実させていくことで、本市の実情に即した取組を進めてまいりたいと考えております。

具体例を幾つか申し上げますと、昨年度につきましては、各課において許認可、あるいは税、料金の収入、補助金の支払い等、市民生活に大きく関わる部分に関して、マニュアル、あるいはフロー図の作成を進めたところでございます。今年度からは、このマニュアル、フロー図を基に、毎月、各課が監査委員による行政監査を受けており、リスク管理の状況等について御説明を申し上げ、監査委員の意見をいただいております。

このマニュアル、フロー図につきましては、今年度、残りの全ての事務について作成する予定であるほか、そのほかにも新規や改正条例、あるいは規則の案を審査するための法令審査委員会、こういったものも市役所内部に今年度設置しました。さらには、職員による業務改善提案といった取組も本市の実情に応じた取組ということで、新たに進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 実際に導入をされている自治体の内容を見ますと、今、お答えをいただいた、総務課長がお答えいただきました取組のような内容が挙げられているところが多いです。機関を、そういった組織を設けることはまだ難しいということでしたので、今後の取組の評価、成果をまた見ていきたいと思っております。

最後の質問に移ります。資料6、19ページ、観光振興費についてお尋ねをいたします。こちらの需用費、委託料、備品購入費として上げられている事業の内容をそれぞれお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

需用費については、印刷製本費として、風光明媚のカレンダー1万5,000部を増刷する予定で120万円を見込んでおります。委託料につきましては、カレンダーの一部修正が必要となり30万円を、それからコロナ後の市内の観光PRを強化するため、観光スポットの動画作成や観光パンフレットのリニューアルなど850万円を見込んでおります。

備品につきましては、整備を進めておりますバスターミナルに電子情報板、デジタルサイネージというんだそうですが、これを設置するもので、先ほど申しあげました観光スポットや特産品等の情報を掲載する予定で600万円を見込んでおり、全体で1,600万円の事業となります。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問させていただきます。

お答えいただきました電子情報板についてですが、こちらはバスターミナルのほうに設置をされるということで、今後、山州市の観光にとって、とても重要なものになるかと思えます。

そちらの電子情報板に関する内容なんですけれども、タイムリーな情報を見ることができたり、また、これまで山州市が取り組んできた観光のサイトなどと連携することなども必要になってくるかと思えますが、電子情報板の内容について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

電子情報板につきましては、ネット回線で市役所と結んで、情報についてはいつでも更新できるようにということで考えております。そこで山州市のタイムリーな情報についても、これから、各課とまだ相談はしておりませんが、どういった情報を載せていくのかということ各課で検討させていただきたいというふうに思っております。必要な情報で、これはタッチパネル式で、自分で情報を選んで見ていただくということでございますので、できる限り新しい情報を市民向けにも考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で、寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 認第1号 一般会計決算認定について、農林畜産課長へお尋ねし

ます。

1点目、事業費が減少した理由、2点目、被害状況報告書の検証結果についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の事業費が減少した理由でございますが、申請者数が前年度に比べ減少したことが原因でございます。ちなみに、平成29年度は11件ございました。平成30年度が20件、令和元年度は15件の申請で、実際には毎年度、これは上下動しておるといふようなのが実情でございます。

それから、被害状況報告書の検証結果ということでございますが、この報告書で被害を防いだ効果を検証しました結果、農産物の金額換算で年間23万円弱というような額が、要するに効果があったということでございます。これは山県市有害鳥獣防止柵設置費助成金交付要綱に基づきまして、この防止柵というものは最低でも5年間は同じ防止柵を使っていただくということになっておりますので、5年間に換算しますと先ほどの23万円の5年分ということになりますと、約15万円弱ほどの効果があったのかなということを考えられますし、また耕地面積で申し上げますと、およそ8,000平米、80アールを5年間にわたって有害鳥獣から守っておるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 資料ナンバーとページ、あと内容をお伝えするのを忘れておりました、資料4-3のP113、鳥獣被害防止柵設置助成事業についての質疑なんです、再質問に入らせていただきます。

購入費の3分の1を市が助成することとなっておりますが、被害減少額が23万円弱と成果のある助成事業であり、農業者の営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加に歯止めをかける重要な役割を果たしているかと思えます。

そこで、2点お尋ねしますが、1点目は、この事業における柵設置の市からの技術指導の有無、技術指導があるかどうか、2点目は、対象の5年間という基準の根拠は何かについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 1つ、先ほどの回答の中で、私は5年間で15万円というふうに申し上げたということでございましたが、115万円の間違いでございますので、おわびして訂正させていただきたいと思えます。

それから、技術指導につきましては、当然ながら設置をしていただく防止柵によっていろいろなものがございます。電気柵があったり、あるいは網だけのものであったり、いろいろありますので、こちらの技術指導ということになりますと、市のほうが直接するのではなく、あくまでも資材の助成をしておるものでございますので、販売店のほうがどういうふうに設置したらいいかというようなことは御指導いただいております。

また、5年間ということでございますが、5年間といいますと、やはり風雨にさらされる防止柵でございますので、実際には5年で壊れるのかどうかちょっと分かりませんが、最低でも5年間はきちんと守っていただけて管理をしていただけて、これを効果のあるものとしていただきたいという思いで5年間ということにしております。実際にはもっともつのかも分かりませんが、5年間というふうに定めております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再々質問ですが、野生鳥獣による農作物被害は、国においても年々減少しております。しかし、人口減少などによる生息域の拡大、個体数の増加、地域によっては耕作放棄地が増加していることもあり、今後の被害拡大が懸念されます。

そこで、鳥獣被害をゼロにを目標としてつくられているのではあるかとは思いますが、経営事業計画書の提出により支給までの期間を5年から3年、2年など短期間に緩和すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

〔「すみません、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） ただいまの5年間という話でございますが、やはりお困りの農家の方、市民の方がたくさんおみえになられます。ですが、5年を3年とか2年とか短くするということは、それだけ多くの方に、我々としてはこれをぜひとも活用していただきたいという事業でございますので、最低でもやっぱり5年間というものは管理をしていただけるという方に対して、それによって、皆さんに広く、浅くと言っはいかんですけれども、広く皆さんにたくさんの方に御活用いただきたいという思いがご

ざいまして、5年間というものは今後も継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より御指名をいただきましたので、3点お伺いをさせていただきます。

まず1点目に、令和2年度一般会計補正予算、資料6、23ページ、中学校体育館空調整備工事について、学校教育課長に伺います。これは生涯学習課の総合体育館にも設置をされるということで、仕様等については同じだということを知っておりますので学校教育課長に伺いますが、1点目に、学校管理費として計上されておりますけれども、中学校としての使用方法、また防災拠点、避難所としての使用の認識を伺います。

2点目に、LPガスを使用した学校、電気をした学校もございしますが、3体育館はLPガス、電気、どういう仕様のものを使用されるのか、以上2点、お伺いをします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず1点目の質問に対してですが、防災拠点ということに避難所としての学校の体育館を使うということで、3中学校は現在の指定避難所となっております。避難所の開設は、原則、災害対策本部が決定し、例えば、台風接近時には、第1段階として開設する避難所6か所、さらに避難勧告でプラス3か所となっております。その後、自治会長と市民からの避難所開設の要請があった場合にはまた開設するというので、この段階で3中学校が避難所と開設するというふうに考えております。

また、現在コロナ禍ではございますので、避難になった場合に体育館にもキャパがございまして、想定している人数といたしましては、高富中の体育館でしたら234名、それから伊自良中学校でしたら208名、それから美山中だったら234名ということで想定はしております。

また、中学校のほうで、体育館でエアコンがつくということで、学校での利用、生徒たちの利用についてでございますが、想定としては、夏期、夏の暑い中ですと、体育の授業、それから部活動、入学式、それから始業式、儀式的な行事が考えられます。令和元年度、昨年度の、例えば高富中学校の実績でございますと、6月中旬から9月中旬の3か月間におよそ301時間、体育館を使用しております。ただ、猛暑の中ですので、猛暑の中で使うということを想定した場合に、体育館、エアコンの空調のスイッチを入れてすぐ冷えるものではございませんので、1時間前あるいは30分前、そのときの気候に

よって早くスイッチを入れるということを考えますと、301時間プラス50時間なのか、60、ちょっとその辺はまだ計算をしておりませんが、プラスアルファの時間が必要になってくるのではないかと考えます。以上で答弁とさせていただきます。

大変失礼しました。

○議長（武藤孝成君） 続けてやってください。

○学校教育課長（日置智夫君） 空調の仕様についてですが、空調は3中学校の体育館とも電源自立型ガスヒートポンプというものを想定しております。通常時は、電気、それからガスにより、室外機内のファンモーターや冷却水ポンプなどをガスにより発電し、エアコン、空調のほうを行います。それから、災害時は電気がこないというふうに想定した場合にガスで発電をします。大体80%の力というふうに聞いております。それで空調を行うというふうで、電源自立型ガスヒートポンプというのを想定しております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 通告をさせていただいておりますのでお伺いしますが、ランニングコストについて、ガスと電気の比較についてお伺いをさせていただきますが、未設置の中でのランニングコストは比較が難しいということをお聞きしていただきましたので、現状についてですが、現在の普通教室などLPガスを使用している空調設備の高富小学校、それから電気を使用した空調設備の富岡小学校のランニングコストの比較をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） では、御質問にお答えします。

ランニングコストの件ですが、高富小学校の場合は、空調は都市ガスを使っております。昨年度で申しますと、約92万円というガスの代金となっております。それから、電気代としては、高富小学校は159万円の電気代を昨年度使用しております。合計しますと、光熱費で高富小学校は約251万円となります。

また、富岡小学校を比較しますと、電気で空調している富岡小学校ですが、実は空調だけの電気代というのは、少しこれは計算ができないのが現状で、空調費を含んだ電気代、富岡小学校が1年間で支払った電気代は238万円となります。

そして、差引きをすると13万円、高小のほうが高くなるというのが現実でございます。ただ、ガス、これの13万円が純粹に空調のためのガス代のプラスアルファということは、ここでは申し上げられませんので、具体的に差額が出せるといいんですが、現状としては、昨年度の実績としてはこういう形になりましたので、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） あんまりそんなに開きがないということは了解をさせていただきました。

続きまして、資料4-3、69ページ、結婚支援事業について、理事兼子育て支援課長にお伺いをします。

出会いの場の提供について一定の成果が出ていたように感じますが、平成31年度は、2回の婚活実施で12組のカップル成立数の実績がありましたが、令和元年度は婚活の実施が行われていなかったその理由についてお伺いをします。

2点目に、事業成果に年間4回の結婚交流会開催とお見合いサポートとありますけれども、その事業内容をお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、表の数字について端的にお答え申し上げますと、令和元年度は平成30年度に実施した婚活イベントに代えまして、婚活交流会というものを実施したためということでございます。平成30年度におきましては、成果説明書の表にございますように男女10組の婚活イベントを2回実施しまして、その結果12組のカップルが成立しております。他方、令和元年度においては婚活イベントの実施回数がゼロ回ということで、当該婚活によるカップル成立もゼロ組となっているものでございます。ただ、令和元年度におきましては、事業成果の文面にございますように婚活交流会を4回実施しております。

この4回の婚活交流会の具体的な内容についてでございますが、1つ目は6月に独身女性を対象として、2つ目は11月に独身男性を対象としまして、新規会員の掘り起こしですとか、婚活意識の高揚や効果的な婚活スキル等の講習会というものを行っております。その他の2回につきましては、それぞれ男女10名が参加していただき、それぞれグループを組んだゲームによるマッチングを試みたものでございます。

こうしたことを踏まえた結果につきまして、もう少し補完的に御説明を申し上げますと、平成30年度に実施されたお見合いは76回ございまして、成功に至ったカップルは2組でございました。他方、令和元年度に実施されたお見合いの回数は48回と大きく減少しておりますが、成功に至ったカップルは8組と大きく増加しておるのが実情でございます。

こうしたことを考えますと、当然その回数よりも質や内容、実態に合った実施方法というものが重要であるといえまして、本年度も令和元年度の方法を踏襲する、要は婚活交流会を4回やるような方法を踏襲する所存でございます。特に本年度におきましては、市内の企業経営者の方に対しましても、商工会とも連携して事業者等への意識啓発等を

積極的に展開してまいりたいと考えているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 出会いの場を求める若者も多いというふうには本当に伺っていますので、内容のあるまたきっかけづくりをぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、資料、同じく4-3、177ページ、教育ICT関連備品購入について、学校教育課長にお伺ひいたします。

平成30年度は、電子黒板、デジタル教科書、無線LANなど、タブレット端末で小学校136台、購入されたというふうにお聞きしていますが、令和元年度のタブレットを含めたICT機器の購入数をお伺ひします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

令和元年度でございますが、電子黒板は10台、それからタブレット型のPCになりますが、これは140台導入をしております。また、今年度もICTを整備してございますので、少し補足ということで、一体、今、学校でどんな実態かということをお伝えいたします。

電子黒板のユニット型のものも今年度に導入いたしましたので、電子黒板として使えるテレビとユニット型のもの、本当の電子黒板、合わせて105台、今、学校には導入をしております。これは普通教室、それから特別支援学級を含めて93学級、山県市内の小中学校でございますので、全ての学級に入る、それから特別教室、理科室等でございますが、そういうところにも少し入れることができているというのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 再度お伺ひしますが、タブレット端末に限ってですけど、276台となりますけれども、当時、想定されていなかった本年度のGIGAスクール構想によって、教員を含めた1人1台のタブレットが配布をされるというようなことになりまして、この276台、これは有効活用されるというふうに思いますが、どういう活用をされるのかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

276台というタブレット端末が、昨年度までに導入を小学校のほうでいたしました。今、御指摘のあったとおり、今回タブレットが1人1台ということで入ることになります。現在、昨年度まで導入したタブレット型のPC、パソコンは小学校のパソコン室に設置

はしてあります。G I G Aスクール構想によって1人1台端末が手元にくるということになった場合に、このPCの使い道というか有効利用についてですが、来年度、あるいはタブレット端末が導入された今年度の末になるとは思いますが、この段階でもまだパソコン室でタブレット端末を使う有効性があるというふうに考えております。

例えば、6年生の理科の学習で、電気の働きによる使用するセンサーという單元というか教材がございます。そこではタブレット端末ではなくて、昨年度まで導入したPCを使うということが可能に、使うほうが有効というふうになってまいります。それから、プログラミングの学習もございますので、それも今、G I G Aスクール構想で1人1台タブレット端末を子供たちが持ったとしても、すぐに使うことはできませんので、現在パソコン室にある昨年度まで導入したタブレットのPCを使うということになると思います。

ただ、今後、タブレット端末1人1台のG I G Aスクール構想のタブレットが、子供たち1台ずつ持つことになって、どんどんどんどんそれを使いこなすことになってくると、御指摘のとおり、この昨年度までに入れたタブレットのパソコンが、パソコン教室では不要になるという言い方は変かもしれませんが、ほかの有効活用の方法が出てきます。

その案といたしましては、現在、教職員の校務用パソコン、これも四、五年を経過しておりますので買換えの時期になっておりますので、そちらで使うということも可能になってまいります。また、教育センターのほうに適応指導教室、コスモスがございますのでそちらで使用するパソコンということも考えられます。また、中学校のパソコン室にあるパソコンは、これも同じように、もう四、五年たってきておりますので、そちらの入替えということも可能になってまいります。有効に、もちろん使うようにしていきたいと思っておりますので、現段階としてはこのように活用したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で、加藤義信君の質疑を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で11時から開会します。よろしく申し上げます。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位5番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、質疑14件を行いたいと思

ます。

まず1つ目、認第1号 令和元年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。防災行政無線同報系設備更新工事です。資料は、4-3の164ページです。

防災行政無線同報系設備更新工事について、成果説明書では、デジタル化に向け、令和元年と令和2年度において更新工事を行うとして予算を計上したが、成果品としての納品がないので、翌年度に事業費を繰り越したとあります。この説明書では、設備更新工事の監理委託料として113万3,000円が支出されています。この内容及び事業費繰越しに関連して、更新工事の概要と当初工事日程、システム構築などの日程、システム構築などの工程との関係で進捗状況についてお尋ねをします。

また、この事業の関係で行われている談合訴訟の現状と工事への支障等の有無についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線同報系設備更新工事監理委託につきましては、防災行政無線更新工事の入札における質問に対する回答を行う際の助言、あるいは入札後の請負業者との打合せ及び助言、請負業者から提出される書類等の確認、管理報告書の作成等を行う業務となっております。契約期間は令和元年9月24日から令和3年3月15日までとなります。契約金額につきましては341万円でございます。令和元年度については契約期間から換算し、全体の18か月分の6か月分に相当する113万3,000円を支出しております。

令和元年度の防災行政無線同報系設備更新工事については、12月の契約後、3月までは現地調査やテレメーター事前操作試験対応、東海総合通信局とのヒアリング、あるいは機器、親局、指令台等でございますが、こういった機器の手配及び制作の業務を行っておりますが、これらの業務については成果品として納品がないため、令和元年度工事請負費1億円でございますが、こちらにつきまして翌年度へ繰越しを行ったところでございます。

御質問2点目、防災行政無線同報系設備更新工事の概要についてでございます。無線通信規則の改正によりまして、令和4年11月以降、現行の無線機器が使用不能になることから、防災行政無線同報系の親局、そのほか中継局及び屋外拡声子局設備110局などを更新するほか、ICTを活用し、気象庁の雨量予想、大雨及び洪水警報の危険度分布のほか、岐阜県の河川水位、カメラ映像情報、そのほかにも山州市の雨量や河川水位情報などをインターネットから収集し、その情報を一元的に監視する機能を持つ防災情報システムを導入することとしております。

この防災情報システムでございますが、収集した気象情報に基づき、避難勧告の発令、その対象地域を画面で表示する避難勧告等発令支援機能及びその発令を放送操作基盤と連動させ、市民に迅速に発令情報を放送する避難勧告等発令連携機能、こういった機能を兼ね備えておりまして、山州市の防災体制の強化に結びつくと考えておるところでございます。

御質問3点目、進捗状況でございますが、中継局の設備工事におきまして、網掛地内でございます中継局、この位置につきまして停電時などの非常用対応のため車両で乗り入れが可能な場所に移設するよう調整中でありまして、こういった事情もございまして、当初工事日程より若干遅れておりまして、出来高につきましては、7月までで10.6%、8月末現在の予測は22.5%との報告を受けております。

御質問4点目、最後でございますが、談合訴訟による工事への支障につきましては、消防救急デジタルの賠償請求の案件のことをおっしゃってみえるかと思うんですが、こちらについては、支障は特になくはないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 防災に向けて具体的なシステム構築が進められているということで、全体としては網掛地内ですか、その移動ということだったので、全体の工事そのものとしては別に大きな支障というようなことはないということでしたので、安心をしました。訴訟の関係も含めて、これは直接的な影響はないということですので、一日も早くこういう状況についてきちんと整備がされるということをぜひ要望しておきたいと思っております。

それでは、1点目についてはそういうことで、2点目に移りたいと思っております。

認第1号の決算認定についてですが、魅力発信プロジェクト、資料の4-3の34ページのところです。この中には市の新規採用職員を中心にして結成したチームの人数とか部署について、また、プロジェクトの1年間にわたる具体的な成果物の内容について、このチームのメンバーのその後職務への実際の効果とか評価など、どのようになってきたのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 質問にお答えします。

魅力発信プロジェクトは、昨年度の新規採用された職員を中心に13名で結成して、ほぼ全課での12課に所属しております。このプロジェクトは、山州市の持つ魅力を再整備し、その魅力を幅広く情報発信して認知度を向上させるとともに、開かれた市政を推進

し交流人口及び定住人口の増加を目指すため、全庁体制での積極的かつ効果的な魅力発信活動を実施することを目的としていますという文言をうたわれております。

活動といたしましては、高富中学校が行っております職業講話キャリアナビ2019というのがあるんですが、そこで講師役として、その13名が講師を行ったり、研修であったり、その後に、去年初めてですが、報告会というのを行いました。報告会では、市長、副市長、教育長はじめ幹部職員の前で、職業講演や研修で得られた知識や経験を基にパワーポイントで資料を作り、子育て、移住、定住、観光、就農、婚活支援などのアピールを行っております。メンバーへの評価でございますが、報告会ではグループ発表、ワングループ13名で行って行っていましたので個別ではなくプロジェクト全員に対し、少子化対策への取組への期待や実現可能性の高い施策の提案、プレゼン能力の強化、今後40年ほど続く職員生活にこの経験を生かし続けてほしいなどという意見が出ております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） これから少子高齢化の中で、地域再生をどうしていくのかという非常に大きな課題があって、新しい職員がそういう意味で意欲的にそういうことに参加していくというのは非常にいいことだと思うんですけども、こういうふうに出された中身を少し、どこまで発展できるかということはあるかもしれませんが、やっぱり市民に向けても市役所の中で、新しく入ってきた職員の人たちがこういうふうに行っているんだというようなことを、ぜひアピールするようなことを考えてほしいと思うんです。そういう意味では、多分SDGsをやられたときにも、そのメンバーがみえたのかな、そういういろんな意味でのその積極的な取組の中身を市民向けにアピールするようなことについて、お考えはありますでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） この魅力発信のプロジェクトの全てではないですが、発表会の様子はCCN等に撮影をお願いしてCCNで放送されておりますが、まだそこまでのレベルに達していない、本当に新人職員の研修の一環としてやっておりますので、何らかの方法で発表していくのはやぶさかではございませんが、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） この間もCCNで、実は特別委員会の放送がされたんですけども、ほとんどちょっとさわりの程度しかやっぱりできないので、できれば要するにその市の中で少し共有できるような、この中身について公表していただいて、我々も共有す

るという場面があればいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（武藤孝成君） 次の質問に移ってください。

○9番（福井一徳君） 次、行きます。

認第1号の同じく決算認定についてですが、非核平和都市宣言事業について、資料は4-3の33ページのところです。

平成30年度第3回市議会で非核平和都市宣言を満場一致で採択してから、今年で丸2年になります。核廃絶に向けては被爆75年の今年、国連で採択された核兵器禁止条約の発効まであと6か国の批准に迫る情勢です。そこで、山県市の核廃絶に向けた非核都市宣言にふさわしい事業内容の実施状況と、令和元年度の事業を振り返り、今後について引き継ぎ発展させる課題の検討結果についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

令和元年度における非核平和関連事業につきましては、グリーンプラザみやまで、来客数の多い8月にミニミニ原爆展を開催したほか、令和元年第3回定例会の一般質問に対する答弁において、取組を幾つか紹介させていただきました。その内容につきまして、取組の状況を御説明申し上げます。

まず、学校教育課が作成する夏休みコンクール募集一覧に、子どもたちによる平和なまち絵画コンテストを掲載いたしました。今回は応募実績はございませんでしたが、児童・生徒に広く周知する有効な手段であると考えておりますので、来年度以降も引き続き掲載をお願いしたいと考えております。

また、ミニミニ原爆展につきましては、高富、伊自良、美山の中央公民館において開催する予定でしたが、現在、新型コロナウイルスの影響もありまして、市民が中央公民館を利用することもできなかったため、開催を見送っておる状況でございます。なお、今後につきましては、年内に美里会館で開催を計画しているほか、来年1月には、市図書館で平和に関する展示会を開催する予定と承知しております。

このほか、7月には、日本非核宣言自治体協議会から首長による平和メッセージの提供について依頼がございました。これは、平和のメッセージを記入したパネルを掲げた首長の写真をスライドショーの形にしまして、同協議会のホームページで公開するものでございます。市長もこの事業に賛同し、「水と緑、平和な未来を 次代を担う若い世代へ」といったタイトルでメッセージを筆で書いておりまして、その動画につきましては、8月1日に公開されておるところでございます。

次に、課題と検討結果についてでございます。昨年の一般質問で、議員から、被爆写真を広く市民や各種団体に貸し出す体制をつくっていただきたいと、こういった要望をいただいたことを受け、本年7月には平和資料貸出事業実施要綱を制定し、市のホームページへ掲載するとともに、広報9月号、こちらに記事を掲載したところでございます。残念ながら、今のところ貸出しの実績はございませんが、非核平和都市の実現のためには、市民と行政が一体となって推進するということが重要と考えておりますので、今後も周知を図ってまいります。議員におかれましても、市民の皆様に広く御紹介いただくと幸いです。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 貸出事業も早速ホームページでやられていて、残念ながら、今年コロナでいろんなことができないという状況があるんですが、広くやっぱり市民の中に広めていく必要があると思います。もともと宣言をするに至って、宣言することが重要ではなくて、やっぱり中身をどうするかということが重要なんだというのを執行部のほうからもそういうお答えがあったので、これは地道にやっぱり幅広く広げていくということと、来年度の予算編成の中でもう少ししっかり検討して広げていく、それから市民にもやっぱり告知していくというようなことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて、4点目のところです。

協働のまちづくり活動補助金ということで、資料の4-3の同じく33です。

地域での活動をどういうふうに発展させていくかというのは非常に防災面からも重要になっているというふうに思うんです。それで、これらの活動の補助実績として挙げられている里山アドベンチャークラブの里山アドベンチャー事業とか、旭ヶ丘の自治会による住みやすい旭ヶ丘を目指す事業について、活動の概要や規模、その事業の継続性について、まちづくりの基本理念の具体化と言われる中身についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

協働のまちづくり活動補助金は、自然環境を大切にし、活力ある協働のまちづくりを推進するため、山県市における市民協働の担い手を支援することを目的として、地域活動事業に取り組む団体に対して予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。昨年度は6団体ほどに補助金を交付しておりますが、その中で、御質問の里山アドベンチャークラブの里山アドベンチャー事業につきましては、3歳以上の小学生の親子を対象

として、月1回、市内での自然体験活動を行う団体でございまして、平成29年度から活動されており、令和元年度には約250名の参加がありました。子供たちが自然の恵みに感謝しながら、生きる力や自己肯定感、忍耐力、地域への誇りなどを育むことにつながっておりますという実績報告をいただいております。

また、もう一点の旭ヶ丘につきましては、住みやすい旭ヶ丘を目指す事業は、旭ヶ丘自治体が山林地権者と協力して地域の里山を整備する事業でございまして、平成28年度より継続して年5回程度、雑木の伐採や草刈りなどを行ってまいります。地域の問題を地権者と自治会で協力して取り組むことで連帯体制の強化を図り、住民の愛着を育み、美しい里山を次世代に引き継ぐことを目的とされております。これらの事業につきましては、住みよい地域社会を目指し、自主的かつ自立的に行う公益的な事業であり、山県市まちづくり基本条例第3条に規定するまちづくりの基本理念である自然環境を大切に、活力ある協働のまちづくりを推進することにつながっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） こういう補助事業をやっている中で、それぞれの地域の取組についていろいろ分かってくることがあるというふうに思うんですけど、山県市の中でも、この間、社会福祉協議会がフードバンクを始めたりとか、いろんな取組があるんですけど、こういうものを、行政との関係の接点で分かったことをもう少しまとめて報告するなりなんなりというような形にして普及をしていく。自治会の中で、これは行政だけではないと思うんですけども、結構いろんな取組をやられていて、すばらしいなと思うことも結構あるんですね。ところが、なかなかそういうのが、個々知っている人は知っているんだけど、なかなか伝わってないとかというようなことがあったりするので、そういうのを少し集約的にしてみんなでやっぱり共有して、いいことは広めていく、普及していくというようなことが大事じゃないかなと思うんですけど、そういうような点については、企画財政なんですかね、総務課なの、どこなんでしょうか。そんなようなことについての検討をしていただけないかという質問です。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

この協働のまちづくり活動補助金というのは、毎年申請をいただいております、5月には必ず申請の受付と前年度の活用事例を広報に必ず載せさせていただきます。広報で発表させていただくとともに、ホームページでも公開しておりますので、そちら

を御覧いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 広報でいろんなことが書かれているんですけども、少しそれを集大成したような形というようなことも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。ぜひ御検討をよろしく願いしたいと思っております。

次、行きます。資料4-3の39ページですけども、ふるさと応援寄附金事業ということで、新たに利用を開始したふるさと納税ポータルサイトの利用が爆発的に拡大になったというのは実際に見ていて分かるんですけども、これはかなりサイトの利用自体が普及していくということになると思っております。この間、9月1日時点で見たら103品で、受付期間外がそのうち9品ということだったんですけども、令和元年度の伸長実績の中で、およその金額の分布といいますか、どのくらいの人がどのくらいというようなことと、それから返礼品のベストテンというのを教えていただきたい。

それから、現状を見据えていると、これ、どんだんうなぎ登りに増えていくというふうにはちょっと思えないかなというふうに思いますので、今後そこから見えている課題なんかについての認識をどのように持たれているかということについてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

令和元年度の実績について、まず寄附金額の分布でございますが、寄附件数1万759件でございますが、そのうち1万円以上2万円以下が5,078件、全体の47.2%で最も多く占めており、続いて3万円以上4万円未満が2,498件で約23.2%、4万円以上5万円未満が1,051件と約9.8%を占めております。

また、令和元年度の返礼品のベストテンでございますが、順に申し上げますと、1位はカモなベセットでございますして1,041件、2位と3位はそれぞれ飛騨牛でございます。それぞれ件数が829件、804件、4位がシャワーヘッドでございますして660件、5位は濃厚卵黄もみじたまごでございますして567件、6位もシャワーヘッドでございます540件、7位は美濃桜尾産ハツシモ約10キロでございますして456件、8位も飛騨牛でございますして426件、9位と10位もシャワーヘッドでございます。それぞれ397件、301件となっております。飛騨牛のほか、本市の卵、あるいは米といった農産物のほか、本市を代表する産業であります水栓バルブ関係でシャワーヘッドが上位を占めております。

令和元年度につきましては、平成30年度と比較し寄附総額が1億7,390万8,000円、寄

附件数が6,626件増加しております。今年度につきましても、7月末までに前年度の寄附金額の約1.5倍の寄附申込みをいただいております、寄附額は順調に伸びておるといいう状況でございます。

そういった中で、今後の課題でございますが、さらなる寄附額の増加に向け、返礼品の充実、あるいは山県市を訪問いただくきっかけとなるような食事券、ツアー券といったような体験型の返礼品開拓を進める必要があると考えており、商工会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） この制度そのものについては、私はいろいろ、税の在り方等含めて問題を抱えている部分もあるというふうに思いますけれども、実際に、要するに山県市のそういう地場産業の製品がきちんと知られていくという意味での意味は非常に深いなど、実際に中身を見ていると、付加価値のある、そういう商品なんかはずっと返礼品の中に、リストにありまして、それらがきちんと注目されているという意味では、山県市を売り出していくということが大事だということに思いますが、あくまでこれ、どんどん進めていくと、正しい形ではなくて返礼品競争みたいな、いろいろ今、総務省も言ったりなんかしておりますけど、そういうことに陥らないような対応をして、山県市をアピールしていくというような意味で取扱いをしてほしいというふうに思います。最初から、そういう意味では節度あるいろんな返礼品の対応なんていうのをされているし、地元のをきちんとアピールするという意味では、丁寧にやられているというのは認めていきたいというふうに思います。

では、続いて、男女共同参画社会推進についてということで、これも資料の4-3の43ページのところです。これは、さくらカンパニーの運用方法や認定の基準についてということで、内容をお尋ねします。また、実際に認定をした事業所の認定後の実施状況の報告なり、経験交流なりというような場が設けられているかどうか、認定後の山県市での企業の男女共同参画の模範事例といいますか、そういうものがあったら教えていただきたいと思っております。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

男女共同参画推進条例というものがございまして、それを進めていく上でさくらカンパニー認定制度実施要綱というのに基づいてつくった制度でございまして、認定基準につきましても、岐阜県のエクセレント企業認定制度を参考に山県市さくらカンパニー認

定制度実施要綱を定めております。

さくらカンパニーでは、市内企業がワーク・ライフ・バランスの推進や女性が働きやすい職場づくりに取り組むようエクセレント企業の認定基準に対して少しハードルを下げ、どの企業でも取り組みやすいものとしております。このさくらカンパニーをきっかけに魅力的で働きやすい会社をPRすることで、市内企業の人手不足解消等の一助になることなどを期待しております。

認定先企業につきましては、昨年度10企業を認定しておりますが、今年度の実施予定のセミナーに参加していただき、さらなるレベルアップの場としていただくとともに、同時に開催予定の座談会などでそれぞれの会社の取組や働き方などを披露していただき、市全体でワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する意識を高めていきたいと考えております。

また、昨年度認定した企業の取組をより多くの市民の方にも知っていただくために、広報やまがたですが、7月号から「きらっと輝く！さくらカンパニー」というタイトルでコラムの連載を開始しております。この連載により、市内企業の模範となる取組、例えば30分単位で有給休暇が取得できることなどを広く周知し、第3次山縣市男女共同参画プランの基本理念である男女一人一人が仕事と生活の調和を図りながらそれぞれの個性と能力を発揮できる活力ある山縣市への実現に向けて、市全体で男女共同参画社会に対する意識の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実際に、これを進めていく中で、いろんな採用だとか、そういう部分での前進とか教訓的な取組をしているというようなところについてあったら教えていただきたいのですが。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

具体的にまだ、昨年2月だったかな、に認定式を行いまして、企業さんには社労士

なんかにいろいろお願いしながら企業のレベルアップをお願いし、さらに今年度も、今後、岐阜県のエクセレントを取れるような会社にしていきたいという目標を持って、さらなるバージョンアップを目指していくということで、まだこの事業は続いておりますので。ただ、採用に関しては、ハローワークでも山県さくらカンパニーについてはこういう制度に採用される企業であるというような紹介をさせていただいておりますので、それはメリットになっておりますし、中小企業振興条例につきましても、一部補助を上乗せするなどの施策も取っておりますので、そういう点では大変いい制度だとは思っておりますが、採用などについては私のほうではちょっと承知しておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実際、長く続けていくということは非常に、継続するということが大変だというふうに思いますので、ぜひ山県市のやっぱり企業が元気になっていくということが大変だと思いますので期待していききたいと思います。

それでは次に、資料の4-3の46ページで、田舎暮らし推奨企画振興業務委託事業、「ぎふ・山県おんせえよお〜」の委託による様々な事業が推進されました。移住者交流会を通じて移住者のアフターフォローをすることができたというふうにあるんですが、具体的なアフターフォローの内容、それからこの企画を通じて実際に移住された方がどのくらいおみえになって、移住先、美山だったり高富だったり伊自良だったりというふうに思うんですけど、その移住先がどんなところかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

移住者交流会は、最近移住をした方、それから地域の住民、それから移住をこれから希望する方、こういった方々の交流の場として昨年は7回行いまして、延べ60名の参加がございました。移住者からは移住後の体験談などを、地域住民からは地域の行事とか地域のしきたりなんかを、それから移住希望者からは移住後の心配事など、こういったことを自由に語っていただきまして、その中で、移住後も安心して定住することができるよということ、この交流の場を設けております。これによりまして、3名の方が移住をされたわけですが、地区については、美山地域の乾と北山地区にそれぞれ移住をされたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） こういうことについても地道なやっぱり努力の中でというふうに思いますし、それからこの前も県でお伺いしたんですけど、農業従事者が退職してから田舎へ行って農業を始めるといふ人がかなり3分の1ぐらいを占めているというような話もありましたので、そんなことも含めながら、ちょっと地道に努力をお願いしたいと思います。

認第1号、決算認定で、地域活性化事業補助金ということで、4-3の50ページのところです。平成30年から開催場所も日程も、これは高富、富岡の夏祭りだったと思いますが、市役所前で4,000人を超す参加による盛り上がりの企画をされていたんですけども、高富、富岡の中心地から消えてしまいました。帰省するお盆の時期の開催を楽しみにしていた人たちから地元で復活を望む声もあります。市として補助金を出している立場で、会場とか日程の変更等について、どのような経過で変更されたかということと、平成30年は栗祭りは残念ながら台風で中止ということだったんですけども、お祭りについては30年、それから令和元年の2年間実施をされましたので、どのように評価されているか。今年は、コロナで中止という状況もありますが、今後どのように進められていようとしているのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

高富地区で行われますふれあいまつりの会場と日程の変更についてですが、主催者によれば、猛暑対策ということとスタッフの高齢化による負担軽減ということで、日程や場所の変更をしたというふうに聞いております。お祭りの内容、評価についてでございますが、この補助金は、地域住民相互の触れ合いを深めるために役立てていただくというものでありまして、市としてその祭りの内容についての評価というのはいたしておりません。こういった行事は継続することで地域に浸透するものというふうに考えておりまして、実行委員会のほうで相談され、内容の変更や改善を行っていただくべきものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実行委員会のところを中心にしながらというのはそのとおりだというふうに思いますので、地域からの要望もそういうところに反映させるというようなことをしていきたいというふうに思いますが、かなり参加者も非常に多かったというようなこともあって、コロナ問題があるからこれからどういうふうやっていったらいい

かという、いろんな問題が様々な企画についてあると思いますが、ぜひそういう地域からの声を反映させるような方法について努力をしていただきたい、私も積極的に加わっていききたいというふうに思います。

次、行きます。地域特産品育成支援事業補助金ということで、畜産課長にお尋ねをします。114ページです。山口市の特産品の栽培加工品開発を支援する事業ということで新たに始めたということで、8件で70万円の補助金というふうになっています。素材から6次産業化における付加価値創造というのが地元の特産品として維持拡大を図る上で重要な課題じゃないかなというふうに思います。「麒麟がくる」という企画とも相まって、山口市をアピールする事業の拡大につなげるような補助金事業を令和元年に新たな事業としてスタートされたということなんですけれども、これについての評価だとか、今後この事業をどういうふうに広げていくのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えします。

この補助金につきましては、栗、柿、ニンニク、それからクワノキマメ、こういったものの栽培や加工開発を支援といいますか、この資材を10万円を限度として支援しているものでございますが、この評価ということでございまして、まず、前年度に比べた栽培面積がどのくらい増えたのかなということを調べさせていただきましたら、栗が1万8,400平米ほど増えております。それから、ニンニクは2,000平米、それからクワノキマメは50平米ほど増加をしておると。柿のほうについてはちょっと増加はしていないということでございましたが、また、これら加工品開発によりまして、クワノキマメのパウンドケーキ、あるいはラスクというお菓子がございまして、こういったものの売上げというものがございまして、加工したものが95点売れたというようなことを伺っております。

また、本年度におきましても、特産品生産経費の補助金の申請、あるいはこの申請がしたいというような相談が既に数件寄せられておるというようなことでございまして、ぜひとも今後もこういった支援については大いに広めていきたいなということを考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） この事業を通じて栽培面積が増えているということでしたが、栗、ニンニクについて、それぞれ実際に何%ぐらい増えたのかという、1万8,400平米ということですけども、大体ざくっと教えていただければ。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 申し訳ございません。全体の数字を今ここでつかんでおりませんので、先ほど申し上げた数字しかつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） また後の質問とも関連するとも思いますが、今後、また教えていただきたいと思えます。

10点目、栗ゾーン整備事業についてということで115ページ、資料の4-3の115ページです。この栗ゾーンというのは、栗の栽培の試験、それから研修や学生の総合学習の場として活用というふうに書いてあります。地域農業支援という観点から、利平栗発祥の地として現状の栗の栽培面積とか品種の収穫量はどのようなものか、それからこの栗ゾーンでの栗栽培の試験、活用を図るといふふうに書いてあるんですが、今、苗を植えているところの段階だと思ふんですけれども、整備事業を通じて具体的な活用の計画というのはどのように検討されているかお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） それでは、御質問にお答えします。

先ほどの質問とも多少関連はしてまいりますが、山縣市全体の、まずは利平栗の栽培面積というものが、実際には未管理の未管理木といえますか、多品種を混栽されておるといふような栗栽培の特性でございまして、正直申し上げて栗の栽培面積というものは正確には把握はできないといふような状況でございまして。ただ、利平栗の収穫量につきましては、農協、JAへの昨年度の出荷量で申し上げますと、利平栗が0.6トンということでございます。大変これ少なく感じるわけなんです、利平栗以外では丹沢という品種は1トン、それから筑波という品種は3.7トンございました。ちなみに、利平栗の過去最高の出荷トン数は、利平栗だけで申し上げますと、2トンあったといふときもございまして。これは3年間の平均のうちでございまして。ただ、去年は気象状況が大変悪く、台風の影響もございまして、全国的にも栗の生産量が大きく落ち込んだといふような年でございましたので、このような数字になったといふことでございます。

以上でございます。

〔「栗ゾーンの活用」と呼ぶ者あり〕

○農林畜産課長（浅野晃秀君） ごめんなさい、大変失礼しました。申し訳ございません。

栗ゾーンの具体的な活用計画につきましては、まず、大きく分けて農業者の技術支援ということ、それから地域振興といふようなことがございます。

まず、農業者の栽培技術の向上を目指しましては、栗組合がこの毎年開催してござい

す剪定講習会、こういったものの会場にさせていただくと、それから本市における先ほどの栗の出来が悪かった年があったということを申し上げましたが、栗栽培データの収集の場としてというようなことを考えております。

それから、地域振興に向けましては、栗祭りへの栗の供給もしていきたい。それから、市内の小中学生等を対象にいたしました栗拾い体験、あるいはこの栗の生産というものを学んでいただいて、地域特産品への思いを醸成するような場にしていきたいなということを考えております。

また、この栗ゾーンというのは実がなるのにまだ数年先ということでございますので、実際には今後もっと具体化していきたいなど、こういったことを考えております。議員各位におかれましても、何かよい活用方法がございましたら、ぜひとも御提案がいただけると幸いです。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 利平栗発祥の地ということでいろいろアピールもしているんですけど、ぜひ市長にお伺いしたいんですけど、利平栗をきちんとやっぱり管理して、先ほどどうなっているか分からないという話がありましたけど、利平栗だけじゃなくて混栽しないとできないということもあると思うんですけど、ぜひ山県市の特産にしていくという意味で、ここはやっぱり広げていくというような点で、市長、ぜひ新しい施策をとるというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 一番利平栗に詳しい副市長からお答えします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

一応、今栗組合の会長を務めております。利平栗、たくさんつくりたいんですが、実は非常に難しく、大体ほとんど使い物にしてしまうような状況でしか今ないです。何とか大量につくりたいんですが、今のところ、一回ふるさと納税でも失敗したように、予定収量が想定できないというような品種でございますので、なかなかうまくいっていないのが現状です。

今後も、やはり3分の1ぐらいは利平栗を栽培し、その特産化を今いろいろと考えております。中には、自動渋皮むき機を購入してやり出したところ、そして、今回バスターミナルに農協の施設ができます。ここのスイーツは、まず、栗を第一に使っていくということで、農協さんからも相当な注文を今現在、もういただいております。何とか

農協、そして生産者、市、この3つが連携して特産品に仕上げていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ありがとうございます。

続いて、11番目です。水産多目的機能発揮対策事業ということで、120ページにあります。武儀川、神崎川及び柿野川の環境整備活動を推進するための地域の清流美山応援団と協定を結んで、漁場の環境保全を進める活動が推進されたというふうにあります。この報告書を見ていて、つくづく美山の総合グラウンドにヒ素入り残土を埋めようとした重大性と、埋めなくてよかったなというように率直に思うんですが、この清流美山応援団という団体の構成メンバーや活動内容、協定内容についてお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） それでは、御質問にお答えします。

まず、構成メンバーは全部で100名ほどおみえになります。6名の役員さんをはじめとしまして、漁業者の方、あるいは漁業者以外の方もおみえになれるということでございまして、トータルで100名ほどということでございます。

活動としましては、美山の川遊びとか、あるいはバーベキューなんかをされた後のごみ、こういったものの清掃とか、水中生物のモニタリング調査などを行っていただきまして、河川環境及び生態環境の適正な維持に努めていただいております。

協定につきましては、平成31年度の当初に、水産庁の水産多面的機能発揮対策交付金事業というものがございまして、こちらに基づきまして締結されまして、令和3年3月までの期間において、武儀川、神崎川、柿野川の3河川の漁場の環境保全活動に向けた取組を行うことということで協定を結んでおります。ちなみに、こちらの費用につきましては、この環境保全に係る費用につきましては、水産庁のほうが現在70%を助成していただいておりますと、残る30%につきましては、その2分の1の15%を岐阜県、残る15%をこの山県市が負担しておりますという、その15%の分が2万3,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） こういう地道な取組については、ぜひ支援を強化するというようなことで取組をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、続いて、企業支援プロジェクトマネージャー導入事業補助金ということと、

あとのリノベーション事業も重なりますので、資料の4-3の135ページ、138ページということですね。商工会に補助金を交付して、伴走型支援や勉強会等を実施したことによって、事業者の生産性向上や製造技術の支援をすることができたというふうにあります。地場産業について研究をした「地場産業の地域」という本があるんですけども、この板倉さんという人が地場産業のいろいろな研究を通じて、雇用と賃金水準の引上げと生産性の向上というのはやっぱり主要な課題だというふうに挙げています。138ページのリノベーション事業では、域内経済循環を推進するという上で、水栓バルブ地場産業の支援事業を総合的に推進をされていますけれども、現在、その到達点と今後の課題、やっぱり地場産業というのは地元の資本の中で、しっかり地域での雇用の貢献等含めてあって、美山地域のところは我々が本当にそこを支援して、そこが抜けていかないようにといいますか、山県の中できちんとかういう事業をやってほしいというような思いがありますので、こういうリノベーション事業なんかを含めて、これは非常にいい取組だと思っているんですが、これ、何年か経過をしていきますので、その到達点、課題についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

水栓バルブ産業支援については、平成29年度から行っておりますが、現在、市内の14事業者がそれぞれ地域経済牽引事業計画を作成しまして、生産性の向上等に取り組む意欲を示されております。5か年計画のため、今まだ道半ばであり、成果を検証する段階とは思っておりませんが、順調に進めば、ほかの関連事業者への波及効果も期待されます。新型コロナウイルスの影響による経済のダメージが心配されますが、引き続き支援を行っていきたいと考えております。

課題としましては、将来の住宅やマンション等の着工件数が伸び悩むということが予測されておまして、事業者は新分野への進出や大手住宅機器メーカーの需要に応えることができる技術とコストを身につけることが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 新分野への進出ということについて触れられたんですけども、私も以前、一般質問でもお聞きしましたが、こういう産業集積に使って医療機器分野、新しい分野ということがやっぱり課題で、これは具体的なテーマとしては挙げられているということでしたが、この分野について、今現在どういう進捗状況になっているかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） ヘルスケア産業とか医療という面で、そういったほうへ水栓バルブの技術を生かして新規参入ができないかということで、岐阜県や経済産業局のお力も借りて、商工会のほうで研修会を何度もやっていただいたりしております。実は、特に医療のほうはかなり高度な技術を要しますし、その専門性が高いものですから、すぐにとりあえず、成果が表れているというものは残念ながらございません。しかし、こういうことで、そういう分野への知識を経営者の皆様が得られて、今後、新分野への取組のときにそういう経験を生かして挑戦していただけるという土台ができたのではないかとこのように私は思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 新しい分野への挑戦の土台ができたということなんですけれども、山県市の地場産業、水栓バルブが地場産業トップシェアでという、非常に山県市にとっては素晴らしい中身だと思うんですね。ここをぜひ本当に支援をして、新しい開発の中身も含めて成功できるように、引き続き支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、13点目、グリーンプラザみやまの管理事業ということで、資料4-3の145ページをお願いします。オートキャンプ場を5,400万円ほど投資して新たに開設したということで、この間のグリーンプラザみやまへの投資額は議会質疑で報告を受けているだけで、多分これも含めて億を超えているという感じがあります。企業であればこれを収益の中で減価償却して云々ということになると思うんですけど、指定管理は市が投資をしてきちんとそういう事業を市民サービスのために進めていくという形で進めていますので、この投資に見合う山県市民への市民サービスという観点から、市民と市外の利用者との区分、市民のメリットというようなことについてどのようにされているか。それから、都市市民との交流と書いてあるんですけども、実際には利用者以外は立入りできませんので、都市市民との交流って、文言はそういうふうに書いてあるんですけども、実際どのようになされているかという中身についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

キャンプ場利用に関して、市民と市外の住民との区分は現在のところ設けてございません。市民への効果は大変過疎化が著しい地域にあって、パートの方を含め18名ほどの雇用を維持しているということが言えるのではないかと考えております。

交流についてでございますが、宿泊までは市内の方はされないんですが、日帰りキャ

ンプというので御利用いただいている場合も多くございます。特に、市外の知り合いの方や親戚の方などとバーベキューを楽しんでいただくという方も多くみられます。また、指定管理者が様々なイベントを企画し、市内外から訪れていただいております。例えば、北部まちづくり委員会と連携したイルミネーションや観光協会によるリフレッシュツアーの会場として利用もしていただいているところでございます。また、去年は、岐阜市の山岳協会が施設を御利用いただいたのを契機として、市内の有志の方々と近くにある大黒山という山がございしますが、この登山ルートを開発して、この秋にもミニイベントを計画しております。

市民としてどのようにしていくかということですが、この指定管理期間が今年度で終了いたしますので、新しい指定管理者を募集する際に、市民の利用を高めるための工夫というような提案をいただきたいなというふうで思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） キャンプ場も整備されて、今、ちょっとコロナでいろんな部分はあるかというふうに思うんですけども、ぜひ市民にプラスになる、メリットがあるようなことを考えてほしい。これは、この間ずっと議会でも話をしてしまして、何らかのそういうふうな方法については検討したい。指定管理が変わるときに、新たに募集する中でということで、今、課長からも答弁があったと思うんですけど、ぜひ市民にとって利用しやすいような状況等を含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

議場の時計で1時から開催します。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） それでは、最後の質問を行います。

決算認定についてですが、資料4-3の148ページ、工事検査管理監報酬というところ  
です。

平成30年度から市が行う各種工事の検査について、専門知識を有する検査管理監を雇用し、適切な検査を実施したとあります。この文面からすると、従来は適切でないとは言い過ぎかもしれませんが、読める記述にもなっていますが、検査管理監を導入する

以前はどのような検査体制だったのか、導入後に品質確保、職員の資質向上を図ることができたというふうな評価がされていますが、具体的な事例内容についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

1点目の工事検査管理監を採用する以前の検査体制については、平成15年の合併時には、基盤整備部管理課に課長、課長補佐、主任主査、3人体制の工事検査係がありました。

まず、検査を実施するに当たり、岐阜市の工事検査室に伺い、現地の検査状況の見学及び検査要領や検査基準について指導を受けました。そこで、岐阜県及び岐阜市の工事監督要領及び検査要領を参考に、山県市独自の工事検査、工事監督要領及び検査要領を作成し、工事成績評定基準、共通事項、工事実施状況、工種別品質の検査方法、破壊検査基準の作成を行い、検査の体制を整え、一般監督員である職員指導及び施工業者に対しては、検査基準に従い適正に検査を行っておりました。

その後、機構改革により廃止されましたが、それ以降は、検査要領を継承して関係各課長によるクロス検査を実施しておりました。

2点目の品質確保、職員の資質向上についてですが、平成27年度より岐阜市の工事検査室で検査を担当していた職員を、工事検査管理監として検査を実施しております。

以前、市の検査係及び課長によるクロス検査では、不足していた公共工事の品質確保の重要事項である、施工管理、品質管理、工事成績表に関する指導を行い、技術力向上が図られております。特に、工事の管理については、今までと違った視点で理解できるまで職員、施工業者に契約約款を細部まで説明し、工事の管理にも反映できるようになっています。また、品質を確保するために重要である施工計画書についても、施工方法、使用機械、実施工程について指導を行い、工事成績評定にどのように反映されるかを説明することにより、的確なポイントを理解できるようになり、以前より増して品質が確保されております。職員については、検査書類において、施工方法、出来形管理、写真管理について一般監督員を個別に指導することにより、段階確認や現場での協議、指示等を基準に従い的確に行えるようになり、以前に増してワンデーレスポンスが充実し、業者の皆様に対しても工事の時間的ロスをなくすことができおり、職員の資質は向上しています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 全体に工事の管理だとか品質管理について、レベルが上がったというような報告でした。

それで、こういう検査体制とか云々という状況ですけれども、同じような規模の近隣の市の場合と比較して、山口市の場合はどんなレベルにあるかということについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 他市の状況は、以前、岐阜県全体の部会がございまして、それによる工事成績評定の打合せとか、そういうことを行っておりますが、他市も同様に、なかなか検査には苦勞している状況でございました。それによって、検査管理監がみえたことにより、工事成績評定も新しくなり、基準がぶれることなく、個人の主観が入らないような状況で評定をつけておりますので、山口市は普通以上に検査を行っていると考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） この資料4-2の令和元年度の審査意見書、この部分の2ページの上段に審査結果というのがあるんですけど、この審査結果のところの4行目、5行目かな、全般にわたり適正であると認めた、あるいは関係帳簿と符合し、正確であり等々書いてありますが、前年度、前々年度、前々前年度の、当然、補助金の対象になるような書類を確認して、そして、この元年度のやつを正確に見たというふうにとってもよろしいか。

○議長（武藤孝成君） ちょっと聞こえにくかったんですが。

暫時休憩します。

午後1時07分休憩

午後1時09分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

山崎 通議員、内容をもう一回、ゆっくりお願いします。

○10番（山崎 通君） ゆっくり、はい。

○議長（武藤孝成君） マスクを取ってもいいです。

○10番（山崎 通君） 資料ナンバー4-2の2ページのところにも、ほかにもあるんですけど、にもあるように、予算の執行状況は全般にわたり適正であるというふうに認めたというのは、あるいはまた調書についても、関係帳簿と符合し、かつ正確であるというふうにここには書いてあるので、前年度も前々年度も前々前年度も、当然そういう補助金やとか、そういう申請が出てきて、そういうのを確認して、そして、この文言を入れたのかということ聞いたの。間違いないかということです。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時13分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

棚橋事務局長。

○事務局長（棚橋輝英君） 監査事務局長の棚橋としてお答えいたします。

資料4-2のほうに、5の審査結果のあたりで、山崎議員のほうから、補助金等申請書とか実績を確認して、この文書を書いているのかというお尋ねだったと思うんですけども、全ては確認しておりませんが、担当課、執行部のほうへは申請書が出ていて、その実績報告書が出されております。監査委員としては、無作為に抽出して確認をさせていただいておりますので、そういう方法で確認をしたということでございます。過去の何年かも同じようなやり方をしております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） よろしいですか。

○10番（山崎 通君） さっぱり訳が分からん。まあ、いいわ。議長、次へ行って。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例についてから、議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの13議案に対する質疑を終結します。

---

日程第2 議第68号及び日程第3 議第69号

○議長（武藤孝成君） 日程第2、議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）、日程第3、議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました2案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算案件につきまして御説明申し上げます。

資料ナンバー9の1ページをお願いします。

1ページ、議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に5,000万円を追加し、その総額を183億6,231万8,000円としようとするものでございます。

今般の補正予算は、8月31日に地域経済循環創造事業交付金の交付決定がありましたので、補正をお願いするものでございます。

まず、7ページの歳出の明細を御覧願います。

7ページの地域経済循環創造事業は、地域金融機関から融資を受けて、地域活性化事業に取り組む民間事業者に対して、地方自治体が事業化段階で必要となる初期投資費用を助成することにより、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を促進し、地域の経済循環を創造することを目的とした事業でございます。今回、アトレファームジャパン株式会社が、伊自良小倉地内で予定している県内最大級の体験農園を核とした地域ブランド創出事業、これは、直接売ることと飲食店の施設の整備でございますが、これが国の採択を受けましたので、補助金5,000万円を追加しようとするものでございます。その財源につきましては、6ページにございますように、補助金の3分の2の3,333万3,000円を地域経済循環創造事業交付金として見込んでおり、残りの財源につきましては、財政調整基金としております。

なお、この一般財源1,666万7,000円のうち8割につきましては、特別交付税にて措置される見込みでございます。

次に、契約案件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー8の1ページをお願いします。

資料ナンバー8、1ページ、議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

三田又川改修工事の入札につきましては、指名競争入札とし、4社が入札に参加し、

8月19日に入札を執行した結果、最低価格入札者である株式会社三洋組美山支店と8月22日に仮契約を……。

〔「8月28日」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 何と言った。

〔「8月22日」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 失礼しました。仮契約の日にちでございますが、8月28日に仮契約を2億8,377万9,100円で締結いたしました。

なお、予定価格は3億2,673万6,300円でしたので、落札率は86.9%でございました。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第4 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第4、質疑。

これより、議第68号及び議第69号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 1点目の一般会計補正予算（第6号）、資料9について御質問いたします。

これは、民間事業者の実施する事業に対して、国の補助金を積極的に取りにいかれて実施するということが大変評価するものでございますが、県内最大級という説明がありました。この事業をすることによって、今後、市に期待できる効果というのはどのようなことをお考えか、農林畜産課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

今般の地域最大級の農園を中心といたしました、こちらの事業については、交流人口のまず拡大ということが大きなことかと思えます。交流人口の拡大と、それから、にぎわいの空間の創出と申しますか、にぎわいの創出と、こういったことをまず効果として期待しております。それから、当然ながら農業の活性化といったことも十分期待をしておるところでございます。また、地域との連携、あるいは周辺の施設がございまして、周辺施設との連携による相乗効果というようなことも大変期待をしておるところでございます。

います。また、今般の農産物、イチゴ、ブドウあるいはイチジク、イチジクはなかったかな、失礼いたしました。ブドウ、それからブルーベリー、サツマイモといったようなもの、こういったもの、これを地域ブランドとして、山州市の認知度の向上につながればということを考えております。また、5点目といたしましては、雇用、あるいは産業経済効果といったような、こういった効果も期待を大変しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 今、御説明いただきまして、まず、最大の効果ということで、交流人口の拡大やにぎわいの創出、また、周辺施設との相乗効果ということを挙げられました。

近くにはハリヨ公園がございまして、今、建設課のほうで整備をされておりますし、てんこもりもございまして。ハリヨ公園は、県内でいうと、海津市や大垣のほうにもありますが、湧水のシンボルということで、ハリヨは言われておるわけですが、そういった周辺施設と一体となった取組ということで、連携していただくのは大変いいことだと思いますが、課がまたがるので、具体的にどのような取組をされるのか、副市長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 議員御指摘のとおり、ここには、今回、アトレファームが立地します。大体、今は5万人ほどの入場者を年間目標に頑張るというお話を聞いております。そして、てんこもり、これは13万ぐらいの方が年間訪れていただいていると。それに、今リニューアル中のハリヨ公園でございます。残念ながら、ハリヨ公園、本当に今までは、人がお見えになるというのは少なかったです。ただし、議員御指摘のとおり、非常に貴重な魚類でございます。何分ほんの一握りの地区にしかすんでいない、かつ、うちのようなあまり管理もされていないところであれだけ長く生きてきたということすらも不思議なくらいな施設でございます。これをリニューアルして、ぜひ市民の方々、そして、市外から訪れる方々に見ていただいて、山州市の田園風景のシンボルとしていきたいと考えております。

この3つの施設で、大体、半日遊んでいただけるような観光にしていきたいと現在は考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議第69号の資料8についてお尋ねをいたします。

今回、指名競争入札ということで、こちらの表を見ますと、27の事業者が指名競争入札で、参加されたのが4社と、辞退された事業者が大変多いかと思うのですが、その理由を把握しておられましたらそちらをお尋ねしたいのと、もし把握されていないようでしたら、市が考える理由の見解がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

辞退理由としましては、理由を書く欄はございませんので、市のほうとしてはちょっと把握はしておりませんというのと、市のほうの考える理由としましては、別に思い浮かびませんが、適正な入札を行っておりますし、適正な積算、適正な図面で行っていると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 今回の同僚議員の質問と同じですけど、大体、この辞退、辞退、辞退というのが続くというのは、何らかの問題点がある。そもそも、応札する準備をするというのは、1時間や2時間ちょろちょろっと書くだけではできないので、これには何か深い訳があると思うよ。それを執行者が、どうしてやろうという原因を追求しなければ、いつまでたつたつてこういうようなことばかり起きると思うんや。それは、内容はいろいろあるんやわ、業者間のことやとか、細かいことはあまり言えませんが、そういうことがあるので言えませんが、これは執行者が今後どうするかということを考えるべきだし、それから、辞退をするには、今、何か工事を請け負うのに、異常に内容が厳しいらしいんですよ、うわさでは。例えば、1現場に必ず1人監督を置けとか、いろいろ聞いたけれども、専門家やないもので分からんもんで忘れてしまったけど、そういう問題をつぶさに検証して、そして、やっぱり業者の人たちもこれで生きていくわけやもんで、よく調べて対応できるようにしてほしいと思うが、どうですか。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

山口市としまして、小さい工事に関して、監督員の兼務は認めております。ただ、大きい工事になりますと、どうしても常駐ということがございまして、これは建設業法でも決まっていることとございますので、今後、小さい工事の兼務は行っていますので、それで対応していくのと、辞退については、今後、ちょっと調査していきたいと考えて

おります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第68号及び議第69号の質疑を終結します。

---

#### 日程第5 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第5、委員会付託。

議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例についてから議第69号 三田又川改修工事請負契約締結についてまでの15議案を会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会にて付託いたします。

---

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は産業建設委員会、11日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会議室で開催されます。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時30分散会

令和2年9月14日

# 山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和2年第3回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 9月14日(月曜日)

---

○議事日程 第3号 令和2年9月14日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
理事兼 子育て支援課長	久保田裕司君	農林畜産 課長	浅野晃秀君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	学校教育 課長	日置智夫君

生涯学習課 土井義弘君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 棚橋輝英君 書記 水谷勝彦君  
書記 長谷部尊徳君

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

新型コロナウイルスが地方財政を直撃している昨今、山口市においても深刻な問題です。感染拡大を防止する手だてが見つからない中で、財政が耐えられるのか等の将来展望について質問します。

コロナ禍が地方財政を圧迫しており、総額57兆円に上る補正予算を見込み、政府と同様、地方自治体も財政出動をしています。今年度の政府の国債発行予定額は2次補正予算までで250兆円ちょうどになり、コロナショック前には政府はデフレ脱却と意気込んでいました。しかし、新型コロナウイルスにより、世界のGDPが急激に落ち込み、企業が未曾有の収入減に見舞われています。日本を含めた世界の1万社を対象に調べたところ、今年度の4月から6月期に3割以上減収になった企業は24%と、リーマンショックを上回りました。

リーマンショックとは、2008年5月にアメリカで発生した、これは投資銀行の業績悪化で金融不安を招いたのが原因で、今回のように人命に関わるウイルス感染の被害とは、おおよそ比較ができないものと思っております。各種企業は業務の縮小や借金で食いつなぎ、しのぐにも限界があり、事業の継続が危うくなる優良企業が増えています。

こうした状況から、新型コロナウイルスの対応と経済活動の機動的な予算対応は不可欠です。甘い試算で厳しい現実を覆い隠すようなことがあってはならないと思っております。内閣府の発表では、国と地方の基礎的財政収支の黒字化が、早くても2029年度にずれ込む見通しを示しました。

そこで、市長に質問ですが、山口市のかじ取りを担っている市長に、今後、市政の予算編成を含めた行政全般についての意気込みを伺います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の対応につきましては、市民の皆さんの生命と経済社会を守り、不安を解消していくことが最優先であると考えております。専決処分や臨時会、また定例会での補正予算で、新型コロナウイルス感染症対策の予算を議決いただいております。まずは、これまでの予算を適正かつ速やかに実行するとともに、執行状況を把握して、また、効果を検証していくことが重要であると考えております。

今後の感染症の見通しはつかない中にありますので、感染症の拡大が経済社会の構造に変化をもたらすことが予測されます。デジタル化の推進や、既存の制度や仕組みの脆弱な面を解消しつつ、経済財政一体の改革を進めていく必要があると考えます。

今年度の新型コロナウイルス感染症対策の予算につきましては、本市の歳出は大幅に増額しておりますが、国や県の補助金、また、交付金が新たに創設されており、最終的には本市の持ち出しはほとんどなく、財政調整基金も新型コロナウイルス感染症対策では取り崩さなくても済む見込みとなっております。

具体的には、特別定額給付金は事務費を含めまして全額国庫補助金であり、今般の補正予算にも計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億4,677万9,000円交付決定されており、今後もこの交付金の交付限度額は4億6,000万円ほどとなっております。これを合計いたしますと、おおむね6億円が交付される見込みでございます。しかしながら、一般会計補正予算後の予算の歳出は183億6,231万8,000円で、当初予算と比較いたしますと41億231万8,000円の増となります。また、公債の残高は、現時点で132億6,186万1,000円となる見込みとなっております。引き続き厳しい財政状況は続くものと考えられます。

議員御発言のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の業績も落ち込むことが予測され、本市においても、市民税ですとか法人税は減収を見込まざるを得ない状況になるものと思われまます。幸いにも本市の基礎的財政収支、プライマリーバランスでございますが、平成22年度以降、11年間黒字となっており、引き続きこの黒字が継続できるよう努力してまいります。

予算編成では、国や県の補助金などを活用いたしまして、限られた財源を有効に活用しながら、重点施策であります、包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、防災減災による市民の安全性の確保、この4つの重点施策を今後も強力に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） ただいま市長から、平成22年から11年間の黒字化を図ってきたという御説明がありましたが、市長の財政に対する厳しい姿勢のおかげで、資金管理団体から抜け出せたことは本当に感謝の一言ですが、財政を預かる方たちには、行政側は企業のように投資をしたり、あるいはいろんな方策を講じて大きな利益を上げたりできるような状況ではないことは皆さん御存じのとおりです。

そこで、本日、今御説明のあったこの日までの財政は御説明のとおりで、私もそうだろうと思うんですが、しかし、今後のこともやっぱり視野に入れなければならないということで、私は、現在抱えている問題も含めて、例えば伊自良のハリヨ公園、これはまだ、この間話が出たばかりですが、1億6,000万円を投じて改修、新築をするというようなお話でした。これは、亡くなられましたが、旧の伊自良の村長が肝煎りで進めていらっしゃった大切な公園なんですけど、こういう今のような状況を考えると、今年の2月からこれが一変したというふうに私は思っているんですが、こういうのも一応リセットをして、それから、ゼロベースで考えるべきだと、こんなふうに思っております。

そして、総合体育館の空調設備ですけれども、これも建設した当時から、あそこは暑い、寒い、そういう状況を何とかクリアできるために、あそこに空調設備を入れるというような話が出ましたが、これも建設してからずっとそうだったんですが、造ってからのランニングコストを考えると、それはよかった、よかったということだけでは済まされないような、そんなことを思っているわけです。

ちなみに、最近でも新聞にも載りましたが、近隣の市とか県とかは、大きな事業は見直す、あるいは延期するという発表がありました。私も前からそう思っていたんですが、例えば名古屋市内の企業支援拠点は入札を延期する、知多市では市役所庁舎の建て替えを見送る、あるいはこういう議会場の改修工事、これも見直す、あるいは延期をする。大規模な改修等は全て見直すというふうに載せられておりましたが、私はそういうことを、他県や他市を見るとそういう状況もあるので、これも繰り返しで恐縮ですけれども、リセットをしてゼロベースで考え直すということは大変必要ではないかと、こんなふうに思っています。

この挙げたことだけをリセットして、それからゼロベースで考えてほしいと言っているわけではありませんが、例えば山県インターから以北の、今256号バイパスと言っているんですが、これも今、4車線にするといいか2車線にするといいかというお話が出ていますが、これは過去の歴史があるんです。

市長も御存じだと思うんですが、平成七、八年の頃から梅原の、当時Tという課長ら

が中心になって都市計画決定をしたんです。都市計画決定はもう何回も繰り返してできたんですが、その後に側道をどうするか、あるいは歩道をどうするか、子供たちの通学路をどうするか。あるいはどうするかというか、こういうふうにしてほしいという要望があったんです。それから信号機、橋梁、橋ですね、橋をつけてくれなどなど、もう次から次へ要望が出て、遅々として進まなかった。また、当然このインターも、大体私の試算では20年以上遅れたというふうに思っているんですが、これも、これも、これもみんな、皆さんの要望を聞いたり、いろいろ聞いたということで遅れたという、そういう経緯があるんです。

それで、その後には、また、西深瀬の最も北のほうに古墳が出たということで、これもまた重大な問題で、そうしたことをクリアするのも、あるいは地元の方たちの、あるいは市民の利便性を考えて要望を聞き入れるのには、やっぱり一回一回相談に乗るといようなことで、今お話ししたように二十何年も遅れたんですが、その後に、4車線を決めてから平成二十三、四年頃に、県の担当者がずっと、時々、御存じのように変わっていくもんで、そのときに市長に、2車線ならすぐやると、それでどうやと、こんなことをやっておいたらいつまでもできんで2車線ならどうやという約束づけをしたんです。ですから、市長はそんなことは今言いませんけど、これもやっぱりそういう経過があって、2車線になったり、4車線になったり、2車線になったりという、くるくる変わったという経緯があるので、これも、もう一回リセットして、ゼロベースに戻して、そして新たな出発をする。あなただけが責任を問うといようなことは、私がこの40年間、その流れを見てきてそう思うんですが、そういうことを思って、別にごまをするつもりも何もありませんが、正確なことをお話しするんですが、そういうことで、このことについてもやっぱり、これだけじゃないんです、まだそのことに付随したいっぱいあるんですけど、これもリセットして、そしてゼロベースに戻すということをしていただきたいと思います。約束というか、前向きに考えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

昨年の末から、コロナの社会になっていくということで、現在コロナ禍の中で、いろいろな企業におきまして、行政におきまして、全く考えられないような状況がこの半年間ほど経過しております。また、この状況は、この先どこまでこういった状況が続いていくのか分かりませんし、そして、もう世界的に従来には考えられなかったような状況が起こっておりますし、また、これから起こっていくのかも分かりません。

そうした中におきまして、先ほど議員のお話にございましたように、常に従来の計画を踏襲しながらも、その中でもゼロベースで、具体的に将来どうなっていくかということ、具体的には数値等も考慮しながら考えていかなければいけないというのが、現在、特にこの半年間で痛感しているところでございます。

そうしたことからしますと、山県市の財政運営は比較的基金を、近隣の市町村と比較しましても少し多く持っています。そういった中で、私はその中でも、やはり投資的経費というのは少しでも早い時期に、人口が減っておりますので、少しでも人口の減らないような、企業の皆さんに来ていただけるような、また、住んでいただけるような、住みやすい環境の整備につきましては、積極的に推進していかなければならないと思っております。そういったことを十分考慮、熟慮しながら、今後におきましては、この現実を踏まえて、また10月になりますと予算編成になりますので、そういったところをしっかりと各課、各それぞれの職員にも伝えまして、来年度、これからの予算編成等を作成していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 答弁をいただきましたが、鋭意御努力いただいて、公約にもあるように、住みやすいまちづくりのために頑張っていただきたいと思えます。

議長、質問を変えます。

保育園の民営化について。以前から保育園の民営化について、いろいろ小耳に挟むことがありましたが、民営化にすることのメリットが見えない、今後の進め方について質問をします。

山県市立保育園民営化指針（案）と山県市子ども・子育て支援事業計画が提出されました。その中で、保育園の民営化に向けて検討、推進をしていくとあります。将来の子供たちのために民営化を推進することが審議会の総意であるとの答申報告もありました。今後、限られた財源の中で、多種多様な保育ニーズに対応していくためには、児童福祉法にあるように、民間活力を活用していくことは欠かせません、などなど、近隣自治体においては、柔軟な対応や取組、運動、芸術、地域活動等、様々な分野で子供の可能性の取組がかいま見られると、民間活用することはとても有効と考えられますなどありますが、これらの指針案や答申報告にクレームをつけるつもりは全くありません。真のメリットが見えないので答弁を求めますが、民営化を推進することは危険なことも数多くあります。スタートをすれば後戻りすることのできない、そういうことも思いながら、慎重の上、熟慮して進めるべきだと思えます。

そこで、課長に答弁を求めますが、民間活力だと多種多様な保育ニーズに対応できるのですか、あるいは施設の改築、修繕は、民間委託でないと国庫補助が受けられないのか、認定こども園として運営しなければならないのか、10年間の契約を結ばなければならないのか、事業者の募集はプロポーザル方式によるものなのか、この5点をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

先ほど詳細な書類を頂きましたので、ちょっと頭の中、まだ整理がついていないところがあるんですが、まず、冒頭でお尋ねのありました民営化のメリットと、1点目の民間活力による多種多様な保育ニーズについてのお尋ねでございますが、まず、一般論で申し上げますと、民間ならではの、これ、よく言われるんですが、柔軟、迅速な対応や取組等による民間活力を最大限に活用し得ることにございます。しかし、これは個別の保育園におきましては、捉え方によっては、それはメリットにもなり、デメリットにもなる、生じ得る可能性はあるとも思われます。

一般論のメリットとして具体的に申し上げますと、例えば公立の保育士の給料や勤務体系というのは、条例等によって厳格に定められておりまして、これを逸脱することはできませんので、これを機敏に変更しようとする場合には速やかに、こちらの議会のほうへ提案をして議決していただく必要が手続となっております。他方、民間の場合におきましても、組織として一定の稟議が必要とはなりますが、公立よりは迅速に対応し得ることなどが挙げられるものでございます。

また、公立保育園の場合には、特に公平性に最大限配慮した保育サービスの提供が求められます。仮に、特定の保育園では実施が可能であったとしても、ほかの保育園では実施しにくいような場合には、平等性といいますか、実施に対して慎重になってしまいがちであります。これを考え方によりますと、保育サービスの最大公約数を取るという、ミニマムな保育サービスになってしまいがちな可能性があるということがまず考えられるということでもあります。そのため、今般、保育園の民営化指針（案）を策定した根本的な趣旨としましては、まず、本市には私立の保育園が皆無であるということ、これの改善が主目的であるんだと御理解いただきたいと存じます。ちなみに、県内の他市の多くでは公立保育園と私立保育園とが混在しておりまして、私立保育園が市内にないという実態は極めて少なくなっております。

御案内のように、平成9年の児童福祉法の改正によりまして、保育所は行政主導の措置制度から、利用者が保育所を選択する契約制度へととなりました。こうした中、うがっ

た見方をしますと、本市は、保護者のそうした保育の選択肢を狭めていると捉えることもできるわけがございます。ですので、本市の市立保育園民営化指針（案）につきましては、子供と保護者の暮らしを大切にしていこう姿勢の下、よりよい保育環境を確保し、将来にわたって利用者満足度の高い保育サービスの提供を目指していく中で、保護者の方々の保育園の選択肢を広げることが目的の大きな要素であると御理解いただきたいと存じます。

また、先ほど2点目のお尋ねで、施設の改築、修繕は民間でないと国庫補助は受けられないのかというお尋ねがございましたが、これは指針の中にも触れております。無論、例えば過疎債ですとか公共施設等最適化事業債とか、有利な地方債を活用する制度は現在も公立の場合でもございますが、従来から施設改修ですとか、新たに建て替えるとか、こういった場合には、民間が主体となった場合には国庫補助の対象となり得ますが、現時点では公立の場合はそれはなり得ないということでありまして、多分今後も、ここずーっとそうですので、そうして公立であっても、民間であっても国庫補助制度が創設されるということではなく、民間しか対象にならないものだというふうに理解しております。

次に、3点目の認定こども園として運営しなければならないのかというお尋ねでございますが、指針にございますように、基本は私どもの保育園を継続していただくということが主眼ではあります。ただ、現在は、従来の文部科学省所管の幼稚園、それから、厚生労働省所管の保育園に加えまして、内閣府が認定する認定こども園というのができております。ですので、私どもは保育園として引き続き継続していただくこと以外にも、内閣府の認定する認定こども園として受けていただける場合も可能ですよとしております。ただし、この場合には、認定こども園の中にも細分化しますといろいろな場合があります。あくまでも教育を主体とした幼稚園型の認定こども園ではなくて、保育園型、もしくは幼保連携型、そういった形で受けていただく場合にはお願いしたいという趣旨でございます。

次に、4点目の10年間の契約を結ばなければならないのかということですが、これはもちろん何年ということはありません、方法論はいろいろあります。私どもが考えておりますのは、建物等は無償譲渡する、現状のまま基本的には無償譲渡する。ただし、土地につきましては、これも差し上げますというわけにはいかないもので一定の契約を結ぶと。この場合、何年が適正かというのがあるんですが、やはり短期ですと、やっぱり民間の力を発揮しにくいというのと、民間の安定性、ましてそこに預けていらっしゃる保護者の方々が、先が見えないということは不安の要素につながりますので、多くの先進の事例を見ましても大体10年間というのをスパンにしているところが多いと思います。

私どもも他の事例を参考にしまして、10年を基本として更新していく考え方で現時点ではおります。

最後に、事業者の募集はプロポーザル方式によるものかというお尋ねでございますが、冒頭でありました今後の進め方を含めてお答えしたいと思います。

まず、民間による保育サービスの向上を目指すわけでございますが、そのためには、先ほど来、財源の話も出ておりますように、際限なく公費を投入するわけにはまいりません。そのため、申し上げるまでもなく、本市が幾ら私立保育園の混在化を目指そうとしましても、受け入れていただけたところがなければ始まりません。そうしたことから、公募に当たっては本市の条件等を明示する、これから策定する募集要項が大変重要となつてまいります。基本的な考え方としましては、民営化の方式が先ほどありましたように10年区切りの無償貸与、建物等は無償譲渡することを想定しております。そして、その移管先ですが、株式会社でも可能ですが、本市としましては、社会福祉法人または学校法人であつて、認可保育園等としての運営実績がある事業者の方に応募していただくんだという考え方をしております。

ただ、今後は保護者ですとか児童、園児のみならず、現場で働く保育士等の処遇ですとか不安解消のためには、合同保育の考え方なども大変重要な事柄であり、なるべく各様々な分野の専門家による組織によってこの募集要項を検討していただきたい、そこから始める予定でございます。

議員御発言のように、スタートすれば後戻りできないので慎重にという、そのとおりでございます。もちろん、絶対後戻りできんというわけではないんですが、後戻りするということはあつてはならないことですし、保護者の方ですとか園児の子供たちが一番不安にならないような最善の方法、それと、後戻りすることのない、後悔のないように、今後も慎重の上に慎重を重ねまして、熟慮して推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 答弁をいただきました。

私がお願いというか、質問させていただいたことは、おおよそ分かりましたが、今5項目質問させていただいたんですが、あまり納得はできません。というのは、僕は行政というのは、民間とは立つ位置が違うと思つておるんですよ。ですから、私の親しい私立幼稚園の今現在トップにいらっしゃる方ですけど、その方にもちらっとこんな話をしたんです。そうしたら、今の私立幼稚園は園児が集まらないので大変だという話をしながら、行政でないといけない内容がいっぱいあるとおっしゃるんです。ですから、私

もそう思うんですよ。それは、例えば障がいを持った子供たち、あるいは家庭内で苦しめられている子供さん、そういうのを見抜けるのは行政しかできないと言われるんです。それで、立つ位置が違うというのは、民間というのはいつでも利益誘導型なんですわ。私も商売をいろいろやってきたんですが、朝から晩まで損益分岐点のことだけ考えているんです。損益分岐点なんて簡単なんです、たくさん売上げをして、出ていくのを少なくすれば、当然その利益が出てくるんです、これが民間なんです。でも、行政というのは、さっきの市長の話にもあったように、行政の中できめ細かくやっていただければ、その中で事が済むわけですから、何もそんな民間に活力を頼らなくても、私は立派な子育てができると思うんです。ましてや、山口市は日本一の子育て支援をするとまで言っているのに、わざわざそんな民間の人たちにお願いをしなければやっていけないというふうなことは、どうも理解ができないなと思っているんです。

実際、これ、佐賀の、市長もよく御存じで、課長もよく御存じのヤマダ先生という方がこの本を出された。昭和63年から平成4年までの間の本を、子供たちのことを書いた本なんです。つぶさに拝読させていただいたんですが、これがまさに公立の保育園で勤める人の仕事だなと思うんです。一つ一つの小さな事柄がここに書いてあるんですが、さっき言った幼稚園のトップは、そういうことは絶対できないと、とにかく子供さん1人にかかるランドセル1つにかけても、これは利益になるのかならないのかという選択から始まると言われるんです。私も商売をやっていて、いつでもそうなんです、これを使ったらどれだけもうかるかというようなことばかりやっているんです。

ですから、民間活用をするということが本当に素晴らしいことかどうかというのは、これはどこまでいってもクエスチョンマーク、ただ、知恵は借りられるといいと思うんです、知恵は。けど、活力まではいただかなくても、行政の人たちで十分私は賄えると、こんなふうに思っていますので、この中にもまだまだ課長にお話ししたいことがあります、私は今、最後の言葉に言われたように、鋭意努力していただいて、何でもかんでも進んでいくということのないように、慎重の上に慎重を重ねてやってほしいと、こう思っていますが、課長の答弁を求めます。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問に答弁させていただきます。

おっしゃられることで全くそのとおりだと思う部分もあるし、若干ちょっと違うかなと感じた部分も正直あります。

まず、私どもは民間にお願いして、民間が営利を目的とした、主体とした考え方でおっていただけるようなことをお願いしたいということは毛頭ございません。そのために、

先ほど言いましたように、移譲先は株式会社も外しておると。じゃ、社会福祉法人、学校法人は全く営利を目的としないかというところとそうじゃなくて、経営安定のためには一定の合理性を求めるのは当然だと思います、これが民間ならでは。議員御発言のように、私は、例えば全部私立保育園になったほうがいいなんていうことは毛頭思っておりません。やっぱり行政ならではの保育って絶対必要だと思っています。

議員御発言のように、私もこの4月から子育て支援課で、様々な多様なお子さんが、発達障がいを含めた様々なお子さんがいらっしやって、なかなかお一人のために、やっぱり関わる保育士の負担が大きいという現実がございます。当然、議員御発言のように、民間においては、そういった子は避けたいですとか、例えば小規模保育園だと採算が取れないから避けたいって、当然民間はあると思います。それで保育が低下してはならないので、私どもとしては最後のセーフティーネットとして、必ずそういった子たちを受け入れるような体制は取っていかねばならないと思っておりますし、例えば、今、市内には私立の保育園ございますけれども、そこは任し切っているかといいますと、教育委員会ははじめ私どもとしては、保健師等が関わって、同じ市内の子供として関わっていく、仮に民間が受けていただけたところがあったとしても、私どもは責任放棄するつもりは毛頭ございませんので、あくまでも民間のよりよいところを取り入れてまいりたいというふうに思っています。

あと、ちょっと私、そのトップの方は御存じないんですが、私も何人かとお話ししておりますけれども、結構民間の方のほうが役所よりもいいサービスができる自信があるんだということをおっしゃられる方が何人かいらっしやって、私は、逆に民間保育園のほうが人気ができちゃって、公立保育園のほうは入ってくる子が少なくなっちゃったらどうなるのということもちょっと考えておるんです。その場合には、やっぱり民間で何がいいのかと習いながら、公立保育園においても同じように人気が出るようなことをしていけば、市内の保育水準サービスは上がっていくものという理念も持っておりますので、ただ、議員御発言のように、大変慎重な話ですし、やっぱり何となく民営化というところと何か合理化とか、お金を節減するためというようなことが先行しがちですが、そういったふうに捉えられることのないように、私も市民の方々に十分、まだこれ説明不足だと思っておりますので、今後、共有化できるように努めてまいりまして、よりよい保育環境を慎重に目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（山崎 通君） 議長、質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 石神 真君。

○ 1 2 番（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、本日、一般質問を 2 点ほどさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお尋ねを申し上げます。

まず 1 点目、コロナ対策における山口市独自の給付金と抗体検査についてをお尋ねをいたします。

まず、国は令和 2 年 4 月 20 日に閣議決定をした新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、家計支援を目的とした給付金を定めております。この給付金は、世帯構成員 1 人につき 10 万円を申請者に対して、郵便申請またはオンライン方式により申請をいたしました申請者本人名義の口座に振り込むことによって実施されております。国は申請に当たり、基準日を令和 2 年 4 月 27 日と設定をし、その日に住民台帳に記載されている方が給付金の対象者になっております。したがって、この山口市も 4 月 28 日以降に出産された方は対象外となり給付を受けることができておりません。

そこで、私は市長をお願いをしたいと思います。

今後、国の制度では救済措置を受けることが困難なため、山口市の独自事業として、令和 2 年 3 月末までに生まれた新生児に国と同じく 10 万円を、山口市独自の給付金でありますから現金でこれも給付してはと提案をしたいと思います。

もう一つは、山口市の小学校、中学校、保育園、それと医療関係、または福祉施設の方に、これはなかなか難しいかも知れませんが、抗体検査を実施してはどうかという提案をもう一点したいと思います。PCR 検査より安く、過去の感染有無の判定も可能で、総時間が約 15 分程度と聞いております。

そこで、やはり、安心・安全で生活ができる山口市の市民生活にこの抗体検査を役立ててはどうかと思っておりますので、先ほどの給付金のことも含め、市長にお尋ねを申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

御質問の 1 点目の、山口市独自の給付金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金は、本市では 5 月 11 日から申請の受付を開始いたしましたして、8 月 1 日で終了いたしております。この申請状況は、対象世帯が 1 万 954 世帯に対しまして、1 万 923 世帯の申請がありました。未申請は受給を希望しない方を含めまして 31 世帯となりました。

また、御質問にございます市独自の給付金につきましては、近隣の市で国の特別定額給付金の対象でない新生児を対象に 1 人 10 万円の商品券を支給するとの報道がございま

したので、現在まで情報収集に努め、検討するよう緊急経済対策室に指示をいたしていたところでもございます。

今回、議員から御提案をいただきましたので、現金で10万円給付できるよう進めるとともに、補正予算の調整をし、次回の議会に提案できるよう指示したいと考えております。

御質問の2点目でございますが、抗体検査の実施についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に関する検査につきましては、PCR検査、抗原検査、抗体検査の3種類がございます。PCR検査は、新型コロナウイルスに感染しているかどうかを指定医療機関で検査を行うものでございます。抗原検査は、PCR検査に比べまして、比較的短時間で感染症の確定診断ができる検査でございますが、正確性はPCR検査に劣ると言われております。抗体検査につきましては、新型コロナウイルスに感染していたかどうかを調べる検査でございます。抗体検査は、新型コロナウイルスに感染後13日以降では96.9%の陽性率でございますが、感染後9日から12日の陽性率は約50%と期待されるほどの精度が出ていない現状でございます。

現在、日本国内で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の体外診断用医薬品として承認を得た抗体検査はないとのことでございます。WHOは抗体検査を診断目的として単独で用いることは推奨していないことから、抗体保有調査目的で使用されることが多く、現在のところは、行政といたしましてはこの抗体検査を行うことは考えておりません。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） すみません、一部訂正をさせていただきます。

国の緊急経済対策の特別定額給付金の開始日は5月11日から申請の受付を開始し、また終了した日には8月1日と申しましたが、11日でございます。11日に訂正をさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 日にちが間違うと、とんでもないことになるので。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

やはり子育て日本一をうたう、また進めていく上では、市長は10万円の給付を現金と、また次の議会で提案していきたいと、なかなか、珍しくスピーディーな回答をいただきまして、大変うれしく思っておりますが、いつもは検討してまいりますとか、ちょっと

引込み思案なところがありますが、これはとてもうれしく、また、今日この放送を聞かれる方は喜ぶのではないかなと思っております。

でも、抗体検査については、行政的にはやっぱりハードルが高いので難しいと言われましたが、どっちかという、はっきり言って行政側がこういうことをやると責任を負わなくてはならない、だから責任を負うのは嫌だということで控えたいのだろうと推測をいたします。これについてはもう一度、再々質問でちょっと市長に聞きたいことがあります。

それではちょっと観点を変えて、コロナ対策にも必要になると思いますが、インフルエンザ、厚生労働省が65歳以上の高齢者や妊婦、または乳幼児、低学年の子供などの重症化リスクの高い人に対して、インフルエンザ予防接種を呼びかけているとの報告を聞いております。

そこで、これもコロナ対策の一環にはなりますが、山口市でもインフルエンザ予防接種の助成をしているようでございます。これをできるだけ多くの方が予防接種を受けられるよう、自己負担金を軽減してはどうかと、これもスピーディーな回答が欲しいので提案したいと思いますが、市長のお考えを。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

岐阜県は、8月末をもちまして、新型コロナウイルス第2波非常事態宣言を解除いたしました。警戒を緩めると、たちまち第3波、3度目の感染拡大につながる可能性があるとして、引き続き新たな波に備えた総合対策を取っているところでございます。そうした中におきましても、インフルエンザ流行期に備えた体制整備を感染防止、医療福祉対策として打ち出しており、定期接種対象である65歳以上の高齢者に、インフルエンザワクチンの優先的な接種を周知、啓発するとしております。厚生労働省におきましても、重症化しやすい高齢者ですとか妊婦、子供等に対して接種を呼びかけているといたしております。

毎年、定期接種の対象であります65歳以上の高齢者の方は、自己負担金1,500円、任意接種の妊婦、子供さんは、各医療機関で接種した料金から市の補助分、補助分は2,000円でございますが、この2,000円を差し引いて自己負担分を支払っておりますが、1人でも多くの方に接種していただけるように、今年度は市の補助額を引き上げまして、高齢者や妊婦、子供さんの自己負担額を一律500円にできないかと考えております。インフルエンザ予防接種は10月からの接種となりますので、早急な対応が必要となるため、財源につきましても、予備費等の活用を視野に入れながら、早急に検討してまいります。スピ

ーディーに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 最後にスピーディーにという言葉をつけていただきました。これも本当に早々にやっていただかなければ、山州市の安全・安心を確保できないのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしますが、再々質問として、今言われたようにインフルエンザもきちっとやっていただくと。

では、もう一度、抗体検査について市長にお尋ねしたいと思います。

やはり、市民の安心・安全を考えたとき、医療機関じゃなく、個人でできるこの抗体検査をしたほうがいいのか悪いのか。どうしても都合が悪いのかは別といたしまして、市長は、今現在これがいいか、悪いのかだけお聞きして僕は次の質問に入りたいと思いますが、市長どうですか。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

私どもといたしましては、国が抗体検査の必要性を認められれば、今、認めてみえないということでございますので、認められれば、市としても検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

質問を変えてください。

○12番（石神 真君） それでは、次の質問に移ります。

これも提案したい話なんです、低所得型老人ホームについてということで、これは健康介護課長にお尋ねをいたします。

近年では、老後の生活に不安を抱えている人が最も多くいます。国が2,000万かどころかが要するというような話も出ておりますが、その中でも家庭の苦しい人もみえると思います。中でも、子供たちも実家から出ていき、また、家を建ててなかなか帰ってこない傾向がございます。

そこで、今は老後に施設等に入るにしても、お金がものすごくかかる時代でございます。多く悩みも抱えてみえる中、低所得型の施設等をこの山州市に開設できないかを健康介護課長に提案したいと思いますが、この提案にはもう一つ、私なりに意図がございます。なぜなら公共施設でございます、特に、旧美山北中学校といわ桜保育園の跡地を利用して、このようなものを誘致してはどうかというようなことでございます。

また、先日、総務課のほうからお話を聞きましたら、あそこのグラウンドに大型の防火水槽の計画もあるということでもあります。立地的には安心・安全も確保できるということから、ここに持ってきていただければ幸いかなと思って提案しますが、課長のお考えをお尋ねしたいです。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

高齢者が入居し、生活していく施設といたしましては、サービスつき高齢者向け住宅や軽費老人ホーム、グループホーム、特別養護老人ホームなどが考えられます。その中でも、議員御発言の低所得者に配慮した施設は、主に自立されている方が入居されるケアハウスなどの軽費老人ホームや、要介護の認定を受けている方が入居できる特別養護老人ホームの中でも、従来型と言われる施設があります。

現在、山県市内にも従来型の特別養護老人ホームはございますが、地域住民を指定している施設でなければ、全国どこの施設にも入居できることとなっています。軽費老人ホームは市内にはございませんが、全国利用できることは同じでございます。従来型特別養護老人ホームや軽費老人ホームは、やはり安くて住み慣れた近くの施設を希望される方が多いことも確かです。

山県市内に開設できないかとの御提案につきましては、現在、山県市高齢者福祉計画策定委員会で、第8期山県市高齢者福祉計画を策定中でございますので、その中の介護保険事業計画に特別養護老人ホームの整備計画等を盛り込むこととなっております。さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、多様な介護ニーズの受皿の1つとなっている有料老人ホーム及びサービスつき高齢者向け住宅の入居定員総数についても定めるよう努めることとされました。

山県市だけでなく、近隣市町の整備状況、施設入所待機者数、施設整備による介護保険料への影響等も考えながら、今後、山県市にどのような施設がいつ必要か、山県市高齢者福祉計画策定委員会で検討していきたいと考えております。

旧美山北中学校等の跡地利用につきましては、山県市内に施設整備が必要であるとなりましたら検討させていただく1つの候補であると考えますが、過去の施設整備に当たっての公募では、いずれも市役所を中心とした市街地での提案が多く、職員の確保が難しい状況もありますので、慎重に考えていく必要があると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） なかなか田舎のほうは難しいというような課長のお答えでした。

では、再質問をしたいと思いますが、提案そのものはいいいけれども、本当に田舎やと難しいなど。それと、やはり検討委員会の意見も聞いて進めていきたいということですが、先ほど他の議員がいろいろな協議会の中の話も聞いてという話ではありますが、実際、その協議会が正しいか正しくないかは、市民の皆さんが判断することですので私が何も言うことはございませんが、やはり、本当に今、これから今後、老後の生活の苦しい方がどうやって今後進めていくか、本当に寄り添った計画をつくっていただければ幸いかと思いますし、やはり先ほども、もう一点、これには理由があると言ったのは、やはり市の公共施設をきちっと処分していく時期はとっくに過ぎております。それも兼ねてのことを進めていければ、経済的にも事業的にも安く進んで、人口も増えるのではないかなということも考えます。保険料が高くなる、高くないかも今後検討の中に入ると思いますが。

そこで、市長にお伺いしますが、一石二鳥も兼ねたこの提案を、市長はどのようにお考えになるか、また、この話を進めていくのに市長はどれだけ努力をしていただけるのかなとお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年は、介護保険財政がさらに逼迫するという観測がありますが、それは多くの高齢者の方がサービスを必要とすることが考えられるからでございます。

私も、低所得者に配慮した施設は必要になってくると考えていますが、先ほど課長が答弁いたしましたように、まずは、山県市の高齢者福祉計画策定委員会でよく御審議をいただきまして、この施設整備等について方向性を決定してまいりたいと思っております。この計画が決定いたしましたら、施設の設置場所も含めまして、公募の要項等も検討いたしまして実施することになると思います。旧の美山北中等の跡地に限らず、山県市の旧公共施設や市有地の利用につきましては、常日頃からよりよい方法はないかと考えているところでもございます。利用いただける企業や法人がありましたら、こうした社会福祉施設に限らず、広く積極的に話を進めて有効活用をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 再質問でおこうかなと思いましたが、もう一度、再々質問で市長にお尋ねをしたいと思っております。

先ほど課長の言われたとおり、福祉計画委員会等で審議をいただいた上で方向性を決めていくと、課長の答弁と同じようなことを市長も言われましたが、やはり、今、市長も言われました、有効的に、積極的に利用を進めるに当たっては、やはり、先ほどのスピーディーな回答ではありませんが、トップセールスマンとして、市長がしっかりとこの問題も進めていっていただきたいと思います。これは再々質問ですので、この後もう質問ができませんので、市長のしっかりした決意をお尋ねして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

積極的に旧のいろんな学校の施設ですとか、土地を利用するというところで、トップセールスとしてやっていくようにという御質問でございますが、オレンジヒルズが計画されているときにそういったお話がございましたので、私は、今の教育センターではどうですかということを学校の図面をお渡しして検討していただいたことが、もう数年前で、10年にもなりません、ございます。そして、お話があれば、常に新たな土地を求められるのではなく、まずは、私どもが今所有している土地とか建物、利用できるものをまず勧めさせていただいております。まだいろいろ企業誘致ですとか、そういったお話がございませけれども、常にそういう観点で仕事といいますか、進めておりますので、そういった点も御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で11時15分から再開します。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 議長の許可をいただきましたので、規定に基づきマスクを外して一般質問を行わせていただきます。

質問事項、水道基本料金の無料化について。

本年5月8日の議員協議会での質疑、5月12日、市長への要望書提出を経て、今議会では一般質問を行わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策における水道基本料金の無料化は、私の3期目のス

タートとして、市民の皆様へ街頭からお訴えをさせていただきました公約であります。今任期、3期目より、私は立憲民主党の地方議員として、また、今9月定例会より、単独会派立憲市民派としてこの場へ立たせていただいております。

さて、まずは、5月8日の議員協議会でも質問したとおり、国の予算であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した山縣市緊急対策商工業支援のプレミアム付振興券2億円事業と比較しながら質問を進めていきたいと思っております。ここで語弊が生じてはいけませんので前置きしますが、プレミアム振興券について、商工業支援策として、私は採決にて賛成をしております。

さて、このプレミアム振興券は、消費税8%増税に伴う2015年、消費税10%増税に伴う2019年の2回、国の予算によって施行されております。少し説明をさせていただきますと、2015年と2019年には支援対象が異なり、2015年施行分は全世帯、全市民対象、2019年施行分は住民税非課税世帯と3歳未満子育て世帯が対象となっております。しかし、この2回の山縣市の結果は、2015年には100%の購入率があったものの、2019年には34%と大変低いものとなっております。理由としては、申請手続と低所得者にとっての購入費用がネックとなっていることが挙げられました。それは、国全体の経済効果も同様で、2015年には640億円だったものが、2019年には400から500億円となっており、振興券の景気刺激効果が低いということが結果として出ております。

そこで、私は5月8日の協議会において、市長提案として上がっておりましたプレミアム振興券の実施内容の詳細を質疑し、水道基本料金の6か月無料化事業6,763万6,800円の追加要望を提案、5月12日には市長室へお伺いして、水道基本料金無料化の緊急要望書を提出しております。

それでは、ここで、まず1点目、本年度施行の新型コロナウイルス感染症緊急対策におけるプレミアム振興券の市購入率と市内経済効果について、企画財政課長へお尋ねします。

市民生活の安定、安心は、減税政策と同じく、市内の経済効果を地道につくり上げるものだと考えております。水は生活に直結するものであり、休止世帯を含む普及割合は93.6%、すなわち、大まかな市民生活の1つであります。

では、2点目は、市民の生活支援として、水道基本料金の無料化について質問を進めていきたいと思っております。

水道基本料金の無料化は、お隣の愛知県をはじめ、多々の自治体で実施されております。その目的として、外出自粛によって各家庭の水道使用料が増加したことによる負担軽減、また、休業要請に伴って事業者の使用量が減少したことによる負担軽減の2点が

挙げられております。私も実施済みの自治体へ直接問合せなどを行いました。実施方法は愛知県だけでも50%減額の江南市から、80%減額の岡崎市、全額無料化の扶桑町、大口町とあり、実施期間も2か月の自治体から4か月、6か月の自治体とあります。

ここで懸念されるのが今後の水道事業への影響ですが、人口減少と老朽化による水道事業の課題は、私も昨年度の定例会において一般質問を行ったとおり、全国的な課題であり、岐阜県においても令和9年へ向けて広域化の推進が行われております。

例えば、江南市では、本年4月、7月請求分より水道基本料金の値上げが実施されておりますが、新型コロナウイルス対応地方臨時交付金を活用した一般財源50%と、水道事業50%を財源更正として、5月から、7月請求分から水道基本料金の6か月間50%の軽減措置が取られております。値上げと同時期の減額となります。しかし、収益の当初見込みが減少するものの、翌年度以降は問題ないとの御回答をいただき、下水道2か月1,570円の追加無料化を行った広域の扶桑町、大口町でも期間延長は恐らくないものの、今後の影響はないとの御回答を、本年4月から6つの簡易水道が水道事業へ統合した岡崎市では、料金改定がないものの、ここ数年間の水道事業は毎年純利益が確保できており、減額による影響のない範囲で行っているとの御回答をいただきました。

ちなみに、水道基本料金の減額、無料化による市内経済効果をお聞きしたところ、専門家の意見は多々あり、反対もあること、将来の水道収益で運営を賄うこと、しかし、市内一律で支援できることや、先ほどの目的であります市民生活や企業の負担軽減となることなどが幾つか挙げられました。

現在の山県市における水道事業は、改善する箇所を改善し、来年度時点では値上げをしない方針であることを確認しております。給水戸数は簡易水道を含めて、見込み想定で1万248戸、2か月分の基本料金は2,254万5,600円、6か月分では6,763万6,800円となります。

また、平成29年度岐阜県における経済活動の指標によりますと、常住地ベースの就業者数1万4,230人、常住地ベースの雇用者1万2,095人となっており、水道基本料金の無料化、軽減の目的を害するものではないと思います。

そこで、2点目は、市民生活の支援として、実施済みの自治体と比較して、山県市における水道基本料金の無料化、減額に関して、水道課長の見解を求めます。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、プレミアム振興券の購入率と市内経済効果につきましては、8月31日までの1次販売期間の販売率は、飲食店用で56.9%、飲食店以外用では74.8%となっ

ております。現在残数を今月18日まで2次販売として購入の申込みを受け付けている最中でございます。現時点で、とても大変多くの申込みをいただいております、特に飲食店以外用につきましては、購入希望数の調整、または抽せんを実施しなければならないと考えております。最終的には100%近い数字になるものと思われま

次に、本事業による市内経済効果についてでございますが、経済波及効果を測定するには、直接効果、第1次間接波及効果、第2次間接波及効果の3段階に分け、投入係数や逆行列係数などといった多くの数値を用いて複雑な計算を行う必要がありますので、お答えするのは非常に難しいものでございます。少なくとも直接的な効果としまして、商品券使用に当たっては、支払い額の一部として利用される性質であるから、現金での支給分が上乗せされると考えられます。事業費の2億円プラス現金上乗せ分は市内経済活動に寄与するものであると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） それでは、御質問の2点目、水道基本料金の無料化、軽減についてお答えします。

今年の3月頃より、新型コロナウイルス感染症対策の支援対策としましては、全国で水道料金減額等の支援対策の動きがありまして、各市町村におきましても、地域性や料金形態の相違はございますが、様々な形で対策が打ち出されました。議員からは、水道基本料金の免除に関して、他県の事例をお示ししていただきましたが、県内42市町村の水道事業所のうち、10事業所では、条件等は異なりますが、基本料金の免除及び基本料金と超過料金の免除を行っていることは認識しております。

山口市におきましては、ホームページに新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料の納付が困難になった人に対し、個々の状況に応じて納付期限の延長や納付の猶予が適用される場合があります、詳しくは水道課まで問い合わせてくださいと掲載しております。現在までに、掲載内容についての問合せは3件ほどございましたが、支払い猶予の相談はございません。

また、岐阜県業務水道課経由にて、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査が行われ、8月時点での最新の調査結果においては、水道料金の支払い猶予を実施している事業所が約8割となっております。

議員も御承知のとおり、水道基本料金や使用料金は当該事業の維持及び施設等の更新費用で、運営するための必要最低限の費用として計上しております。水道課としましては、仮に基本料金等を免除することになりますと、資金不足が早晩水道事業運営に重く

のしかかることとなります。市民生活の支援として、議員御発言の水道基本料金の無料化も確かに1つの支援策だと考えられます。しかしながら、必ずしも全ての世帯の方が水道に加入しているわけではございませんので、公平性の観点から、現在のところ無料化は考えておりません。先ほど申し上げました、ホームページに掲載しております水道料金の納付猶予についての御相談も、水道課としては1つの生活支援策と考え、実施しています。

今後においても、コロナ禍の状況がさらに長期化する可能性もございますが、自然災害も含め、最も重要なライフラインとして、安心・安全な水道水を持続して供給することが一番の使命だと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 企画財政課長、水道課長から御答弁をいただきました。しかし、先ほどの質問で例に挙げました愛知県だけではなく、今回の一般質問では、水道料金の高さが全国比で上位の自治体も幾つか調査をして、問合せを行っております。

例えば、ある自治体では、水道料金が全国的にも30位と高く、平成30年度における給水原価が301.55円、管路経年化率は4.32、平成30年度の財政力指数は0.47の自治体であります。自治体名はあえて控えさせていただいておりますが、その自治体は、観光地であり、旅館、ホテルにおける給水収益がもとよりあり、それが半年間減少していることもあり、受益者を一律して、7月から9月の3か月分を自主財源で50%減額し、10月から12月の3か月分は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して50%減額しております。

今後、第3波、第4波、あるいはこの経済状況が長期化した場合には、ますますの医療体制の整備や感染拡大の防止など、地域ならではのきめ細やかな対策を充実し、さらに強靱かつ自立的な地域経済の構築へ向けた政策が必要となります。

そこで、私は、今よりもさらに市民の皆様一人一人へ向けた支援が必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。市民生活の向上は消費意欲にもつながり、当然、山県市の経済活動にもつながります。その中で、第1次補正予算では、プレミアム振興券が発行され、1世帯当たり1セットを上限としたところ、飲食店用で56.9%、飲食店以外用では74.8%の市民の皆様が購入し、商工業の支援だけではなく、市民生活の支援へとつながったところです。しかし、今後、長期化する中で、次はどのような対策を取って市民生活の支援、消費意欲の向上へと結びつけるのでしょうか。それが私は減税政策だと思います。100%でなくても、山県市の93.6%の市民の皆様が受益者として負担をし

ており、大まかな市民生活の1つである水道基本料金の無料化が、たとえ1か月、1,100円であるとしても、山口市ができる減税政策であり、市民の皆様の生活の安心・安定へとつながり、長期化する中での市民生活の支援、消費意欲の向上へとつながるのではないのでしょうか。見解を求めます。

今やらなければならないことを優先的に行うことは重要であり、市民生活に欠かせない支援、山口市の経済対策は、たとえ山口市単独予算であっても実現していくことが山口市独自の財政運営であると私は考えます。

以上、再質問は林市長へ見解を求めます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

水道基本料金の無料化が、たとえ1か月であっても、減税政策と同様、市民の皆様方の生活の安心・安全へとつながり、長期化する中での市民生活の支援、消費意欲の向上へつながるのではないかという御質問でございます。

先ほど、水道課長が申し上げましたとおり、必ずしも全ての世帯の方が水道に加入してみえるわけではございません。井戸水ですとか山水を利用している世帯もおられますので、公平性の観点からも無料化は考えておりません。

今、喫緊にやらなければならないことを優先的にを行うために、プレミアム率を大幅に上乘せいたしました、やまがたエール商品券の販売を行っているものでございます。このエール商品券は、事業者支援でもあり、生活支援ともなります。また、先ほど御提案をいただきました、4月28日以降に生まれた方への10万円の特別定額給付金の支給や、インフルエンザの予防接種を中学3年生までのお子さんと妊婦さん及び65歳以上の高齢者の方について自己負担額が500円で接種できるような施策も実施いたしますので、こういった取組も市独自の緊急経済対策にもなっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 林市長からの御答弁をいただきました。

このたびは、市民生活の支援と消費意欲の向上に関する観点から質問をさせていただきましたが、しかし、このたびの質問で比較したプレミアム振興券は2015年、2019年の結果でもありますように、申請手続と低所得者にとっての購入費用がネックとなっていることが挙げられております。市民生活の支援としては、本来ならば、そのプレミアム振興券を現行の使い道だけではなく、未購入者、低所得者の皆様にも幅広く購入いただけるようにするために、水道料金の支払いにも使えるようにするべきではあるかと思

ますが、地方自治法の観点から不可能であり、また、民間事業者である電気料金、ガス料金への支払いも事例が見当たりません。水道基本料金の無料化を実現できないことは大変残念ではありますが、ほかにも幾つかの施策で緊急経済対策を行われるとのことですので、まずは、今後の林市長の政策へ期待をして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位4番 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは、3点質問をさせていただきます。今回、初めて質問をいたしますので、お聞き苦しい点があると思いますが、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、国道418号について、建設課長にお伺いをいたします。

市内には、国道が2つ、256号と418号が走っており、市民にとってはなくてはならない道路です。特に418号については、迂回路もない、狭い箇所も多い、これは事故や災害のおそれが高く危険ではないでしょうか。さきの第2回定例会において、石神 真議員の質問の際、建設課長が答弁にて、地域と協力して新たな組織づくりに取り組み、整備を促進していくとのことでした。256号については、8月25日に都市計画変更に関する説明会が開催され、少しずつですが前に進んでいる状況であることから、418号についても、整備促進について前に進める必要があるのではないのでしょうか。

そこで、建設課長に、国道418号について2点お伺いをいたします。

1点目は、第2回定例会にて、地域と協力して新たな組織づくりとの回答でしたが、その後の進捗状況について。

そして、2点目は、整備促進期成同盟会の結成について検討していくことが可能かどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

国道418号については、念願であった畑野工区のバイパス875メートルが約20年の歳月を費やし、令和2年3月26日に開通し、通行困難な狭小箇所が解消され、地域の皆様も快適に走行できるバイパスを大変喜んでみえます。国道418号、美山北部地域の谷合から葛原、本巢市境までは狭小箇所も多い道路で、地域住民の皆様も畑野工区の開通もあり、快適に走行できるバイパス事業への早期着工を強く望んでみえます。

そこで、1点目の地域と協力して新たな組織づくりの進捗状況でございますが、令和

元年度末より、国道418号未改良地域、谷合・葛原地域において、連合自治会長に新たな組織づくりについて御相談したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、連合自治会の会議の開催も難しい状況の中、今年度に入り、国道418号は地域にとって大変重要な路線であり、事業の推進に協力していきたいと御回答をいただいております。

2点目の整備促進期成同盟会の結成についてでございますが、できるだけ早い時期に会議等が開催できるよう、議員のお力添えもいただき実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。新しい組織づくりが順調に進み始めたことで、地元の皆様も期待していただけたと思いますので、今後につきましても対応をお願いし、1歩も2歩も前に進めていただきたいと思います。

整備促進期成同盟会について、1点だけ、建設課長に再質問をさせていただきます。

早い時期に会議などが開催できるよう進めていただけたとのことで期待をしておりますが、期成同盟会は山県市単独ではなく、周辺市と連携、特に本巢市と一緒に進めていく必要があると思いますが、どのような形で連携していこうと考えておみえなのか、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

国道418号整備促進期成同盟会につきましては、現在、山県市長が会長で、岐阜県内沿線の5市3町で構成されております。国道418号整備促進期成同盟会では、定期総会を実施して連携を図り、団結して岐阜県及び県議会に未改良区間の解消について要望活動を行っているところでございます。

議員御質問の地域の組織ごとの連携については、今後は上部組織となる国道418号整備促進期成同盟会の活動も考慮しつつ、谷合・葛原地域の組織と名称決定も含め、地元自治会の皆様と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。非常に前向きな答弁をいただき、心から感謝申し上げます。谷合・葛原地域の自治会の皆様と早い段階での協議が進むよう、今後とも御尽力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、2点目のほうの質問に移らせていただきます。

公契約条例について、理事兼企画財政課長にお伺いをいたします。

地方自治体が行政目的を遂行するために、民間企業や民間団体と締結する契約が公契約であり、市が発注する建設工事や公共施設での清掃などの業務委託など、多くの公共サービス事業が公契約に含まれます。

適正な競争で良質なサービスを実現し、生活賃金の確保を目指し、公共サービスの質の向上を図り、適正な競争で地域経済の活性化を目指すため、公契約条例の制定が今、全国各地で広がっています。岐阜県においては、平成27年4月1日に岐阜県公契約条例が制定され、また、本年4月1日より岐阜市にて、岐阜市公契約条例が施行されています。市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会及び地域経済の健全な発展には公契約の適正な運用が必要であり、公契約条例の制定が必要と考えます。

そこで、理事兼企画財政課長に、山県市公契約条例制定に向けた調査、そして検討についてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

公契約における適正な労働条件や賃金水準の確保は、労働・雇用環境の改善につながる重要な課題と認識しております。このため、市としては、令和元年に山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定するとともに、公共事業の発注に対しては最新の労務単価を使用し積算を行い、ダンピング防止のための低入札価格調査制度を導入するなど、市内における労働環境の確保に努めているところでございます。こうした中、議員御発言のとおり、岐阜県内においては、県とほか3市が公契約に関する条例を制定しておりますが、いずれも適正な労働環境に係る基本理念や、現行法令の遵守を定めたものとなっております。

公契約条例につきましても、多様な職種を網羅する賃金水準を自治体が独自に設定することや、同一企業内の同一職種において、公契約に従事する者とししない者との間に賃金格差が生じるなどの課題も指摘されております。また、賃金等の労働条件は、関係法令に反しない限り、労使が自主的に決定するものであり、賃金等の基準を新たに設ける公契約条例の制定には、慎重かつ幅広い観点からの検討が必要となります。

こうしたことから、公契約条例の制定につきましても、市としましては、労働関係法制を所管する国の法制化に係る動向を注視するとともに、引き続き、他の自治体の検討状況など、情報収集に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。慎重かつ幅広い観点からの情報収集や検討という前向きな答弁をいただき、感謝しております。

この公契約条例につきましては、健全経営の地元の事業者を保護するだけでなく、熟練工の生活賃金を守ることで、高齢化が進む熟練工の技能伝承を維持することもできるものであることから、積極的な取組を期待したいと思いますので、情報収集と検討のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、3点目の質問に……。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○2番（奥田真也君） それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍によるさらなる経済対策について、理事兼企画財政課長にお伺いをいたします。

やまがたエール商品券が8月1日より販売され、市民の皆さんに利用いただくことにより、市内の経済対策としての効果が期待されています。しかし、内閣府が8月17日に発表した4月から6月期の国内総生産、つまりGDP速報値では、実質前期比7.8%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は27.8%減とのことで、戦後最悪のマイナス成長が見込まれています。リーマンショックの際は、実質GDPの水準が元に戻るまでに5年以上かかった経過を踏まえると、2021年1月以降も市内における経済は厳しいものがあると予想されます。

そこで、先ほど操議員が質問もしましたが、改めて理事兼企画財政課長に2点お伺いをしたいと思います。

1点目は、8月31日に締め切られたやまがたエール商品券の販売状況と、余った商品券を今後どういう形で進めていくのか。

2点目は、使用期限が12月31日までであることから、2021年1月以降における経済底上げについての対策の予定があるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、やまがたエール商品券の販売状況と余った商品券をどうするかにつ

いてでございますが、販売終了時の8月31日現在での販売セット数は、飲食店用につきましては、総数1万セットに対して5,692セットの販売数となり、販売率は56.9%、飲食店以外につきましては、同じく総数1万セットに対して7,477セットを販売し、販売率は74.8%となっております。残数は、それぞれ4,308セットと2,523セットとなりました。

現在、2次販売を実施すべく、広報9月号に2次販売のお知らせチラシ兼申込書を同封するとともに、ホームページへの掲載や、各支所をはじめ保育園、地区公民館、図書館、総合体育館等にも2次販売申込書を設置し、啓発と申込みを行っております。申込みの締切りは9月18日となっておりますので、申込み多数の場合は、購入希望者数の調整、または抽せんを行い、10月1日から販売できるよう準備を進めているところでございます。地域経済の回復の一助となるよう努めているところでございます。

次に、2点目のエール商品券の終了後の1月以降における経済底上げについての対策の予定があるかについてでございますが、現時点では具体的な施策を申し上げることはできませんが、長期化するコロナ禍の中にあつて、コロナと共存、共生する社会、ウィズコロナでございますが、を見据え、新しい生活様式を実践していく中で、日々の生活をコロナ禍以前のものに近づけていくことを目指す事業を実施できるよう、国や県の経済対策事業と連携しながら実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。飲食店や製造業、小売業など、本当に苦しい状況が続いています。少しでも早く経済が回復するよう、国や県の経済対策事業や、限られた財源の中ではありますが、市としても経済対策について模索していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、理事兼企画財政課長に再質問を2点させていただき、質問を終わりたいと思います。

1点目は、やまがたエール商品券を市民の皆様が活用しているかどうかということで、現在の使用済みで、市が回収をした飲食店、また、飲食店以外の枚数はどんな状況か教えていただきたいという点が1点目です。

そして、2点目は、10月1日より2次販売の準備を進めていただいているところですが、販売終了日を設ける予定はありますでしょうか。また、それでも売れ残った場合、セット数を売り切るためにも3次販売について検討されているのかお聞かせをいただきたいと思ひまして、質問を終わりたいと思います。よろしく願いします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

まず、1点目のやまがたエール商品券の使用状況についてでございますが、9月9日現在の数字ではございますが、取扱店から市への換金申請がございました枚数は、飲食店用が3万273枚、1,513万6,500円分でございます。飲食店以外用は2万5,379枚で、2,537万9,000円で、合計4,051万5,500円となっております。1次販売に対する使用率としましては、飲食店用の商品券は26.6%、飲食店以外用の商品券は33.9%となっております。この数値は、あくまでも取扱店から市のほうへ提出された数でございますが、購入された市民の皆様が実際使用された枚数ではありませんので、御承知おきをお願いしたいと思っております。

また、エール商品券の使用期限は12月31日までとなっておりますので、市民の皆様には、使用忘れがないように広報の11月号、12月号で周知をする予定でございます。

2点目の2次販売の販売終了日の設定と、売れ残った場合は3次販売を検討するかについてでございますが、2次販売の販売期間につきましては、2次販売のお知らせチラシ兼申込書にも記載しておりますが、10月1日から30日までの1か月間とさせていただきます。

売れ残った場合についてでございますが、現在の2次販売の申込み状況から、購入希望枚数の調整、または抽せんを行うのは確実にございますので、3次販売をすれば、売れ残ったものは少ないのではないかと考えております。仮に売れ残るとすれば、申込みをされた方が商品券との交換をされない場合が想定されますが、今後の使用期間や販売にかかる経費などから、3次販売は行わない予定にしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い、児童の安全確保という観点から2つの質問を行います。

まず第1問は、通学路のブロック塀撤去等の対策状況について伺います。

このブロック塀については、平成30年6月に発生した大阪府における北部地震で、小学校のプールに設置されていたブロック塀が倒壊し、児童が死亡するという痛ましい事故を契機に、その対策が急がれています。

私は、ブロック塀等の対策については平成30年9月議会で、市民目線からの防災等の対策と題して一般質問を行ったところです。市の答弁では、学校についてはブロック塀の撤去がなされてきております。しかしながら、市全体で、通学路には201か所の危険なブロック塀が目視され、民間建築物の道路沿いでは75か所を目視されておりますが、市では、緊急点検で危険なブロック塀等は所有者自身による点検とし、チラシ配布などにより啓発したと答弁されたところです。

近隣の他市では、市による目視とともにメジャー等による簡易計測を行い、点検がなされてきております。他市では1.2メートル以上のブロック塀などについて、ひび割れや傾きのある不都合なブロック塀等の所有者に通知書を送付するとともに、戸別訪問がなされたところもございます。

山口市ではチラシ配布後、広報等で撤去を進めてきています。その後、市では、令和元年4月1日から市ブロック塀等撤去補助事業を新設し、市道、県道、国道沿いのブロック塀等を市内建設業者の施工により撤去した所有者に、地域振興券という形で最大30万円の補助金を交付する制度が新設されました。元年度の決算資料によれば、僅か4か所でブロック塀が撤去されたと記載されております。しかしながら、現時点でも、市道に面してブロック10段、高さ2メートル近いブロック塀も見られます。また、控え壁がないブロック塀等も見受けられるところです。私が知る範囲では、高富地区の一部の道路沿いの民地のブロック塀が、より低い60センチほどの高さの現場打ちのコンクリート塀に変わったところも見受けられるものの、大勢には大きな変化はなく、ブロック塀の状況は、ほぼ2年前の従前のままとなっている状況でございます。

ブロック塀等の撤去推進やブロック塀等の倒壊防止のための耐震性向上の補強工事の推進に向け、広報による啓発に加え、近隣の市でも行われているように、少なくとも市道に面している高さ1.2メートル以上のブロック塀等については、特に通学路となっている道路沿いにおける、倒壊のおそれのある危険な民地ブロック塀について、本市による簡易な安全点検を実施し、その結果を所有者に知らせるなどをして、市においてブロック塀所有者に対して個別に訪問し、対策を働きかけるべきではないかと、このように考えております。より詳細な調査、点検は、当然、所有者自身が専門業者に依頼することとなります。

また、県内他市では、生け垣への補助が行われるところもあります。現行の山口市の

制度では、撤去のみを補助対象としていますが、撤去せずブロック塀の倒壊防止のための耐震性向上のための補強工事なども補助対象とするよう、補助事業要綱に、新たにその対象とするように付け加えることも必要だと考えます。また、ブロック塀等の撤去に伴い、生け垣での植栽工事、高さの低い現場打ちの鉄筋コンクリート壁設置工事、新たなフェンス工事などが発生し、撤去工事の業者への支払い総額も大きくなる場合が多く、所有者の現金での業者への支払い額が多額になることもあります。現行の地域振興券による補助ではなく、現金での補助の交付も必要かと考えています。

以上のことから、現行の市単独補助制度の見直しなどの対策を実施すべきと考えます。早急なブロック塀等の安全点検の実施と、所有者への個別の訪問による点検結果の通知などにより、その後の撤去工事等によって貴重な大切な児童の命を守り、児童の安全確保を一層早急に図るべきと考えます。

そこで、建設課長に、ブロック塀等の対策への所見を伺います。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

議員御存じのとおり、平成30年9月議会での一般質問を受け、平成31年4月1日より、山口市ブロック塀等撤去補助金交付事業実施要綱により、市道、県道及び国道沿いのブロック塀等の撤去について補助金を交付しているところでございます。交付事業実施要綱では、上限を30万円とし、補助率は3分の1としておりますが、早急に撤去していただく目的で、今年度末までの期間においては、上限30万円は変わりませんが、補助率を3分の2としております。

また、毎年4月には、広報でブロック塀等撤去補助制度についてお知らせを行い、ホームページでは、補助の対象者はブロック塀等の所有者、対象物は市道などに接し、設置されているとみなすもので、市道等から高さが60センチメートルを超え、連続する延長が80センチメートル以上のものとし、工事としては敷地内の補助対象物となるブロック塀等を全てとし、また市道から離れていても、倒壊する被害を及ぼすおそれがあると認められる範囲を撤去する工事としております。そのほかに、申請に必要なもの、補助金の額、申請書様式を掲載して、周知をしているところでございます。

ブロック塀の撤去状況でございますが、令和元年度は14件、これは補助金以外での撤去件数も含んでおります。令和2年度は8月末時点で、申請件数は5件となっており、ブロック塀の危険性を認識していただいている所有者の皆様には、積極的に撤去していただいているものと考えています。

今後につきましても、状況を注視するとともに、広報、ホームページやチラシ等で積

極的に周知をしてまいりますので、土木に精通してみえます議員も啓発等にお力添えをお願いいたします。

議員のお考えになっている補強工事も補助対象にすることについてですが、ブロック塀等をどの程度補強すれば安全なブロック塀に補強できるかの判断が困難であり、また、道路沿いの安全確保から考えても、危険ブロック塀等の撤去が基本であると考えます。

現金での補助金交付につきましては、まちづくり振興券は市民の皆様の経済負担軽減と市内の商工業の振興を目的に、平成24年4月に交付が始まっており、定着しているところでございます。撤去以外の工事での支払い額が多額になることは、私は聞いておりませんが、現在までにおいては、交付時においても振興券に対する苦情や要望がないことから、振興券での交付を継続していく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） それでは、再質問をいたします。

平成30年9月の議会の市答弁では、先ほども申しましたように、通学路で201か所、民間建築物の道路沿いでは73か所もの危険なブロックが見られたということでございます。令和元年度は、補助したもの4件を含み14件、令和2年度は、8月末までの8件のブロック塀が撤去され、積極的に撤去されているとのことですが、特に私の住んでおります高富小学校の通学路沿いのブロック塀で、1.5メートルほどの高さの無対策のブロック塀等があります。また、中にはひび割れの入っているブロックもございます。また、控え壁の設置などがなされていない塀もございます。指定した2年前と危険な状況には大きな変化は少なく、順調にブロック塀の撤去ないし補強が進んでいるとは言い難い状況にあると私は考えます。

ホームページでの啓発は当然であります。平成30年の市の目視による点検の後、市で、例えばですが、高さ1.2メートル以上の危険なブロック塀の所有者に点検結果の通知書を送付したり、戸別訪問を実施したり、さらなる市での再点検を実施したことはあるのでしょうか。この点について建設課長に伺います。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

平成30年度の点検時にも、チラシ、チェック表を戸別訪問で配布及びポストに投函しておりますが、令和元年度におきましても、平成30年度に作成した個票、写真を基本として、7月から8月の期間において実施しました。実施方法は個別に説明も行っており、不在の方にはポストに投函を行い、啓発をしています。

本年度につきましては、議員おっしゃられたように、今後、細かく説明して点検をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再々質問をさせていただきます。

特に、最近空き家が増えております。特に空き家の周りのブロック塀が全然点検もされていなく、また高さの高いものもございます。こういうものもございますので、お宅に、ポストに入れるだけじゃなく、所有者を特定し、空き家におけるブロック塀等についても意を図っていただきたいと思っております。この点について建設課長に再々質問をいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再々質問にお答えします。

私としても、空き家が、どれだけブロック積みがあつてというのは現在把握しておりません。75か所の分の中に空き家がどれだけあるかということは把握しておりませんが、空き家に対しても、ポスティングで足らなければ所有者を調べまして送付してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君、質問を変えてください。

○7番（郷 明夫君） 次に、第2問です。児童公園における遊具安全点検等について質問していきます。

児童公園は、半径250メートル程度の街区に居住する人々が利用する公園とされており、現在では街区公園とも呼ばれています。我が家の近くには北町児童公園、須佐之男神社境内に天王児童公園、本町1丁目児童公園、共和町いこい広場等がございます。それらの公園の日常の清掃等、維持管理は、地元の自治会に委託されているところでございます。児童公園には滑り台、砂場、ブランコ、鉄棒、ジャングルジムなどの遊具のほか、ベンチ、藤棚、照明等もございます。児童公園にある遊具等には管理が不十分なものも、本市では散見されます。ちなみに近隣他市で、私が調査した範囲内では、児童公園を調べたところ、新しく児童公園が設置されていたり遊具の塗装がしっかりなされておりました。また、ブランコのチェーン等ですが、これが鉄製ではなくステンレス製となっていたり、遊具の基礎のコンクリートがむき出しのものではなく、トイレも自動で手洗いができる設備があるなど、管理がしっかりされておりました。

本市の児童公園では、管理が不十分な具体的なものについては、滑り台の一番の降り

口ですが、このエンドにはゴムマットが敷いていないもの、砂場の砂の管理が不十分なもの、ブランコのチェーンの接合部の金属すり減りが進行しているもの、ジャングルジムの下部や動物などの乗り物の下部で、コンクリートがむき出しになっているもの、また遊具の塗装の劣化も目立っております。そのほか、朽ちた木製のベンチ、照明灯がないもの、また照明灯が端に1つ設置され、公園として本当に暗いもの等、このような児童公園がございました。また、剪定不足の藤棚が目立っているものや、字や地図が消えて目に見えない案内看板などがある児童公園もございまして、安全管理が不十分であると、このような施設が多く存在しているという状況でございます。

市民の中には児童公園近くにお住まいの方で、公園の草刈り、樹木の剪定など、休日を中心に自身で保有される草刈り機、脚立、剪定道具により、日常的にボランティア活動により作業をしていただいている方もみえます。その市民の方からは、今までは比較的早く、市により補修等がなされてきておりましたが、最近では予算がない、作業する人がいないと言われ、市の遅い対応に疑問を抱かれている市民もみえます。

これらの市民のニーズに対しては、業者に委託せず、塗装などの容易な作業では、県内の他市で行われておりますように、ペンキ等の材料、資材、こういうものを市から地元へ提供、貸与し、作業を行っていく仕組みを導入すべきではないかと考えます。また、市職員自身が直接定期的に公園を点検、調査することも必要でございます。また、簡易な業務については、市職員が直接点検時に作業することも実行すべきと考えます。

そこで質問ですが、児童の事故防止に向け、どのような具体的な点検マニュアル作成等により、どのような手順で児童の安全対策が進められているのか、その状況について建設課長にお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

安全点検につきましては、年1回の遊具の定期点検が義務化され、毎年、市内32公園の遊具、ベンチ、あずまや、藤棚、水飲みなどの246施設を、公園施設製品安全管理士及び公園施設整備技師の資格を有する会社に委託して点検を行っております。

報告書には、総合判定、使用の可否、ハザード、劣化判定、塗装判定、落下高さ、安全領域及び特記事項により使用の可否の報告があり、判定基準としましては、Aは健全であり修繕の必要がない、Bは軽微な異常があり経過観察が必要、Cは異常があり修繕または対策が必要、Dについては危険性の高い異常があり緊急修繕が必要、または破棄するか更新が必要と区分されています。

遊具の安全確保対策の手順としましては、判定により、D判定された遊具については

使用禁止の対策を講じ、その後は修繕か撤去の判断を行い、対応しております。また、C判定については、使用頻度等も考慮しながら、予算の範囲内で修繕や補修等を行っております。

今後も山口市といたしましては、安全確保が第一と考えておりますので、点検結果を基に予算の確保を行い、対応してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再質問をいたします。

児童公園の安全点検は年1回、業者に委託し、点検しているとの答弁でございました。危険性の高いものは撤去等を行い、修繕が必要なものは予算の範囲内で修繕を行っているとの答弁でした。

公園近くの地元の方からの意見は、先ほども申しましたように、予算がない、作業する人がいないと市から言われ、市の遅い対応に苦情をいただいております。今回、私が指摘したように、動物の乗り物やジャングルジムの基礎でコンクリートがむき出しのもの、また滑り台の終点の降り口のところにゴムマットが敷いていないもの、遊具の塗装が剥けているもの、照明灯がないもの、また公園案内板で案内図自体がもう消えているものなどが目立つ状況でございます。これらの案件の対策については、例えばジャングルジムの基礎のようにコンクリートがむき出しのものについては、土で上に覆土をすれば、コンクリートの基礎の上に覆土をすれば、それで十分安全は確保できるものもございます。そんなに多くの費用を必要としないものも数多くございます。

そこで伺います。市職員による定期点検はどのようになされており、また今回指摘してきたように、ペンキなどの基材を、材料を地元自治会に提供し、作業を自治会で行っていただく仕組みも導入すべきだと考えます。これらの2点について、再質問を建設課長にいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

日常点検についてでございますが、公園維持管理担当職員により、毎月1回程度の目視及び劣化に対する確認を行っております。

あと、自治会に支給されてはどうかということでございますが、自治会で積極的に公園管理を行っていただいている皆様には大変感謝しております。地域の皆様の御協力があれば、ある程度の原材料は配布、支給させていただき、地域の皆様で対応していただくことは可能かと考えております。また、緊急な修繕とか、早急になかなか手が回らな

いのは事実でございますが、昨年度よりちょっと体制が変わりまして、委託業者にやっていただくというのが主な作業となっておりますので、その点は、今後は早急にできるように対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 確かに専門的な業者にやっていただくこともあるわけですが、私さすけれども、私が指摘しましたように、少なくともいろんな動物の置物の下の基礎がコンクリートむき出しと、これはちょっといかななものかと思ひます。大して費用がかかるわけではありせん。ゴムマットを敷いてくれということじゃないんです。要は上に土をかぶせてほしいということですが、毎月1回、担当者で見ていただひておるといふことだけど、その状況といふのはやはり、そのようなことも現場ですぐやれば済む話なので、そういうものに対する指導はどのようにされておひますか。再々質問として、これを最後の質問とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再々質問にお答えします。

極力危険な場所に関しては早急にやるようには指導はしておひます。なかなかそれがうまく回っていないのが現状でございますので、今後は確認の上、適切な処置ができるように指導してまいりたいと考えておひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○7番（郷 明夫君） 以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位6番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従ひ一般質問をさせていただきます。冒頭、議長よりマスクの着脱の許可が出ましたので、マスクを外して質問をさせていただきます。

『こそだてし やまがたし』が目指す保育の在り方について御質問いたします。

少子高齢化が進み、社会保障費が年々増加していく日本は、その財源の確保不足が続ひ、未来を担う子供たちの世代に負担を先送りし続けておひます。国、地方が抱える財政状況から行財政運営の効率化が急務となつておひる一方で、住民ニーズの高度化、多様化も進んでおひ、財政負担の軽減を図りつつ、住民サービスの向上を目指すといふ対応が求められておひます。そうした中、公共サービスに民間の持つノウハウ、創意工夫、柔軟性等を生かす公共施設の民営化が進められてきました。近年では、水道や図書館、また

福祉分野にもその取組は広がり、公設、公営の保育園の民営化もその1つとして全国的に進められています。

今年3月、令和2年第1回定例会において可決された、第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略の第1節、結婚・子育て支援と女性活躍には、保育サービスの充実が掲げられており、多様な保育ニーズや新たな保育ニーズに対応できる運営が目標とされています。その中には、保育園の計画的な統合、民営化等を図ることが、具体的施策の1つとして挙げられており、保育園民営化の数値目標は、令和5年までに1園とされています。

市は、昨年、令和元年11月に、山県市児童福祉審議会に山県市立保育園の運営の在り方について諮問をし、今年、令和2年7月、審議会の総意として、民営化の推進を答申として受けました。そして、先日、8月27日に開催された全員協議会では、山県市立保育園民営化指針（案）が全議員に配付されたところでもあります。

現在、山県市の保育園は、全7園が市立、公立の保育園となります。令和2年8月1日現在で、519人の子供たちの居場所となっています。私自身、この山県市立の保育に12年お世話になり、今年度はその最後の年ともなります。これまでの間、仕事や生活環境が変化していく中で、市の安定的な保育に支えられてきたことへの感謝の思い、また地域とのつながりや山県の魅力が活かされた市の保育に誇りを感じております。どうか民営化という3文字の表面的な賛否に、保育現場、保護者、何より子供たちが振り回されることのないようお願い、議論を深めたく質問をいたします。

配付された指針の内容、また、本日、他議員が質問をされました内容を含みますが、山県市の保育園民営化の方針を理事兼子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言のように、保護者の就労形態の多様化も含め、住民ニーズの高度化、多様化が進む中で、厳しい財政状況を踏まえつつ住民サービスの向上を目指していく必要があることは、本市においても例外ではありません。

先般お配りした山県市立保育園民営化指針につきましては、そうした思いの中で策定したものでございまして、多様な方々からの御意見を承るべく、現在パブリックコメントに付しているところでございます。

そこで、本市の市立保育園民営化の基本的な理念につきましては、民間ならではの柔軟な対応や取組等がかいま見られる民間活力を最大限に活用し、子供と保護者の暮らしを大切にしていこう姿勢の下、よりよい保育環境を確保し、将来にわたって利用者満足度

の高い保育サービスの提供を目指していく、そのことにあります。

他の議員の御質問にもお答えしましたように、平成9年の児童福祉法の改正によりまして、保育所は、行政主導の措置制度から利用者が保育所を選択する契約制度となりましたが、本市内には私立保育園が存在しておりません。県内において私立保育園が存在しないという都市は少なく、本市は、うがった見方をすれば、保護者の保育の選択肢を狭めていると捉えることもできますので、そうした解消も要因の1つとなっているところでございます。

この指針のポイントとなるところをかいつままで御説明を申し上げますと、まず、民営化の方式は民設民営方式で、市の土地は10年区切りの無償貸与、建物、備品等は無償譲渡ということを想定しております。移管先は、先ほどもございましたが、社会福祉法人または学校法人であって、認可保育園等としての運営実績がある事業者を対象とし、移管後につきましては、幼稚園型のこども園として運営するのではなく、現状のような保育園または認定こども園として運営していただくことを想定しているものでございます。

募集につきましては、公募による企画提案型、いわゆるプロポーザル方式による選考とし、公募開始の時期は、事業者の決定と発表から民営化移行まで、最低でも、要は民営化する前に、公募開始時期から2年前より前に、2年程度の期間を確保できる時期としており、移管先の選定に当たっては、山縣市子ども・子育て会議の中に会計ですとか法律等の専門家を含めた専門部会を設けて審査をしていただく予定で考えております。なお、対象とする保育園につきましては、民間活力を最大限に発揮し得る保育園というのを、応募者側のほうによって選んでいただくという方式で行いたいと考えているものでございます。

なお、今後、実際に民営化を進めていくに当たりましては、代表保護者、事業者、山縣市による3者協議の場ですとか、保護者説明会を実施し、ほかの市立保育園へ転園を、この場合希望される方ですとか、当該施設での継続就労を希望されるような保育士の就労継続につきましては、最大限配慮するようにはしていかなければならないものと考えております。

また、現状以上の保育水準で承継することを前提に引継ぎを考えておりまして、合同保育ですとか引継ぎ保育の実施等によりまして、園児や保護者の混乱や不安を極力避けられるように配慮することも大変重要なものと考えております。また、民営化後におきましても、本市によりまして逐次確認の実施ですとか、3者協議の場も当面継続するとともに、保育園の苦情受付処理の明確化や第三者評価を受審してもらうようにもしてい

ただきたいと考えております。

なお、委託料につきましては公定価格を基本としますが、本市独自の政策によるものについては、基本的に当該費用分を上乗せして、保育水準が下がることのないようにする必要があるものとも考えております。

そもそも本市の保育園民営化の考え方は、公立保育園と私立保育園を混在化させて、多種、多様な保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応して、よりよい保育環境を確保し、将来にわたって利用者満足度の高い保育サービスの提供を目指していくための施策でございますので、御理解と御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、私は、民営化、この3文字に賛成か反対かの議論をするつもりはありません。ただいま子育て支援課長より、保育園の民営化の基本的な理念について、子供と保護者の暮らしを大切にしていく姿勢の下、よりよい保育環境を確保し、将来にわたって利用者満足度の高い保育サービスの提供を目指していく、公立保育園と私立の保育園を混在化させ、多種、多様な保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応し、よりよい保育環境を確保、将来にわたって利用者満足度の高い保育サービスの提供を目指していくための施策であるとお答えをいただきました。

現状のニーズ、新たな時代に対応し切れていない現状の保育サービス、保育の質を向上させるため、また拡大させるため、山県市の保育の改革を行うために民営化を導入させるものだと理解をしております。

保育を必要としている利用者は、子供たちを育てている保護者、そして、その環境に置かれている中で育つ子供たちです。これまでの間、子育て支援日本一を目指す林市長の下、国に先駆けて実施した3歳児以上の保育料の無料化をはじめとする様々な子育て支援が行われてきました。1期目の議会で、私の質問も、保育園長のイクボス宣言、体験型保育を公立保育園の現場へ、保育業務の負担軽減を目指したICTの活用へとつなげていただき、現場の保育士の皆さんに御尽力をいただいているところです。

しかし、依然として存在する保育士の持ち帰り仕事、市内1園のみで実施となっている土曜日保育、また10か月未満の低月齢保育の未実施など、山県市が抱える保育の課題はまだ多く存在しています。それらに対応できる山県市の新たな子育てのパートナーを探す、増やすのが、保育園民営化の導入などではないかと私は考えています。

2018年、企画財政課のシティプロモーション事業で、『こそだてし やまがたし』と

いう冊子が製作されました。その中にある、山口市が全国に先駆けて実施した3歳児以上の保育料の無料化は、子供の育ちをまち全体で育てようという子育て支援日本一を目指す市の姿勢を表すものではなかったのでしょうか。子育て支援課、子育て世代包括支援センターの設置も実現された山口市における子育て支援は、子育て世代への援助ではなく、まちづくりだという認識であると考えています。それを踏まえ、今年は、子育て支援課長に理事である課長が就任をされました。子育て支援課長に理事の立場を踏まえた御回答をいただきたく、再質問をいたします。

1点目です。多様な保育ニーズや新たな保育ニーズに対応できる運営が目標とされている、第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、誰一人取り残さないが理念の下、2030年までの持続可能な開発目標、SDGsが盛り込まれました。このSDGsを自治体の計画に盛り込む際に重要なことは、10年後のまちのあるべき姿を明確にして施策に落とし込んでいくことだと、以前の議会でもお伝え申し上げてきました。その具体的施策の1つとして挙げられている保育園の民営化は、誰一人取り残さない持続可能な保育を山口市全体で目指す中での手段の1つなのではないでしょうか。

『こそだてし やまがたし』の冊子にある山口市の3つの自慢の中にある市立保育園の保育料ゼロ円に代わるもの、それは公立保育園の保育の充実や民営化を含む、その他の専門性、活力を生かした多様な保育の実現、保育の多様性なのではないでしょうか。山口市が目指す10年後の保育のあるべき姿、どのようにお考えでしょうか。

2点目です。私たち議会が可決をした総合計画、総合戦略の保育園の民営化の数値目標は、令和5年までに1園、児童福祉審議会の答申にも、第1段階として早期に1園を民営化へ移行とあります。しかし、先日配付をされた山口市立保育園民営化指針（案）の対象保育園の選定は、市立保育園全7園を対象とした公募による最大2園までとされています。これはどのようなお考えでしょうか。

以上2点、理事兼子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

本市の市立保育園民営化の基本的な理念は、保育ニーズの高度化、多様化が進む中で、これにお応えする上で、行政だけでは限界もありますので、民間活力を最大限に活用しようとするところにございます。

議員からは、山口市の新たな子育てパートナーを探す、増やすのが保育園民営化の導入との表現がございました。まさに、本市の市立保育園民営化の基本的な理念を分かりやすく表現していただいたなと感じているところでございます。また、真の子育て支援

とは、子育て世代への援助ではなく、人づくりを視野に入れたまちづくりにあるということも私も同一認識でございます。しかし、保育所の民営化が、SDGsの理念でもある、誰一人取り残さないことの手段の1つというのは、率直に申し上げますと、ちょっと若干大げさな気もいたしますが、その一助になるとは考えております。ただ、民営化により専門性、活力を生かした多様な保育の実現を目指すことに关しましては、これは同一認識でございます。

そこで、1点目として、山口市が目指す10年後の保育のあるべき姿に関してのお尋ねでございますので、それに御説明を申し上げます。

まず、子供を取り巻く保育環境についてでございます。2年ほど前に、国のほうですが、改定されました保育所保育指針等におきましては、育みたい3つの資質、能力として、1、知識及び技能の基礎、それから、2として思考力、判断力、表現力等の基礎、3つ目に学びに向かう力、人間性等が示されたところでございます。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿というのが公表されまして、1つ目には健康な心と体、2つ目は自立心、3つ目は協調性と、ずーっとありまして、10番目には豊かな感性と表現など、そうした方針が示されたところでございます。山口市におきましても、こうした資質や能力を育ていけるような保育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育制度の、今度は環境についてでございます。これにつきましては、本市の総合計画、総合戦略にも記載されておるとおり、具体的な施策として6つほど掲げております。簡単に申し上げますと、議員発言もありましたが、1つ目が計画的な統合、2つ目が民営化、3つ目が延長保育、低年児保育、4つ目が保育士確保とその資質向上、5つ目が食を通じた健全育成、6つ目が自然を生かした体験活動というふうに表記されているところでございます。こうしたことを踏まえまして、本市が目指す10年後の保育のあるべき姿につきまして簡単にまとめさせていただきますと、保育所の民営化や計画的な統合も視野に入れつつ、延長保育や低年児保育を拡充させ、保育士の資質向上や食育・自然体験活動を充実させて、健康な心身や自立心、協調性、感性などを育てる保育環境を確保することにあるものと考えております。

なお、こうしたことを踏まえた上で大切だと考えておりますことの1つにつきましては、未満児保育等の潜在ニーズの把握だと考えております。また、今後とも保護者の就労形態はますます多様化していくと考えられますし、住民ニーズの高度化、多様化というのは今後も進んでいくものと考えられます。そこで、限られた人的資源と財源の中で潜在ニーズを的確に把握し、そうしたニーズに機動力を持って対応していくということが重要であるとも考えておるところでございます。

次に、本市の児童福祉審議会の答申等との整合性についてお答えをいたします。

まず、総合戦略における令和5年度までに1園を民営化するという数値目標につきましては、これは最低限の数値でございまして、2園、仮にあれば、これを否定するものではございません。また、同答申に関しましては、昨年11月に市長から、山県市立保育園の運営の在り方についてという諮問に対しまして、今年答申されたものでございますが、同審議会においては、意見の中で、例えば3つ保育園を民営化したらどうかとか、複数の保育園の民営化についての意見なども出されておったところでございます。しかしながら、こうした園数については様々な考え方もございまして、同答申としては、将来の子供のために民営化を推進することが市議会の総意であるという共通認識の下、まずは少なくとも第1段階として、早期に1園を民営化すべきものという表現で、また具体的な保育園も特定されない表現とされたものであると認識しておりまして、1園に限定されたものというふうには理解していないところでございます。

また、市立保育園全7園を民営化の対象としていることに関してでございますが、一般的にこうした民営化を進める場合には、保育園を特定して公募するという方法が他の自治体で多いものと思います。しかし、本市の民営化の目的は、民間活力を最大限に活用しようとすることにありますので、こちらからこの保育園というふうには決め打つことなく、民間活力を最大限に発揮し得る保育園を応募者側によって選んでいただこうとする、ちょっと独特な考え方によるものでございます。

なお、今般の本市の市立保育園民営化指針においては、最大でも2園としているものでございまして、今後、本市がこれから示していく条件等によって応募者がなければ、当然ですが2園どころか1園さえも民営化は実現しない可能性が現時点ではあり得るということを御認識いただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

今回、総合計画、総合戦略に盛り込まれたSDGsを達成するには、理想とする全体像を構築し、必要とされるツール、サービスを生み出す新しい切り口が必要不可欠、その自治体の資源を見極め、それを生かして目標に向かうこと、単独で取り組むことにとどまらず、共通の理想に向けて、社会全体でそれぞれの資源や強みを生かし、連携した行動を取ること、理想を共有するためには情報が不可欠であると言われております。

今後、本市の政策決定において、向かうべき方向性として取り入れるとされているSDGsは、保育サービスの充実の記載がある第1節、結婚・子育て支援と女性活躍には

4つのゴールが掲げられています。このゴールに向かう取組の1つとして、保育園の民営化を考えると、ただいま理事兼子育て課長よりお答えをいただきました保育所指針や総合戦略、総合計画などを踏まえ、健康的な心身や自立心、協調性、感性を育める保育が山県市の目指す10年後のあるべき姿であること、これが目標。その環境を確保するために民営化や計画的な統合も視野に入れ、保育の資質向上や活動を充実させること、これが単独で取り組むことにとどまらず、共通の理想に向けて、社会全体でそれぞれの資源や強みを生かし、連携した行動を取ることの1つとなります。そして、その中で大切だと考えている1つに、潜在ニーズの的確な把握を挙げられました。これが情報の1つになります。

では、理想の共有、保育園の民営化を進めていく上で、山県市が目指す保育の姿はどのように山県市全体に共有されるのでしょうか。お配りをいただきました山県市立保育園の民営化指針（案）は、誰に向けてつくられたのでしょうか。この指針案で、パブリックコメントを募る市民と目指す理想の共有ができ、的確なニーズや御意見をいただくことができるのでしょうか。

この民営化の指針案には、民営化を導入しようとする状況理由と方法が書かれていますが、先ほど、久保田理事にお答えをいただいたような山県市の目指す姿や考えは見えません。目的は、保育園を民営化することではないはずです。その先にある目指す姿に向かっていくこと、子育てに追われる世代が、ホームページにしかお知らせのない指針案に自らたどり着き、保育所指針や総合戦略などと照らし合わせて、それを読み解いてコメントをすればよいのでしょうか。そんな余裕はないほど多様な保育のニーズを持つのが、今回の民営化を進める上での当事者である子育て世代です。

子育て支援日本一を目指す林市長のキャッチは、対話と共感でした。形式的なパブリックコメントの募集ではなく、多くの方に意見をいただきやすい手段を、全園を対象とし、いろんなことが固まった段階で地域を説得させる説明会ではなく、今、この指針をお伝えする段階から何を目指す民営化の導入なのかを、1本の木ではなく森全体を市民の皆さんに分かりやすくお伝えください。

例えば、山県市が目指す保育の姿を含む民営化指針（案）のダイジェスト版を配布し、御意見をいただけるよう御案内をするなど、積極的なアプローチはできませんか。私が懸念するのは、市民の間に民営化の3文字が独り歩きをして、理事がお答えいただいたような思いと考えを持って進めていく本来の姿が伝わらないことです。『こそだてしやまがたし』が目指す理想の保育に向かって取り組むための民営化の導入は、そのキックオフから市民の皆さんとともに歩んでいただきたいと思います。

以上、理事兼子育て支援課長に答弁いただき、私の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えをさせていただきます。こうして市内の子供たちのために、一生懸命、議論をさせていただけることを大変ありがたく思っております。

さて、世界平和や地球環境を考える上で、グローバル化の考え方はとても重要だと思われまます。しかし、近年、何々ファーストなどのような言葉が横行しており、自国第一主義ですとか保護主義化がかいま見られる中にありまして、議員が時折発言されておりますSDGsを見据え、そこに掲げられた目標に対して全人類が自分事として関わることは、とても大変重要なことだと考えております。

ただ、私の認識不足かもしれませんが、正直申し上げまして、保育園の在り方を直接SDGsとつなげていこうとする考えまでは、現時点では思っておりません。もちろん、何らかに関わりはあるとは思いますが。例がちょっと違うかもしれませんが、御存じかどうか、昨年12月に、鹿児島県のそらのまちほいくえんというところが、保育園として初めてジャパンSDGsアワードの特別賞というのを受賞されまして、首相官邸に招かれたという報道がありました。そうしたことを踏まえますと、今後、本市の保育園におきましても、そうした保育の在り方に限らず、そうした考えを視野に入れていくことが必要だとも感じたところではございます。ちなみに、この保育園の運営主体は、くしくも株式会社ではございました。

さて、議員御発言のように、一定の方向に、目標に向かうには単独で取り組むことにとどまらず、共通理念の下、社会全体で連携した行動を取ることが私も大変大切なことだと考えております。

そこで、本市の市立保育園民営化指針（案）は誰に向けてつくられたものかという御発言がございましたが、結論は申し上げるまでもなく、現在の保育園児の保護者や保育士、応募しようとする事業者のみならず、本市の保育について当事者意識を持って考えてくださる他の地域の住民を含む全ての市民でございまして、少なくとも形式的なパブリックコメントの募集というつもりは毛頭ございません。多くの市民の方々が考えられる理想的な保育の在り方は、先ほども申し上げましたように、保育指針に掲げられていることとあまり相違がないものではないかなというふうに考えております。ただ、方法論については多様な考え方があると思われまます。ちなみに、本市の方法論の考え方は、先ほど申し上げました総合戦略、総合計画に記載、記されているところでもございます。

また、1本の木ではなく森全体を市民の皆さんに分かりやすくお伝えくださいとの発

言がございました。私も、木を見て森を見ないということがあってはならないと考えておりますし、議員御発言のように、保育園の民営化はあくまで目的ではなくて、当然手段であるとは考えておるところでございます。

議員がこだわられる保育の在り方という根本問題について、議論することを否定するつもりはございませんが、議員御発言のように、子育てに追われておられる世代の方々に限らず、こうした激動する現代社会、特にこの現下のコロナ禍においては、こうした保育指針等を読み込んでいただいてコメントするというのは、一般的にはなかなか困難であるということも認識はいたしております。そうした中で、こうしたことを広く意見を求めましても、経験則から申し上げますと、こうした議論はとかく学術論に終わりがちになることも否めません。そうしたことから、これまでもこうした理念的なことについては、本市の児童福祉審議会ですとか、子ども・子育て支援会議、それから総合計画審議会や行政改革推進委員会、ほかならぬ、この議会において議論してきていただいているものであるものと認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、こうしたことが十分に伝わっていないというのは私どもの努力不足であり、今後、積極的かつ効果的に発信してまいりたいとは考えております。それでも、こうした指針がより具現化してまいりますと、必然的に多くの方々の関心が高まりまして、今後、多くの意見が出されているものとは期待しているところでございます。

なお、いろんなことが固まった段階で地域を説得させる説明会ではなくとの御発言がございましたが、私どもは、いろんなことを決めた段階でも納得していただけるような説明会というのも、時には重要なことだとは考えております。

山口市が目指す保育の姿を含む民営化指針（案）のダイジェスト版の配布といった御提言をいただきました。今般の民営化指針は、あまり多くのことは記載しておらず、10ページ程度のものとなっております。しかし、それでも多様な市民の方々が読まれるには、相当のインセンティブがないと読んでいただけない可能性は当然あります。そうした中で、来月の10月から入園申込みの受付の月となっております。現在、その入園のしおりを作成中であります。この中に一定の記載をさせていただくつもりではありますし、今後、市の広報等においても、何らかの形で本市の保育園の在り方などを紹介してまいりたいとは考えております。

本市としていたしましては、保育の在り方について、議員のように当事者意識を持っていただける方々とは積極的な意見交換をしてまいる所存ではございますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時15分から再開いたします。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。長時間にわたっておりますが、最後の登壇となりますので、どうかよろしくお願いたします。

まず最初に、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付サービスの導入について、市民環境課長にお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、ビジネスや経済活動が動き出しています。今後は、新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本市においても推進し、決して後戻りをしない自律的な市民サービスを提供していく必要があると考えます。国も、新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資と環境整備を進めていくこととしており、特にデジタルガバメントは、今後1年間で改革期間であると示されています。こうした中で、今後は感染防止と社会経済活動を両立しながら、第2波、第3波に備えた対策の強化が求められています。

こうした観点を踏まえ、マイナンバーカードの普及が重要な行政手続のオンライン化をさらに推進するため、庁舎窓口への来庁抑制に資するコンビニ交付サービスの導入促進に向けた、マイナンバーカードを活用した住民票等の写しコンビニ交付サービスの導入促進についてお聞きをします。

まずは、現在マイナンバーカードでマイナポイントの申込みの手続が、市町村窓口や郵便局、コンビニ、携帯ショップなど、全国約9万か所で始まっています。御存じのように、本市でも1階、市民環境課前に専用窓口が開設をされています。

このマイナポイント事業は、なかなか普及が進まないマイナンバーカードの普及に向けた取組で、9月1日からマイナポイントがスタートをし、2021年3月までの7か月間実施されるものです。マイナンバーカードを取得してキャッシュレス決済サービスを提供する決済事業者を通して、チャージまたは買物に対して25%のプレミアムが付与され、上限は5,000円相当になります。9月からの事業開始を前に、7月1日からマイナポイントの申込みがスタートをしており、スマートフォンを所有する18歳から69歳の男女の調

査では、その認知度は83.1%という結果が報道されていました。今後、本市においてもマイナポイントを機会にし、マイナンバーカードの普及拡大につなげていかなければならない事業だということで、進められていることと思います。

そこで、市民環境課長に伺います。

1点目、この事業と特設窓口設置の周知を本市としてどのように行っているのか。2点目、窓口開設以降の問合せ状況。3点目、窓口開設により、マイナンバーカードの申込みとマイナポイントの申請はどのようなか。4点目、本市のマイナンバーカードの普及はどのように変化したのか。5点目、窓口での1年間の住民票と印鑑証明書の発行枚数はどのようなか。

以上5点、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

1点目のマイナポイント事業と特設窓口の周知については、ホームページやCCNの山縣市広報番組で、マイナンバーカードの取得方法などについて広報したほか、マイナンバーカード保有者に事業の案内チラシを送付して周知を図りました。特設窓口は、のぼり旗やPRポスターの掲示、間仕切りにはマイナンバーカードのPRイメージカラーのピンクを採用して、来庁者の目に留まるようにしています。

2点目の窓口開設以降の問合せ状況についてにつきましては、6月24日の特設窓口設置から7月末までは、窓口混雑時のためのマイナンバーカード申請・交付スペースの増設という位置づけでしたが、8月からは会計年度任用職員を配置し、相談しやすい環境にしています。マイナポイントが始まり職員を配置したことで、特設窓口での相談、申請等は増加しています。

3点目、マイナンバーカード申請とマイナポイントの申込み状況についてですが、窓口でのカード交付申請は、令和2年4月37件、5月29件、6月30件、7月71件、8月101件となっております。マイナポイントの申込み受付は7月1日に始まり、窓口での申込みが7月170件、8月158件でした。

4点目の本市のマイナンバーカードの普及状況ですが、総務省の公表データでは、平成29年3月時点で1,695枚の交付済み実績があり、30年3月には2,022枚、31年4月には2,409枚と、年間約400枚の交付状況でした。令和2年4月には3,220枚で、年間800枚増加し、直近の本年8月時点は3,916枚となり、約5か月で700枚ほど増加しました。

5点目、1年間の住民票と印鑑証明の発行枚数については、令和元年度、本庁舎の窓口で発行した実績は、住民票が7,608件、印鑑登録証明が5,296件でした。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 実は、私もこれを機会に窓口でマイナンバーカードを申請させていただきましたが、最初は、写真も必要で手間だというふうに思っていたのですが、窓口で写真も撮影してくれ、思った以上に簡単に済みました。また、スマートフォンからやパソコンからの申請もできます。申請し、マイナンバーカードが届くまで1か月ほどかかるとのことでしたので、届き次第、またマイナポイントの申込みをしたいと考えております。

マイナンバーカードの安全性は高く、取得すると身分証明書として使用でき、例えば子育てなどの行政手続がオンラインでできるなど、より便利になります。また、来年3月からは健康保険証として利用可能になるなど、より便利になります。マイナンバーカードは、今後、いろいろなサービスに関連づけて、市民の皆様に幅広く行政サービスが受けられるような仕組みがマイナンバーカードによって構築されていくこととなると思います。これが1つの目的でもあります。

今回、その入り口として、市が窓口で発行している住民票や印鑑証明書の写しがコンビニで交付できる取組が進められています。本市においても、ぜひ、このサービスの導入を推進していただければというふうに考えています。これは、小規模市町村向けクラウド基盤によるマイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付サービス導入促進に向けた実証事業の実施が、5月18日に事務連絡として発出をされています。総務省の取組として、コンビニ交付サービス開始から10年がたちましたが、約58%の市町村では進んでおらず、本市もその1市で、その理由の多くは財政的な側面と費用対効果から導入が遅れているようです。

そこで、今回、こうした自治体の負担を軽減するための実証事業が行われることとなりました。事業内容は、初年度にかかる費用としては、コンビニへの委託手数料、1枚117円掛ける交付枚数分のみで、導入費用のサーバー構築費など、初期費用については全額、国が持ちます。次年度以降は、ランニングコストなどシステム運営にかかる費用の半分は、3年間ではありますが、特別交付税で2分の1措置されます。まだコンビニ交付を導入していない本市のような小規模な自治体では、関心のあるところだと考えています。

特設窓口を設置してまでマイナンバーカードの普及に取り組んでいる中での、この実証事業でのさらなる取得メリットをつけたマイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付サービス導入に向けての考えを、市民環境課長に伺います。

○議長（武藤孝成君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

8月時点のデータで、マイナンバーカードを利用した住民票の写しなどのコンビニ交付は、全国1,741団体中751団体、約43%の自治体が導入し、人口カバー率は約1億377万人で8割を超えています。これは、比較的人口規模の大きな団体が導入していることによるもので、小規模自治体は、システム構築費の負担や人材不足が課題となり、導入が進んでいないとされております。

そこで、議員御発言のとおり、総務省が今年の1次補正予算に小規模自治体向けのクラウド基盤構築事業費を計上し、小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業を開始したところです。

本市には、5月18日付で実証事業の案内及び参加団体の募集の通知があり、導入にかかる初期費用について全額国費による助成が受けられることなどから、事業参加について前向きに検討を進めてまいりました。しかしながら、事業参加に必要な住民情報システムの改修等について、応募期限までにベンダーと呼ばれますシステム提供事業者との協議が整わなかったため、事業参加に至っていないのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） この実証事業について、前向きに検討を進められたということは承知をしております。J-LISのクラウド型バックアップセンターの活用が必要になるためだというふうに思います。庁舎1階のマイナンバーカード特設窓口に貼ってある内閣府からのポスターに、マイナンバーカードでのコンビニ交付サービスができるという項目のマイナンバーカード取得のメリット1の大きなスペースに、紙が貼って見えないうように隠してあります。サービスを提供する担当課としては、申請者に対して心苦しい部分があるかというふうに思います。人口カバー率は8割を超え、マイナンバーカードを活用した住民票等の写しなどのコンビニ交付が全国的には提供されているわけです。ポスター1つとっても、ある意味、当たり前のことのようになってきております。

今後、住民票や印鑑証明書などにとどまらず、所得証明書、課税証明書、納税証明書などといった税務関係書類の交付も行政手続のオンライン化の推進により可能になるようです。目的や傾向として、コンビニ交付サービスは窓口への来庁抑制に資することから、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって有効なサービスでもあります。365日、利用者自らがいつでも、どこでも、すぐに住民票などの写しが交付でき、ま

た、少ない、決められた職員での業務の中、せめて内容の決まった証明書などは窓口負担の軽減につなげていくことや、3密の緩和につなげていかなければなりません。

この実証事業について、ベンダー、先ほど言われましたが、製品を提供する会社の都合により参加することができず、応募期間が過ぎたということでした。今後の動向もあるかとは思いますが、選択肢はほかにもあると考えます。

1つは、ベンダーとの新たな協議、またベンダーでも、現状、今年度の予算でシステムを構築し、来年度から運用した場合、初期費用の全額が地方創生特別交付金を活用することができ、また、ランニングコストも3年間の特別交付税を活用することができます。財政的にも人材的にも課題を抱えている本市のような小規模な自治体においても、他の自治体と等しくサービスが受けられることは大切なことだと考えます。あわせて、しっかりとマイナンバーカードの取得の増加にもつなげていくことは必要です。

今後を見据え、整備するときではないかと考えますが、今後の取組について、市民環境課長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 再々質問にお答えします。

コンビニ交付に係る今後の取組についてですが、コンビニ交付サービスは、コロナ禍における密の抑制や行政サービスの効率化などに有用な方策で、マイナンバーカード所有者にとっても便利な制度であることは認識しております。

県内の導入率は42市町村中9市で、県内の人口カバー率は約56%です。市民サービスの向上とマイナンバーカードの取得を推進する立場としては、ぜひ導入し、マイナンバーカードの取得意欲も押し上げたいところでございます。しかしながら、既にコンビニ交付システムを導入している自治体に伺ったところ、年間の維持管理経費に対して利用件数が少ないことや、コンビニそのものが少ないなど、費用対効果が低いと感じておられるところもありました。本市の現在のマイナンバーカードの保有率は約15%程度であり、岩佐より北部にコンビニが存在しないことなどから、現時点では費用対効果の期待が薄いものと思われまます。

そこで、ベンダーとの協議が整わず見送った小規模自治体向けクラウド基盤を活用したコンビニ交付について、本市と同じベンダーを利用する市町村の参加意向などを調査して、参加意思のある複数の自治体とともに、ベンダーに対してクラウド基盤の参加に必要な住民情報システムの改修を要望するなどして、実現に向けて協議を継続したいと思っております。同時に、既存のコンビニ交付システムの導入も完全に排除することはなく、活用可能な財源を模索しながら、コンビニ交付システムの導入について慎重に検

討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君、質問を変えてください。

○6番（加藤義信君） それでは、続きまして、重層的支援体制整備事業の実施について伺います。

重層的支援体制事業というと何か難しいことのように聞こえますが、簡単に言えば、介護分野、障がい分野、子供、子育て分野、生活困窮の既存の各事業を、今までの縦割りから一体的な支援を行うというもので、来年4月から施行されます。

本市でも、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。このような中、個人や家族が抱える生きづらさが複雑化、多様化し、平成30年3月定例会でも質問しましたが、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子供を養う8050問題、また、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化をしてくております。

こうした課題は、どの自治体でも従来の介護、障がい、子育てなど、制度、分野ごとでは対応することが難しく、忙しい中、時間をつくって相談に行っても、窓口ごとを回され、挙げ句、何も解決できないという事態が発生しているようです。こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生の実現も全ての世代が安心できる全世代型社会も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が、市町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年の令和2年を目途として、市町村として包括的支援体制を整備するための方策について検討し、その結果に基づいて措置を講ずることが規定されており、3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制事業が新たに創設をされ、平成3年4月から施行されます。

3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援です。福祉的な窓口は、高齢者、障がい者、子供といった分野別に分かれていることが多いと思いますが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た人が、息子のひきこもりのことを相談されてきたとき、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断ることなく、受け止め、必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していきます。

ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な問題がすぐには見えない

ため、すぐに支援につながらないことも多々あります。そうした場合も伴走型で、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、粘り強く支援につなげていくことも期待をされています。また、生活困窮者自立支援制度では、生活保護対象者は支援できません。連携はできても、保護になった途端、保護の担当に代わります。生活保護は現金給付のため、ケアといった視点がないといった課題もありました。

2つ目は、地域につなぎ、戻していくための参加の支援です。仕事をしたり地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるような支援をします。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障がいのある方々と一緒に、例えば農作業するといった支援も想定されると思います。要は、本人のニーズと地域をうまく有効利用して、社会とのつながりを回復することが参加の支援です。

そして、3つ目が地域づくりに向けた支援です。運動教室や趣味教室など、市民自らの意思で行う活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくることが想定されます。

こうした3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りではなく、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと、福祉の大きな転換を図ることが期待されており、これこそ、私たち公明党が長年推進してきた断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現するSDGsの理念にも通じます。当然、今まででも担当課としてつなげる対策をしてこられたことは十分に承知をしています。今後は、そうしたことを制度化していくこととなります。

また、今回のコロナ禍で、改めて人のつながりが重要だと再認識されていますが、さらに、この事業は人と人とのつながりを再構築し、孤立させない、今、まさに取り組むことが求められている事業だと考えます。

来年4月からスタートするこの重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、課をまたぐことから、取組についての考えを副市長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律、これが令和2年6月に公布されまして、3年4月1日から施行されます。地域共生

社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のための重層的支援体制整備事業が創出されるわけでございます。具体的には、議員も述べられましたとおり、高齢、障がい者、子供、生活困窮の制度ごとに分かれている相談を関連事業として、既存の取組を生かしつつ、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進する任意の事業でございます。

山口市では、市民環境課に行政相談、弁護士相談、消費者相談の窓口を設置し、福祉課に人権相談、高齢者相談、生活支援相談の窓口と障害者基幹相談支援センターを設置しております。また、健康介護課に健康、介護保険相談窓口の設置、そして地域包括支援センターとの連携、また、子育て支援課に母子、子育て、乳幼児相談の窓口と子育て世代包括支援センターを設置して、各種の相談及び支援を行っているところでございます。

縦割り行政と見られがちでございますが、相談者をたらい回しにすることなく、相談者に寄り添い、担当職員が課を超え、横断的に対応、支援、そして解決を図っているところでございます。1つ例えとしますと、生活困窮対策では、複数の課による支援調整会議を開催しまして、相談者への支援のための協議や、市内の障がい施設、就労支援施設などと定期的に協議を行いまして、相談支援事業の機能強化を図っているところでございます。

第3次山口市地域福祉推進計画において、総合的な相談支援体制の構築に向け、人材育成、相談体制の強化を基本目標の1つとして、現在も取り組んでいるところでございます。地域福祉推進計画の基本理念でございます、支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指しまして、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、市長にお尋ねをさせていただきます。

これまでに他市の自治体でもモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市町村に、国が交付金を支給する新たな制度がスタートをします。本市においても、重層的支援体制整備事業の実施に関する所要見込額など、アンケート表に記入をされ、提出をされております。前向きな考えの表れだと思います。

事業実施に当たり、庁舎内の関係各課の連携体制、すなわち庁舎内連携体制がより重要であり、そのためにはトップのリーダーシップが不可欠です。今までもリーダーシップを取られてこられました。ぜひ、市長からその体制整備への号令をかけていただきたいと、そういったことが大切だと考えております。例えば、豊中市では、この8月1日、

市長のリーダーシップで、介護、障がい、生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会など、多岐関連体制を構築するためのプロジェクトチームを立ち上げ、事業の実施に向け準備していくこととなったと伺いました。

方法は一律ではなく様々な取組があると思いますが、制度化に向け、本市においても、より高い、開かれた市民サービスの提供を市長のリーダーシップで、この事業に積極的に取り組んでいただき、コロナ禍においても誰一人取り残さないという姿勢を示すことにより、市への共感も広がるのではないかと考えます。そこで、どこが主体となって取りまとめ、調査し、検討していくのかお尋ねをします。

次に、国において、公明党は来年度予算において、この重層的支援体制整備事業を実施するために当たり、来年度の予算の骨格を示す基本方針2020、骨太の方針において、地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築という文言を明記させ、必要な予算を確実に確保することを強く要望しております。本市においても、この新たな事業の前進に向け、必要な事業費を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、市長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

県内の他市の取組状況につきましては、モデル事業といたしまして、岐阜市、大垣市、関市、美濃加茂市が実施されています。今後の事業展開につきましては、各市とも事業内容を精査しているとのことでございます。当市といたしましても、他市の状況を注視しながら、この事業の内容を十分考慮いたしまして取りまとめていきたいと思っておりますが、私、この質問を聞いていましたときに、まず手っ取り早く、どうスピーディーに進めるかということで、先ほど、伴走型という言葉が出ておりましたけれども、例えば初めに担当した窓口が次の課題になった場合には、その一番最初の担当者も、2番目の課題になった担当者も、3番の課題が出てきたその担当者も、その問題が解決するまで、例えば1つの会議室で同じように進めていくと、言ってみれば、たらい回しにするというような状況にはならないと思いますので、私もこの制度について、新しい補助金を頂いて取り組むということでございますが、まずもって、そうしたことからできないのか、担当課と、それぞれ各課でございますが、協議をしてはどうかかなということを感じていたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。スピーディーにということもいただきま

して、市長の意欲も伺うことができました。大変にありがとうございます。ぜひとも推進をしていただきますようお願いをして、質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

---

○議長（武藤孝成君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

16日に予定しております一般質問は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午後2時48分散会

令和2年9月16日

# 山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和2年第3回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月16日(水曜日)

---

○議事日程 第4号 令和2年9月16日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
理事兼 子育て支援課長	久保田裕司君	農林畜産 課長	浅野晃秀君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

学校教育  
課長

日置智夫君

生涯学習  
課長

土井義弘君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 棚橋輝英君 書記 水谷勝彦君

書記 長谷部尊徳君

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、14日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは、議長から御指名をいただきました。通告に従いまして、質問をいたします。

国道256号バイパスの整備について、市長にお尋ねをいたします。

今、東海環状自動車道西回りルートの完成に向けて、各地で工事が着々と行われております。この山県市も、そして、お隣の岐阜市、本巣市、また、揖斐郡、それぞれの地域で橋台が完成をして、いよいよ西回りルートの名神高速道までですけれども、開通に向けて現実味を帯びてきたというような感じがいたしております。それに併せて高富インター以北の国道256号のバイパスも整備の計画があり、これは残念ながら、なかなか進捗をしない状況になっています。

私たち山県市の会派、清流会という会派があります。私も清流会の一員ですけれども、その会派で先日、谷合地区で地域の住民の方々と意見交換会を行いました。その交換会の場で、住民の方が国道の整備に関して、何とか4車線で整備をしてほしいというようなお話をされました。後日、どういうことでしたかねというようなことを伺ったときに、いやいや、市が4車線でやればできるんでしょう、どうして市長はわざわざ4車線でできるのに2車線で狭くするのというようなことをお話しになりました。それを伺ったときに、どうも、少なくとも私は、情報が市民の方々にきちんと伝わっていないんじゃないかということと、それから、このままではこの事業そのものがうまくいかないんじゃないかなというような危惧を持ちました。

そこで、何でそうなったかというようなことを明らかにしたいと思ひまして、今回、一般質問いたしますけれども、これは美山地区へ8月に入れられました折り込みチラシ、そして、議会での一般質問の会議録、それから拾ったものを題材にいたしまして質問いたしますので、具体的に御答弁を願いたいと思ひますけれども、混乱を招くといけませんので誰がというようなことを申し上げたほうがいいと思ひますけれども、いずれも福

井議員の一般質問であり、福井議員の折り込みチラシから抜粋をいたしました。

それでは、1点目ですけれども、国は、まず4車線で整備するための潤沢な予算をつけたにもかかわらず、わざわざ2車線と狭くして残りのお金を返すとあります。

2点目、県は山田市が4車線と言えばそれで事業をやりますと言っている。

3点目、道路構造令によればこの道路は4車線じゃないと駄目だ。

4点目、都市計画を変更しなければ事業を進めることは当然できない。

そして、5点目ですけれども、美山はまた見捨てられるとありました。

これらについて、市長から、まずはその真偽に対して答弁をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

国道256号バイパス整備につきましては、未着手部分の早期着工に向け、岐阜県と協議を行っているところであります。

山田市といたしましても、道路事業と整合を図るため、8月25日に都市計画変更説明会を実施いたしました。開催当日は、新型コロナウイルスの感染が心配される状況下におきましても、多数の市民の皆様にご参加をいただきました。また、広く都市計画変更に対する皆様の意見をいただくよう、市のホームページで8月26日から9月8日までの期間、意見書の提出を受け付け、現在、その意見の取りまとめ作業を行っているところであります。

今後は、市の都市計画審議会を9月24日に開催予定であり、いただきました意見を十分に踏まえ、原案に対する審議をしていただくこととなっております。審議では、変更に対する御意見や将来交通量推計等を総合的に判断していただき、原案としてまいりたいと考えております。私も議員御質問の美山地域等への折り込みチラシ、高富地域で多くの方に配られたチラシについては承知をいたしております。

そこで、御質問にお答えします。

まず、1点目の国は4車線で整備するための潤沢な予算をつけたにもかかわらず、わざわざ2車線と狭くして残りのお金を返すことについてですが、岐阜県にも確認をいたしましたところ、国への予算要求30億円はあくまでも全体の事業費で、道路事業としては完成2車線整備の事業費であり、お金を返すようなことはないと回答いただいております。この記述は事実ではございません。そもそも、国も県も4車線で予算をつけたことは、具体的に事業を実施するためにございません。

次に、2点目の県は山田市が4車線と言えばそれで事業をやりますと言っているとの

点につきましては、岐阜県は道路事業として完成2車線計画で事業を進めている状況において、そのような発言をすることはありませんし、言っておりません。この道路事業といたしますのは、都市計画で計画されておるところを、都市計画事業として実施する場合と道路事業として実施する場合と2つの方法がありまして、県は今回、道路事業として計画をいたしております。

次に、3点目の道路構造令によればこの道路は4車線じゃないと駄目だとのことについてですが、これは県の意見でございますけれども、将来交通量推計で1万1,500台であり、2車線で十分な交通量となっています。また、設計基準交通量1万2,000台について、信号交差点の補正を行うかについては個々で判断すべきであり、一律に0.8を乗ずるものではなく、交差点設置により国道の通行を大きく妨げないのであれば、補正する必要はないと岐阜県も説明を行っており、この記述も事実ではございません。

次に、4点目の都市計画を変更しなければ事業を進めることは当然できないとの点についてでございますが、都市計画決定された4車線の道路に対し、道路事業においては、完成2車線で整備することは可能であり、事実、国道256号バイパス整備事業は道路法に基づく一般国道256号の改築事業として位置づけられております。しかし、道路事業で都市計画道路を整備する場合でも、都市計画と整合を図ることとなっていることから、現在、2車線で都市計画変更の進められており、都市計画変更を行った上で道路事業の整備を進めるということになっており、県はそうした見解で、今、事業を進めているわけでございます。

最後でございますが、5点目の美山はまた見捨てられるの記述については、美山地域の皆様に対しまして大変失礼なことで、私といたしましては、一度もそういった思いを抱いたことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 御答弁いただきました。

再質問をまた、もう一度市長にいたします。

ただいま説明をいただきましたとおり、整備予算をもらって、それでお金を返すというようなことはないということ。市が4車線でやると言えば県がそのとおり事業しますという発言などあり得ないというようなこと、また、最後の美山を見捨てたという発言に対しては、私も市長と全く同じ思いをしております。

答弁にもありましたけれども、先頃、8月に高富中央公民館で都市計画の説明会がありました。大変大勢の方が参加をされておりましたし、私ども議員も何人か会場に、私

を含めてお邪魔をいたしました。いろんな意見がございました。中には、新しいバイパスができるということによって、例えば、今よりも危険なまちになるというようなことは困る。せつかくバイパスができるのに、今よりも不便になるというようなことは困るというようなお話もありました。確かに私もそのとおりだと思います。バイパスができることによって危険なまちになったり、どうしてバイパスができるのに不便になるんだろう、それはやっぱり市民にとっても決していいことではないので、これは今後、県との協議の中できちんと詰めていかなきゃいけないことだと思いました。

そうした意見がある一方、やはり多くの意見が、先ほど私が最初に質問しましたような、ちょっと何か事実ではないのではないかなというようなことを考えられるような質問もありました。

もう一つ例を挙げさせていただきますけれども、これは執行者に確認をするまでもなく、私が調べたところ出てきたんですけれども、昨年の令和元年12月議会での発言です。新しいバイパス整備の方法についてなんですけれども、伊佐美地区で水害問題がある、バイパスの計画では盛土という計画になっているんですけれども、もし盛土にして水害が起こったらどうするんだと。それに対して、県は、11月13日に地元の人たちに対して、盛土構造を取りやめて高架で道路を造りますと言っている。それに対しては、私は非常にいいことだと思う、これは私が言ったわけじゃないですよ、質問者が言ったんですけれども、私は非常にいいことだと思う、これは私は評価をするというようなことを言ってらっしゃる。ところが、8月に美山へ入れられたチラシには、桜尾・富岡地区では、堤防道路で造るために水害不安が高まり、橋脚方式でと自治会要望を出したけれども先送りされていると書いてある。これは明らかに矛盾がある。私は、これはちょっとひどいなというようなことを思いました。

こうしたことから、説明会の中での質問につながっているのかなと思うと同時に、もう一つ、これは市長に対して、非常に失礼な言い方になりますけれども、やっぱり説明不足というようなこともあると思いますよ。議会としてというよりも、市長として、こうと決めたら必ずこうするんだという強い信念を持って事業を進めていかなければならないし、またそうしていただかなければ困ります。ただ、そのためには、やっぱり辛抱強い、例えば根回しであったり、それから調整であったり、徹底的に説明を皆さんに対して尽くすということ、やっぱりそれが非常に重要になってくるんじゃないのかなというようなことを私は思います。

これはいずれにしても、山口市が主体で行う工事ではありません。県が主体でやる工事ですので、当然、山口市がこうする、それから市長がこうするといってそうなるもの

ではないというのは明らかです。しかし、新しい256号のバイパスの整備は山県市の基盤整備、特に道路整備という部分に関していいますと、僕は、恐らく林市政の総括になるような事業だということも思っています。

そこで、市長にはやっぱり徹底的にこの件に関して、皆さんに対して自分の思いを説明していただくことが必要かと思えます。幸いにして、今日は議場にも大勢の傍聴の方もおみえになりますので、まずはこの議場の皆さんに対して、そして、恐らく、何人ぐらいの方がこのCCNを御覧になっているか分かりませんが、CCNを通じて、市民の方々に対して、まず市長の思いをお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

しっかりとした、市民の方に説明をしてということでございますが、まずは、今どうして市民の皆さんがそういう思いになってみえるかということだと思えます。

今日、傍聴に来てみえる皆さんも、多分、具体的に市民の皆さんに情報発信しているものというものであれば、いろいろこういった、ここには国道256号バイパスを4車線化をということで、山県インター開通を市の活性化と言いつつ、片側1車線では将来の山県市の発展にとってネックとなります、市長の要請に従うと県が言っておるということを書いてみえるんですね。という県に、市長がずばり主張するように正しますと。県は、私が言ったから変更されるとか、そういったことは全くございません。あくまでも道路の整備は交通量、そういったものを基準にして、今回も台数で、1万2,000を挟んだ台数で計画してみえるんですが、市長の要請に県が言っておるということは全くございません。

こういった、このことだけを読めば、ああ、そうなのかと思って疑心暗鬼になられるのではないかと思いますし、これも、現在、まだ4車線の都市計画は変更されていません、補助事業として認可され、東海環状自動車道西回りと一緒に4車線で完成できます。これは福井議員が山県市民報で書いてみえるだけのことで、県は全くこんな計画は持っておりません。そして、市長が4車線で整備をと言えば、今すぐ工事を始められます、原点に戻ろう。そんなことも事業者である県は、先ほど答弁させていただいたように、全くそういった思いはございませんし、これも福井議員の出されている民報で書いてみえますが、平成30年、国はバイパスを片側2車線で東海環状西回りに合わせて整備する補助事業に採択されました。全くこんな補助事業に採択されておられません。あくまでも県は1車線を出しておりますので、2車線で補助事業に採択されたということ、全くこれは事実ではございません。



を整備していくのではなく、また、ある一定の期間、10年ぐらいになるか、長くて10年ぐらいになるのではないかというようなことを言われまして、それからまた10年ほどかけて工事をやろうとすると、完成するのはおおむね30年ぐらい先になるという思いを当時の岐阜土木の所長さんと説明を受けながら、私の聞いた範囲内で、所長さんとの話で、そんなこともお話をしました。そのときに、県も私どもも、全く都市計画の変更というのできるのかできないのかということは全く分かりません。それは、あくまでもしっかりとした交通量の推計の調査をしなければ、変更できるかできないか分かりません。でも、前にも申し上げましたように、こういった事業は、都市計画の事業としての位置づけと、道路事業としての位置づけ、今、都市計画の道路事業として、4車線で都計は打ってあるんですが、でも、そのところを2車線の道路事業で、完成2車線で進めるということは可能ですし、可能というよりも、今回、それが都市計画を変更しなければやらないと、事業を実施しないという形に県は変更されてきたわけです。

その後、30年に交通量の推計調査を交通センサスとパーソントリップ調査、2つの方法で道路の交通量の調査をされました。そうすると、完成2車線で十分対応できるということでございます。

その後、県から山県市に都市計画の変更をするということ、山県市から県に文書で報告してほしいということございましたので、そういった事業、都市計画を変更するのも県ですし、道路を進めていただくのも県ですので、そういったことから市は都市計画の変更をしますという、31年の1月ですが、文書で提出をいたしました。そして、31年度になりまして、ちょうど昨年ですが、予算がつきまして、まず、道路整備、土地を買うことが最優先でございますので、用地の買収予算がついておるということを知りましたので、私は4月に県へ行きまして、いつ頃から用地を買ってもらえるかということを知りました。そうしたら、遅くとも10月頃からはしたい、進めたいということございました。そして、その間、市も補助といいますか、支援といいますか、その用地買収を進めるために10月から市の職員の異動を行いまして、建設課に職員を増員したわけでございますけれども、その間、その増員する前から、県は、今の増員ではなくして、職員を県のほうへ出向させてくれと。そして、県の職員の名刺を持って、道路建設の名刺を持って進めようということ、そういう提案もいただいております。

それが、その途中になると思いますが、予算が執行されなくなったわけですね。予算が執行されなくなりました。言ってみれば、昨年ですよ、都市計画の変更後でないと、いわゆる道路を進めることはできない、そういった方針に変更されました。この間なのか、その後、去年の12月には住民監査請求が出ております。住民監査請求の内容は、

簡単に言いますと、4車線で都市計画が計画しているのに、2車線で進めるのは、これは違法だと。違法と申しますか、間違っていると。だから、やめて、使ったお金は返さない、返すべきだということ、そういった監査請求が出ておまして、その監査結果は、監査請求された方と申しますか、今の県の進め方が正しいという、そんな監査結果が出ております。その後、住民訴訟がされまして、住民訴訟というのは、いわゆる原告と被告人がいるわけですが、その訴訟の内容を見ていませんので、私、よく分かりませんが、多分、例えば岐阜土木の所長とか、担当者とか知事ですかね、そうした人を相手に、無駄な金を使ったから、違法な金を使っているから、県はその使った人、県知事であったり、ちょっと何人が被告になっているか私は知りませんが、被告人の人に、個人個人でお金を返さないという、この監査請求によりますと、このときでは2つありますけれども、三千数百万円ぐらいのお金になっておりますが、多分そういったお金を、もっと増えておるかもしれませんが、返さない、本人がですよ、個人が個人に返さないという住民訴訟が、今出ております。

そこで、昨年、県はどうして、いわゆるこの256号のみ道路事業で進めることができるところを、都市計画事業と整合性を持たせるために、都市計画の変更をしてからという、どうしてそういう方針を変更されたのかということだと思います。繰り返しになりますが、こうした事業は都市計画事業で進める場合と、これはあくまでも4車線で計画しているのに4車線道路を造りましょう、そして、道路事業で4車線では計画されていても、256のバイパスとして、道路事業として進める、この2つがありまして、ずっと、県はこの道路事業で進めるという方針で今まで整備された、監査請求されているお金もそういった趣旨の下でお金が使われてきていたのだと思います。これは、私、正確には判断できる立場ではありませんけど、これはあくまでも私の推測ですが、そうした推測の下に、どうして今回予算がついていたにもかかわらず、予算の執行をしなかったということは、言ってみれば今の一部の皆さんの反対運動が1つにあると思います。それは、4でやるべきだということですから、そうすると、今の言葉で言いますと、反対してみえる皆さんの意見を忖度すれば、しっかりとした4から2への都市計画を整備した後にやればその問題は解決するのではないかということ、今、県は昨年、都計の変更の説明会も、都市計画が変更してからということをおっしゃっています。そういったことだと思いますし、そして、印象的には、前に一般質問で福井議員が都市計画を変更してからが筋だと県は言っているというあの言葉が、その筋だという言葉が私の印象に本当に残っておりますが、計画が4であるのにどうして2で造るんだということであれば、考えてみれば、それが本当に筋なのかなということをおもいます。

そして、これも、これからの推測ですが、私の思いですが、例えば福井さんの思いのように、一部の皆さんの思いのように、山口市が都市計画の変更をしなかった場合、変更原案を県に出さなかった場合はこのまま過ぎていきますので、そうするとどうなるかなと考えますと、それは、31年度途中まで進めてみえたように、これは都市計画が変更されなくても、道路事業で進められるのではないかとということを私は思います。道路事業というのは、完成2車線の道路事業で進められるのではないかとということを思います。また、いつまで、この道路事業で進める場合に、次、どこの時点で道路に着手してもらえるのかなということを考えますと、1つには、今の県の思いは都市計画を変更してからということがありました。そして、もう一つの課題は、今、先ほど言いましたように、裁判という問題を抱えていますので、裁判が決着するまで道路事業を進められない。これはあくまでも私の推測ですが、そういったことも考えられます。皆さんの、住民訴訟ですとか、そうした監査請求ですとか、そういった反対運動に対して、大きな2つの課題が解決しなければ進められないのではないかなと私が勝手に思うだけです。県がどう考えてみえるか分かりませんが、仮定の話として県に聞いても答えてもらえないと思いますが、私はそんなことを思います。

そして、こうした中に30億円を返した、返したとかいうことの話がありますが、これは全体の事業費で、国と県の負担割合というのは決まっております、国は55%、県は45%ということでございますので、そういったことも、国の予算が全てで賄われるような思いでみえる方もお見えになるかと思いますが、そういったことでございます。

これから、都市計画審議会で説明等をさせていただくわけですが、可能な限りそういった説明を進めなければいけないと思っておりますけれども、でも、私が今申し上げましたような現実が想定されるということも事実でございますので、そういったことを踏まえながら、またこれから、この事業の検討、協議を行いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

通告順位9番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長、マスクのほう、取ってもよかったですか。

○議長（武藤孝成君） どうぞ。

○1番（田中辰典君） それでは、議長に御指名をいただきました。通告どおり2つ質問させていただきます。

まず1つ目、美山地区のデマンド型交通についてお尋ねします。

来年度、美山地区にデマンド型交通の導入を予定しているとお聞きしております。需要規模及び狭い道路特性を踏まえ、車両を小型化し、登録者ごとにバス停を設置することで、市民の皆さんが自宅近く、目的地近くで乗り降りが可能になるそうです。公共施設、医療施設、商業施設、郵便局など、目的地の近くで乗り降りができます。大変便利かと思えます。

これから、ますます高齢化社会が進みます。御高齢者、歩行が困難な方やバス停が自宅から遠い方などにとっては、デマンド型交通は生活する上で需要、関心があることだと思います。

そこで、企画財政課長に御質問させていただきます。デマンド型交通を市民の皆様が利用されるに当たり、料金について具体的な内容についてお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

美山地域デマンド型交通の運賃についてでございますが、現在のところ、山県バスターミナルまで1乗車200円、山県バスターミナルから岐北厚生病院までを、行きの区間のみでございますが、追加して100円とする予定としております。運賃を検討するに当たり、最も重点的に考えたのは、現在の岐北線であったり、乾乗合タクシーの運賃体系との兼ね合いということでございまして、岐北線の運賃は100円から300円、乾の乗合タクシー、これは1乗車200円となっております。市内の路線は最大300円となっておりますので、現在の市の最大運賃である300円を超えないような運賃を予定しております。

また、先週まで各地域で、運行方法や運賃等も含め、市民の皆様と意見交換をしております。まだ取りまとめできておりませんので、本答弁につきましては、あくまでも現時点の答弁ということをお願いいたします。

また、今後、市民の皆様や公共交通会議での意見等により、運行方法や運賃も含め変更になる可能性がございますので、そのことだけは御承知おきいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再質問のほうをさせていただきます。

利用に当たり、登録が必要ということですが、登録の方法と予約の方法についてお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

美山地域デマンド型交通は、事前に利用者登録を行い、その後、乗車の予約をするこ

とで利用することができる制度でございます。登録方法につきましては、利用者登録というのを行っていただくわけでございますが、本格運行の開始前に事前に利用者登録期間を設ける予定でございます。この利用者登録期間に、登録を希望される方は予約センターに電話をかけていただき、その後、登録希望者の方と運行事業者が面談を行うことで乗降場所を決定いたします。面談は基本的に希望者の自宅付近で実施いたしまして、希望者ごとに自分に合ったバス停を設置することができます。面談が終了すると登録が完了することになります。

次に、利用方法につきましては、利用者登録を完了した方が予約センターに電話することで利用することができるようになります。その際、氏名、乗車日、利用する便、降車する場所、利用人数を伝えていただくことで予約ができます。予約は以上となり、その後は乗車日に面談で定めた乗降場所で待つていただくことで利用することができます。なお、乗車予約時に帰りの予約についても併せて実施することが可能となっております。

事前に利用者登録を行うというのは若干面倒くさいという方もみえますが、事前登録の段階を踏むことにより、より近くで、自宅の近くでバス停を設置することが可能となることや、また、面談の際に利用方法の説明も併せて行いますので、誰でも利用しやすい運行方法であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再々質問のほうをさせていただきます。

以前、8月に北山公民館におけるデマンド交通の住民説明会に、私自身、参加させていただきました。住民の皆様、従来どおりの定時定路線という要望の声が多いように見受けられました。その辺り、どうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再々質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、北山地区で説明会を行った際には、大変いろいろな御意見をいただきまして、その中で、定時定路線を維持してほしいという声が大多数であったと思っております。ただ、反対者の声が非常に大きくて、賛成の方はあまり意見を言っていなかったのかなというのもありますので、全てが反対だったとは思っておりませんが、今後そういう要望も強いということで、定時定路線、先ほどデマンドのデメリットを説明しましたが、定時定路線での運行も含め、運行方法を再検討したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

しかし、なお、1便ごとの利用者というのは大変減っております。これは事実でござ

いますので、定時定路線に変えたとしても、変えるというか、維持したとしても、運行便数の減便や車両サイズの小型化については、これは実施していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、これも公共交通会議などの意見をいただきながら決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

質問を変えてください。

○1番（田中辰典君） どうもお答えいただき、ありがとうございました。

では、次に2つ目の質問のほうに移らせていただきます。

旧美山町葛原小学校の現状と今後についてお尋ねいたします。

多くの皆様が通学し、卒業された、私の母校でもある旧美山町旧葛原小学校についてお尋ねいたします。廃校になり、現在あまり利用されていないように見受けられますが、この中には、多くの古民具などが保管してあることは承知をしております。これらの多くの資料には大変貴重なものもあり、後世に伝え、残していく必要があると考えますが、現状と今後について、生涯学習課長にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

旧葛原小学校は、平成13年4月にいわ桜小学校に統合して廃校となり、合併の平成15年4月以降、歴史民俗資料館の分室として、葛原郷土研修室となりました。

現在、この中には、議員おっしゃっていましたように、地域の歴史、民俗、産業等に関する資料など約8,000点が保管されております。これらの多くの古民具などは、小中学校での教材、また、市図書館に併設します市歴史民俗資料館での展示などの活用、先月8月には、この葛原郷土研修室において展示会を開き、市民の皆様にご覧いただきました。これら保管資料の中には古文書などの紙資料もあり、公民館の古文書サークルの皆さんにも見ていただき、確認、整理をしていただいているところでございます。

今後、教育委員会としましては、これら多くの資料等の中に、劣化が激しいものや同じものが多くあることから、整理をして有効な活用、適正な保管が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再質問いたします。

以前、古文書サークルのボランティアで、保管資料の確認、整理を皆さんと一緒に

いました。後世に伝えるため、貴重な文化民俗資料を保管、活用することを念頭に置いて、今後、組織づくりが必要ではないかと私は思いますが、それについてどうお考えか、生涯学習課長にお尋ねして、質問のほうを以上とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

教育委員会としましても、貴重な資料等を後世に伝えていくためにも、適切かつ適正な保管、活用は必要と考えております。議員御発言のとおり、組織づくりも必要となってくるものと考えますが、組織や団体は継続できることが重要であり、人材の確保も重要な部分だと考えております。貴重な資料等を後世に伝えていくためには、多くの皆様や団体等、理解と協力が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で11時5分より再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位10番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名をいただきましたので、一般通告、3問行いたいと思います。

先ほど市長がいろいろ、256号についてお答えになりましたが、今日は3問ありますので、後でまた少し触れたいとは思いますが、まず最初……。

〔「4問」と呼ぶ者あり〕

○9番（福井一徳君） 3問です。

〔「4問までありますよ」と呼ぶ者あり〕

○9番（福井一徳君） タイトルが3問です。

なぜ国道256号高富バイパス工事が大幅に遅れているのかということで、市長にお尋ねをいたします。

さて、8月25日に、都市計画法に基づく地元説明会が開催をされました。会場には予想を上回る市民の方々が参加されて、1人2問など、最初から運営上のいろいろ、私はまずさだと思うんですが、市民の質問に対して説明に窮したりとかということで答弁に時間がかかって、中には何で質問を打ち切るのかなど、会場から多くの市民の皆さんか

ら怒りの声が上がりました。結局、説明会、時間を30分延長せざるを得ない、いろんな意見が出ました。

伊佐美地域や美山地域でも、地元の説明会を開くべきだという声も出ました。25日の地元説明会1回だけで終わらせるのではなくて、二、三か所で同様の説明会を開催して、市民の皆さんの声を聞くべきではないかと、私は当日、ぜひ続会をして開いてくれという要望をしたんですが、市長はお見えになりませんでしたので、その点を最初に、まず第1点、市長にお伺いをいたします。

そこで、第2点目、工事が遅れている理由を4車線との要望の調整でと県が最初に説明されましたが、市民の方から、県の説明は間違っているのではありませんかと言われて修正をして、都市計画4車線を完成2車線へ都市計画を変更するには手続に時間がかかるからだというふうに、県土木課長が地元説明会で再答弁されました。

当初の都市計画どおり4車線で整備をすれば、既に用地買収に入って、山県インター開通後に工事は始まっていたのではないかというふうに思います。わざわざ2車線に狭くするためにかえて工事が遅れて、今からさらに、多分1年ぐらい遅れるんじゃないかというふうに思います。

その理由を、都市計画4車線通りに進めるべきだと、これは用地を4車線で買って暫定2車線で、取りあえず両側に歩道をつけて整備をすると、将来4車線にするという提案なんですけれども、その理由を都市計画4車線通りに進めるべきだというような要望する市民のせいにできません。遅れているのは、市長が2車線にしたいということで主張されて、それに基づいて都市計画の変更というふうになって遅れていると、この点をお認めになりますか。それが第2点目です。

3点目、もともと国土交通省が東海環状山県インターのアクセス道路5か所のうちの1つとして、国道256号の高富バイパスを都市計画通り4車線で整備するために、補助事業に認定して30億円の枠をつけました。

しかし、完成2車線にすると、工事概算は20億程度で、結果10億円ぐらいは、先ほど県と国の負担割合が違ってたと言いましたが、総額では10億円ぐらいい、山縣市でなく、ほかで使うことになるんじゃないかなと。

こういう重要なことが25日の地元説明会の市民の方で、余るお金は幾らなのという素朴な質問で初めてこういう数字が判明をしました。せっかく山縣市に30億円の予算枠が確保されたのに、山山市の市長であるあなたは10億円も他に回すような結果になる完成2車線整備になぜ強引に進めるのですかと。市民の誰もがもともと4車線の計画説明だったなとか、もったいないと、道路は広いほうが将来のためになるなど素朴な疑問を持

つ中で、都市計画どおり進めれば4車線で整備、両側歩道で暫定2車線ができるのに、あえて完成2車線にしなければならない事情、理由について納得できる明快な答弁をお願いいたします。

4点目です。

また、完成2車線の根拠となっている4種1級の4車線交通量1万2,000台、1日当たりの基準がそもそも怪しくなってきました。道路建設のバイブルの道路構造令の解説と運用には、県が主張するように、基準値を示すのは困難であり、個々に判断すべきものであるとありますが、その後が続けて、ごく大まかには信号交差点と非優先交差点の密度がおおむね二、三か所、1キロ当たりですね、以上と記述をしています。

県の道路課長は、冒頭の説明では、おおむね二、三か所、1キロ当たり二、三か所以上という記述のところは黙っていました。説明されませんでした。しかし、参加された市民の方に、この道路構造令の説明の具体的な書類を示されて、道路構造令で指摘されていて、そこに記述が書いてあるというふうに言われましたら、今度は混雑度が低いのでというふうに釈明をされました。

混雑度と言われても、地元では毎日、国道256号も堤防道路も通勤ラッシュ時には混雑をしています。誰もが実感しています。さらに驚きには、県の道路課長が市の説明の後、冒頭で、尾ヶ洞地区の地元の要望である2か所の信号設置を進めたいと、公安委員会との交渉が必要なので、自治会も協力をよろしくお願いしますというふうに言われました。

これを実現すると、今度は信号が4か所になって、県土木事務所自身が説明していた完成2車線の交差点の密度が2か所以下になるから2車線でいいという法的な根拠がまた崩れてくる。これ、実際に、そういう資料を私は持っているんですけども、ということになります。だから、地元要望では2.4か所になってしまうので、4車線で整備をせざるを得ないということになると思います。私は前からここにもやっぱりすり替えがあって、区間を意図的に延長して西深瀬交差点から区間に設定して計算している1.68キロ、それで信号数を割っているんですけど、自体がこれは粉飾であるんじゃないかというふうに指摘しています。

私は、県に言ってもいろいろ意見が変わったりするので、7月31日、国会議員と一緒に国土交通省に行って尋ねてきました。県は、基準交通量の法的根拠のものになる1.68キロですか、というふうにやっているんですけども、もともと、要するに工事をやるところでどういうふうに設定するのかということだというお話でした。

この1万2,000台については、信号が増えると0.8掛けにすることで9,600台になるんですね。そうすると、1万1,500台というのは明らかに4車線で整備をせざるを得な

い数字になるんです。この点について、県が大丈夫だというふうに言われたのでというふうに言われていますが、市民が納得できる説明をぜひ市長に求めます。

最後に、付け加えてはいますが、美山の人口が減少するからという話は再三聞いておりますので、御説明は結構です。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の二、三か所で同様の説明会を開催しないのかという点についてでございますが、広報紙や市のホームページにより広く周知して開催しており、新型コロナウイルスの感染が心配される中、予想以上の市民の皆様が参加されました。

当日に会議でもお答えいたしました。その他の地区で都市計画変更説明会は行わないことといたしております。

次に、2点目でございますが、工事が遅れている理由でございますが、先ほど、重々説明させていただいたと思いますが、もう一度説明させていただきます。

工事が遅れている理由の御質問でございますが、8月25日の説明会で、岐阜土木事務所は道路事業者であるため、都市計画変更についての回答を行っておりません。

以前から発言しておりますが、私が2車線で要望したからといって岐阜県は根拠もないうまま2車線に変更することではなく、平成30年に行いました交通量推計、2つの方法の交通センサスとパーソントリップ調査によりまして、この調査によりまして2車線の整備が決定されたわけでございます。

そうしたことで、議員は4車線で整備すれば既に用地買収に入り、工事が始まっていると発言されましたが、2車線決定された時点で4車線工事はあり得ないことであり、このことから私の主張で事業が遅れていることは決してありません。また、先ほど昨年の県の動きを説明させていただきましたが、あのおりでございます。

また、岐阜県の方針として、道路事業が2車線に決定したことで、都市計画も整合を図ることが必要となり、山県市といたしましても都市計画の変更を進めることといたしております。

次に、3点目の御質問でございますが、先ほども十分説明させていただきましたが、議員御発言の10億円は山県市ではなく、他に回す結果になるについてですが、議員は説明会に出席されていますが、30億円の補助金につきましては、説明会冒頭での岐阜土木事務所の説明にもありましたとおり、平成30年に行った交通量推計により2車線整備が妥当であるということで、補助金要求を行い、全体事業ということで30億円になると説明しております。

御質問のあえて2車線にしなければならない事情、理由についてでございますが、岐阜県は完成2車線で事業を決定したところでございます。

次に、4点目の、基準交通量についてでございますが、さきに別の議員に答弁したとおり、岐阜土木事務所は、信号交差点の補正を行うかどうか個々に判断すべきであり、1日当たりの設計基準交通量は1万2,000台について、信号交差点補正を行うかについては一律0.8を乗じるものではなく、交差点設置により国道の交通を大きく妨げないのであれば、補正する必要はないと回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、答弁をいただきました。

それで、再質問をしたいと思います。

1つは説明会、駐車場も満杯になったんですけど、当日、結局時間を延長したんですけども、13人しか意見を述べることができなくて、それで、あとは文書で提出をしてくれという話だったんです。

私は、先ほど同僚議員が言われたように、やっぱりこれは山県市全体にとって重要な課題なので、しっかり説明をすると。私は、市長が言われていることが本当に説得力があつて、これが必要だということであれば、やっぱりきちっといろんな各地で説明をすべきだというふうに思います。答えたように、説明しませんという話でした。

その後、意見を市のほうに出してくれというふうなことになっていたんですけども、それはどのぐらい集まっているかということと、これどのような形で、具体的に意見が出ましたね、当日も出たんですが、生のデータできちっと都市計画審議会にそのまま出されるかどうかという点について、まず最初にお聞きをします。

それから、2つ目で、遅れている理由です。

私は、都市計画の変更をするための手続で遅れていますねということについてお聞きしたんですけど、明確に答弁がありませんでした、都市計画の変更。実は1万2,000台ということについても、私は、この間、議会で、今日が4回目なんですけれども、具体的な情報開示された中身に基づいて根拠を、具体的に書いてある中身について聞いているんですよ。その中では、4種1級になぜするのかということが、当時の理事兼地方創生監の柴田さんがお聞きになっているんですけども、私も直接聞きました。去年の10月24日、県会議員と一緒に行って聞きました。

そうしたら、工事は3.8キロの中で、この1か所だけを、例えば4種1級じゃなくて、3種2級、地方部扱いにするということはないと、これは全体なのでと。私はそのとき

に、地方部にすれば3種2級なので9,000台になって、これはもう4車線で整備するというのは当然になるんです。そこを、4種1級にこだわるのは、1万2,000台という基準が、結局1万2,000台切ったら、要するに4車線を割って2車線整備ということになるので、そういうことでやるのかということを知りました。

そうしたら、そのときに言われたのは、そのことだけでは決めませんと、山県市の将来の具体的な、要するにまちづくり、こういうものに基づいて決定をするというふうにおっしゃっているんです。それ、具体的な議事録もあるんですけどね。

そこで私は、この間の情報開示されている中で、国が下協議の中で県にいろいろ聞いているんですよ。これも前の議会で言いました。1万2,000台に対して1万1,500台、こんなぎりぎりの中で道路整備するのとか。将来的には、この先いろんな山県市の開発はないのとか、幾つか率直な、やっぱり疑問が出されているんですよ。前回の議会の中でも、そのときに、今、武士ヶ洞は計画の中に入れてあります。具体的な数字も出てくるんですけど、あそこの武士ヶ洞のところは200台ってなっているんですよ。その3倍ある馬坂でこれから造っていこうという計画を出しているわけですよ、当然。そういう計画があるにもかかわらず、山県市は将来的にそういう計画はありませんと言っておきますと言って、県が国に回答を出しているんですよ。

私が、馬坂は入っているか入っていないか、この間の説明会のときに、最初、県の人が入っているって言ったんですよ。答弁が違うと思ったら、後で言い直してまだここは入っておりませんと、だから、これから入るんですよ。だから、国は、そういういろんな予測を考えたときに、それで大丈夫かとか、本当に私たちが思うようなことを聞いている。実際に答えている中身がずれている。

私は、先ほども市長が反対派って言われたから、僕は非常に残念なんですよね。山県市の将来を考えて、もともとこの道路というのは都市計画で、平成8年に2車から4車に変更したんですよ、東海環状ができるからといって。私たちは、その中で暫定4車分買って置いて、それで、要するに2車で両側で、市長は、東側にあるから歩道が西側につかないので、地元の不便だから単に早くやってくれというだけではないけど、そういうこともあるから完成2車をお願いしたんだというふうにおっしゃったんです。

だけど、私は12月の議会のときに、いや、それは両サイドに道路を造れば、暫定で。両方に歩道をつけるという、実際の工事例もあって、そういうことで解決するのではないかというふうに言ったら、市長はそのときに、そういう方法があるのは知らなかったのだから県と確認しますと言われたんですよ。

私、3月の議会のときにきっと前進したんだろうと、市長が暫定2車でそういう方

法もあるんだったら聞いてみるという話だから。そうしたら、市長は、いや、県に確認していないというところから、人口減少が始まってこれで決まっているんだという話、がっかりしました。

それで、私は、そういう方法を含めて暫定で2車で整備をする。そうすると、東海環状って、今、全線4車にするという計画もあるんですよ、これ。岐阜の話合いの中で出てくるんですけど、10年後ぐらいですか、予測でね。そういうときに、岐阜インターは暫定で、今は2車で造っているけれども、それが具体的に見通しが立ったら4車で整備しますということをや取りしているんですよ。

だから、山県市だって、暫定2車でやったら市長が言われるように10年か20年か、先分からんという話じゃなくて、これは、インターに直接つながるアクセス道路なんですよ。位置づけが違うんですよ。だから、要するに、そういう可能性もきちっと残してここはやるべきではないか。暫定2車でやれば都市計画の変更は必要ないんです。

そうしたら、都市計画変更のために延々と時間を使っているけど、こういう必要はないんですよ。そのことをずっと、私はこの間、議会の中で言ってきました。もう3回もいろんなことを具体的に出しながら話をして、12月には市長が反問をされたので、それにもずっと具体的に答えているんですけど。

それで、今日、まだあと2問やらないといけないので、ここであまり関わってずっとやっている時間がちょっとないんですけども、予算が潤沢にというのも議事録の中に具体的に書いてあるんですよ。カラー工程表というのがあって、いろんな情報開示で、いろんな資料が出てくるんですけど、こういう中には4車線25メートル、4車線で書いてあるんですよ、平成27年、かつて。これ、完成する年度のところまでずっと書いてある。用地買収がいろいろ進まない場合という、いろんなことがあるから、先ほど言われたみたいに、予算は年度ごとにやるのは当然なんですよ。それは、一挙に全部決まっているわけではないから。だから、年度ごとに工事の進捗状況についてやるけれども、でも県は、基本的に、要するに西回りに合わせて整備するということ、私は直接行ったときも確認しました。

それで、国に行って話を聞いたときも、こういう事業として位置づけしているんだから必ず間に合わせてやるというふうに言っているの、私は改めて、これ、どういうふうにしたらいいかということで考えたときに、国の方は言われました。いろいろ議論があったときに、地域に行われる、山県市さんで行われる地元の説明会とか、市の都市計画審議会、こういうところで、ぜひいろんな疑問を出して、そこで議論をして、そこから先に上がったらなかなか難しいと言われました。

都市計画の審議会がどういう形で議論されるかって、非常に私は大事だと思います。そこにかかっているというふうにある意味思っているんですけども、そこで、本当にその市民の皆さんの声とか、そういうことがきちんと出されて、そこで両論併記だとかいろいろな形になれば、それを取り上げて、県が国に来るまでに議論はあるけれども、山口市さんの都市計画の審議会、そういうところまでにしっかり声を反映させるということが、やっぱり鍵だというふうにおっしゃったので、私はこうして今回もこの質問を取り上げています。それで、詳しいやつは、過去いろいろ聞いているので議事録を見てほしいと思うんですけど、同僚議員も1万2,000台については、具体的に、明確に質問で答えています。

私は、1点、市長にこれだけは再質問でお聞きしたいんですけど、市長が言われる完成2車線のメリット、私は暫定で、取りあえず両側に歩道をつけるようにして県にお願いして、将来的に完成4車線になるような可能性を残して一生懸命努力すると。私は反対派じゃなくて、本当に山口市のために整備したいと思って、一生懸命思っているんです。そこは前も言いましたように、市長とずれているわけではないというふうに、私は今でも思っていますけれども、完成2車線にするというメリットは何か。

最初に、説明会の声とかそういうものを都市計画審議会にどういうふうに反映させるか、今までどのぐらい意見が来ているかということが1点と、それから、今、お聞きした点、2点についてお伺いします。

〔「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優君） ちょっと、暫時休憩してもらえる、また。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時34分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

林市長。

○市長（林 宏優君） まず1点目の意見を現在までいただいている数でございますが18件でございます。

当然、そういったことを都市計画審議会には、説明会ですとか、今のホームページでの御意見を審議会には報告をさせていただきます。

そして、完成2車線の、もう一点のメリットとか、これは制度の上で道路は造られていくものでありまして、メリットとかデメリットでないというその判断は、私はできません。あくまでも県が判断されて造られることに対して、メリットとかデメリットはないと思います。

ただ、私が前回のときに申し上げましたように、このバイパスできていますね。唯一、デメリットがあるとすればですよ。あるとすれば、先回のときに申し上げましたように、非常に交通量が少なく、今この農免から南は片側2車線、4車線でいっておるわけですが、あれ以上の道路は一般道路はありません。道路がよくなって、反対に交通事故が起きて死傷者が増えているというのが現状でございます。前回のときも説明申し上げましたように、この256号と、今のこの間、岩崎からこの間ですね。こちらは2人の死者の事故が起きていますし、そして、バイパスのほうは岐阜市側で4人、山県市側で2人事故が起きております。

そうした交通量に合った道路を造ることが必要ではないかと思いますが、そういったことは、メリット、デメリットとして考えますと、そういったことがメリット、デメリットではないんですが心配されます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 完成2車線のメリットを判断できないという話でありました。

交通量に合った道路ということですから、私は、まちづくり、将来の計画等々も含めて、そういう、今後の発展を考えた道路が必要なんだというふうに思いますし、前も出ていたんですけれども、完成2車線でやると右も左も回れるからという話があったんですが、これは任意で山県市が行われた説明会の中で、住民の人が、今の状況の中ですごく混んでいる。今度はインターから下りてくる。そういうところを2車線で、右とか左とか怖くて渡れないと、回れない。だから、信号をつくってくれという声、実際に書いてあるんですよ、議事録に。

私は、やっぱりそういう地域の人たちの具体的な声も含めて、本当にこれをどういうふうに整備したらいいかということをもっと議論する必要があると思いますが、残念ながら、都市計画の説明会はこれで終わりということで、都計審に持っていくという話で

したので、先ほど、声の要約ではなくて、生の声をぜひ都市計画審議会に出してほしいというふうに思いますし、私たちは改めて、本当に最後の最後まできちっと都市計画どおり、やっぱり山州市の本当に将来につながるような、ために頑張りたいと思いますが、ちょっと、もう後、全然時間がないので、次に移りたいと思います。

広域消防についてということで、2点目、行きます。

山州市の広域消防化、本部機能の委託化の運用のその後についてということで、2015年9月の議会の私の一般質問に、近年の災害や事故は複雑多様化し、大規模化し、これまで経験したことのない災害が発生しており、消防はこのような環境の変化に的確に対応し、今後も市民の生命、財産を守る責務を全うする必要があると。しかしながら、小規模な消防本部においては、出場体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、財政運営面でも厳しさがあるなど消防体制としては必ずしも十分ではない。

山州市の消防の現状は、市民に直接関係する火災や救急の活動面については、今のところ、市民サービスの低下を招く要素はないと考える。しかしながら、実際に現場活動要員は少なく、非番職員を招集することで災害対応しているのが現状であると、当時の藤根消防長が答弁をされています。

議会では、岐阜市への本部機能の委託化、消防の広域化を議決して3年がたちました。私たちは、岐阜の新しいシステムを見学させていただいたり、議会として行ってきました。山州市の現状の古い施設等々についても見ながら、そういう勉強もしてきました。当時、議論した内容に沿って、その後3年間、経過とそれから今後の課題について質問を3点したいと思います。

1点目は、消防職員の充足率についてですが、当時、岐阜県下22消防本部の平均値が充足率64%、山州市は54.2%という状況で、今後は県の平均値に近づけるというような答弁をされています。計画書では、広域後に、(仮称)山県消防署37名、美山分署10名体制になっていましたが、この現状及び今後の充足率ということについて、どのようになっているかお尋ねをします。

また、広域化した現在、この体制問題というのを例えば検討する場合に、どのような仕組みで体制問題が検討されていくのか、向上を図られていくかどうか。その際の財政負担はどのようになるのかということをお聞きしたいと思います。当時、議員に配られましたこういう資料に基づいてお尋ねをしています。

2点目、市長は、今のこの予算的なレベルを維持しながら、消防力の強化を図るための広域化の検討を図るというふうに答弁されていますけれども、この3年間の推移と、その評価についてお伺いをします。

3点目、最近の災害問題を考えるに、現在の山県消防署は、建物が老朽化しており、建て替え問題も出てくると思われます。その検討はどのようにお考えでしょうか。

また、現在の場所は山県市のハザードマップ、今出されている一番最新ですが、50センチの水没地域にあります。消防車は1台何千万ですけれども、水没すれば緊急対応に支障を来し、車両の損害も甚大だと思いますので、当面、緊急時に備える対策として、現在の消防署の南側駐車場を必要な分だけかさ上げして、アスファルト舗装整備をして、豪雨時の対策を早急に行うことを提案したいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目、消防職員数につきましては、現在も広域化開始時と比べ増減なく、山県消防署37名、美山分署10名の配置となっております。

また、現在の充足率につきましては、消防本部ごとの算出ということになりますので、広域化前の旧市消防本部等の単位では算定されておりませんが、岐阜市消防本部の充足率につきましては、現在72.0%でございます。

なお、広域化前後の消防職員数を比較いたしますと、広域化前は市からの事務職の出向を除き51名、うち現場活動要員は42名でございましたが、広域化後は本部機能が岐阜市へ移ったことなどに伴う日勤職員の減員、こういった事情によりまして、現場活動要員は2名増の44名という状況になってございます。

また、広域化前は、火災時におきましては非番職員も出動する体制でございましたが、広域化後におきましては隣接地域の消防署から必要な人員、あるいは車両が出動することによりまして、非番職員は基本的には出動しない体制となっております、こういった意味では体制の充実強化が図られておると考えております。

消防体制の諸問題につきましては、広域化した市町全体に関わる事項につきましては、岐阜地域4市1町広域消防連絡会、こういった会がございまして、この場で検討、協議するほか、市町の個別の案件につきましては、それぞれの市町と岐阜市の消防本部との間で検討、あるいは協議を行うということになっております。

また、財政負担につきましては、岐阜地域4市1町広域消防連絡会において、市町の人口、あるいは消防職員数、消防署、あるいは分署の数、車両台数などにより按分された当初予算額の概算経費の報告、あるいは決算額の審議を行っておるところでございます。

次に、御質問の2点目、決算額の推移についてでございます。

広域化直前の平成29年度につきましては、広域化に伴います初期投資といたしまして、負担金、あるいは備品購入費がございますので、昨年 の 質 疑 で も 同 様 の 答 弁 を さ せ て い た だ け ま し た が、平成28年度の常備消防費決算額、それと、平成30年度及び令和元年度の常備消防費決算額を比較させていただきました。

平成28年度の決算額につきましては4億1,987万8,000円。また、広域化の初年度でございます平成30年度の決算額につきましては、8億8,732万2,000円でございますが、平成30年度につきましては岐阜市へ消防職員を派遣する形式を取っておりましたので、人件費として3億8,722万5,000円、山県市消防受託事業費4億9,423万6,000円。そのほか、使用料及び賃借料44万4,000円。工事請負費541万7,000円となっております。しかしながら、先ほど申し上げました山県市消防受託事業費の中には、消防職員の人件費も含まれておりましたので、3億6,928万2,000円が諸収入として計上されておりますので、それを差し引きいたしますと5億1,804万円という数字が出ます。

また、このほかにも美山分署の水槽付消防ポンプ車の購入費、あるいは山県署の食堂改修工事費、こういった臨時的な経費も含んでおりますので、それらも差し引いた実質的な決算額と申し上げますが、それにつきましては4億7,862万3,000円となりまして、これにつきましては平成28年度と比べますと5,874万5,000円の増額という形になっております。

また、同様に、広域化前、平成28年度の比較でございますが、令和元年度の決算額につきましては4億8,900万1,000円でございますが、こちらにも臨時的な経費が1,730万8,000円ほど入っておりますので、それを差し引いた4億7,178万3,000円が実質的な決算額となり、平成28年度と比較いたしますと5,190万5,000円の増額という形になってございます。

続きまして、消防広域化の評価ということで御質問いただきましたが、広域化の効果として、近隣消防署からの出動体制が構築されたことによる初動体制の強化が図られたことが挙げられます。

具体的に申し上げますと、平成30年4月から令和2年6月末までに市内で発生した火災は30件、ポンプ車など170台が出動しております。このうち、市内から88台、岐阜市から74台、瑞穂市から1台、本巣市、北方町から7台出動しておりますので、約48%の車両が市外から出動しておるといっていいと思います。

また、同期間中の救急につきましては、本市の出動台数は2,368台でございますが、市内から2,111台、岐阜市から248台、瑞穂市から1台、本巣市、北方町から8台出動しておりますので約11%の車両が市外からの出動となっております。そのほか、市境における

救急事案の現場到着時間を見てみますと、岐阜市と隣接する高富地域では、広域化前は7.8分というデータでございますが、広域化後、令和元年度のデータを紹介しますと6.1分という形になっておりまして、1.7分の短縮が実現しております。

このように、広域化により出動体制の強化、そのほか、現場到着時間の短縮が実現しており、迅速で効果的な対応が可能となっておりますという状況でございます。

次に、3点目、山県消防署の建て替えについて御質問いただきました。

山県消防署及び美山分署につきましては、昭和56年に建築され39年経過しております。

しかしながら、広域化を機に改築を行いましたので、当面、10年程度はそのまま使用していくものと考えております。

今後の建て替えにつきましては、委託先であります岐阜市と、その時期や規模等について協議の上決定していくこととしており、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、場所、あるいは規模を検討していくことになると考えております。

最後に、山県消防署南側の駐車場のかさ上げについて御意見いただきました。

こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、平成19年に作成いたしました市のハザードマップでは、消防署が浸水想定区域となっておりますが、今年度、新たなハザードマップを作成するよう今作業を進めております。

その作成に当たりまして、参考とする岐阜県が公開しております浸水想定区域図、こちらによりますと、浸水想定区域から山県消防署は外れておりますので、現時点では、浸水対策として早急に整備する予定はございません。

答弁、以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 概要についてよく分かりました。

計画どおりにやっぱり進んでいて、安心・安全の確保ができているという意味で理解をしましたので、再質問はしません。

あと2分しかありませんが、保育の民営化についてお尋ねをする予定でした。

もともとは待機児童問題というのがあって、例の保育園落ちた日本死ねというブログの投稿、これに火がついて政治問題化して、これを何としても、国としては対応しないといけないということで、内閣府が主導して、新しい株式会社の参入ができるようにする等々含めて児童福祉法の24条1項には、地方自治体の実施義務を課せられているんですけども、子ども・子育て支援法を使って民間の企業の参入も含めて認めていくという流れでずっと進んでいると。いまだに待機児童問題は解決していないので、それを本来の保育園をきちっと充実させるという方法ではなくて、民間に出すというような形で

進めてきているのが、今、山口市にも反映しているんじゃないかなと。

保育士の経験年数を見ても、例えば、公立は8年未満の人は31%に対して、私立は44%なんです。これ、調査結果です、国の。14年以上の勤務というのは、公立が34%で、私立は19%。だから、非常にアンバランスな状況になっているんですね。私が正規をきちっと確保してということはずっと言っているのは、質の確保をするということがやっぱり重点になっているということなので、やっぱりそこを本当にどういうふうに捉えていくのかということが必要だという意味で指摘してきました。

今回、出されている答申だとか、それから、答申に基づいて保育の民営化指針（案）というのがあるんです。これ、何点かあるんですけど、1つだけ指摘したいのは、この点だけちょっと指摘したいんですけど、セーフティーネットとしての公立の保育園を最低限留保する必要があると書いてあるんですけど、私はセーフティーネットではなくて、そもそも自治体がきちっと保育をしていくという責任があるんだと。その位置づけがあまりにも低くなっているという意味で、この問題はそのまま進めていくというのは非常に問題があるんじゃないかな。

3点そこに書きましたけど、1つは本当にそういう現状について、現場の、やっぱり保育士さんなんかを含めて、現状とか、これ、今後どうしていったらいいかというようなことを、どのようにきちんと議論されているかどうかという手続問題を1つ聞きたかった。

それから、2つ目は、正規のやっぱり保育士を確保するということを一生懸命努力しないといけないと。答申書を見ると、なかなか確保は難しいので、民営の力を借りてというふうに書いてありますけど、やっぱり児童福祉法の24条1項に沿って保育の実施義務ということを果たす意味では、正規の保育士をきちっと確保するということに最重点課題があるのではないかとというふうに思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 通告いただいていた内容とちょっと変わっていますので、ちょっと困ったなと思っていますけれども、誤解のないように、セーフティーネットというのは、最後の最後ということで、私どもは、基本的には、今以上のサービス向上を目指す中であって、いいところはいいけれども、下のサービスが低くなるとかは知らないよってつもりはないという意味ですので、御理解いただきたいと思えます。

時間もないですので、あらかじめ十分、私なりに思いを伝えたいと思ったんですが、ちょっとかいつまんで御説明を申し上げます。

保育士の意見についてどうかということなのですが、実は、私はこの4月から子育て支援課長になりまして、最初の頃のほうにも園長会というのは毎月といたしますか、コロナ禍でしたので、月に何回も毎週のようにやりましたけれども、そんな中でちょっと落ち着いた頃に民営化についてどう思うということを知りたいんですが、端的に言えばよく分からないということがありまして、賛成とか反対とかいった意見はございませんでした。

また、この民営化指針（案）というのをつくりましたので、9月4日になりますけれども、そのときも改めて聞きましたけれども、特に賛成・反対意見はありませんでしたけれども、少なくとも、公立保育園における常勤職員の比率が高まることに関しては一定の効果を期待しているよというような御意見がありました。

しかし、保育園長が不勉強というつもりはなくて、そもそも保育のプロでありますけれども、公立と民間における財政制度や経営等の違いにまで精通するプロではございませんので、一般的な保育士というのは、インターネットでの情報ですとか本を読んだりとか、友人から聞いたり特定の情報のみしか持っていないので、一定の考え方に関して、園長として責任を持った意見を言えないのは当然であろうなということは私も思っていました。

それでも今後は、各園長に対して各保育士からの賛成、反対の意見に限らず、特に不安を感じていらっしゃることでと懸念されるようなことがありましたら、率直に意見を吸い上げていただきたいということは指示したところでございます。

特に、不安とかこういう懸念というのは、この指針ではなかなか分かりにくいと思います。今後、募集要項等で民間に対してどんな条件を付すのかということに関して、ここでたくさん意見が出てくるであろうということを考えておりますので、その中でまた話し合っていきたいと思っています。

大分飛ばしますけれども、2点目は、正規保育士の確保は、議員おっしゃられるのは本質論だと思います。私も保育の質を上げることが目的ですので、私がこの当職に配属になってから最初に取り組みたかったことの1つが正規保育士の確保です。

ですが、あいにくコロナ禍にありまして、大学のほうでは訪問を敬遠されたり、学生においても就職支援口へ行くのをためらっていた部分があって、あまり活発化する状況ではなかったです。

しかし、令和3年度からの採用の募集期間中ということでしたので、今年の5月11日に、保育士の養成が可能な県内の大学の就職支援部門、飛び込みですが、5か所のほうへ訪問し、真摯に対応していただきまして、本市のよさを訴えてまいりました。

そして、帰ってきた翌日には、その5か所へは改めてお礼と、それから、本市の福祉の実態としまして、1つには、近年の実質的な離職率がほぼ皆無であるいい場所なんですよということ、2つ目には、県内公立保育園で初めて保育園業務支援システムを導入予定ですよと、これも結構魅力を感じていただきました。それから、3番目には、保育士の公立は入りにくいんじゃないかということで、倍率等についての情報提供をさせていただいたところでございます。

加えて、保育士養成可能な大学ってたくさんありまして、愛知県内大学25か所の就職支援部門に対しまして、これも突然ですが、25か所に対して同様の内容をメールで配信させていただいたところでございます。

その効果がどの程度あったか分かりませんが、今年5月が締切りになっておった応募においては過去にないような数値の応募があったようです。

また、それよりも訪問させていただいて、就職支援部門から様々な有益な情報をいただきました。

今年度は早い段階でワークショップをして、売り込んでいっているところもあるということを知りましたので、私どももそういう有益な情報を今後積極的に活用したいというふうに考えておるところでございます。

もう一点だけ、すみません。

非正規の保育士さんが、正規の保育士さんになることを望まないことに関しましては、これは、個人によって理由が異なるものとは考えられますけれども、一般的に言いますと、多くの方が所得や身分保障の向上よりも、時間的な束縛ですとか責任感が増大されるのを懸念されておられる保育士さんが多いのかなというふうに認識しております。

特に今年度からは、議員御承知のように、臨時保育士におきましても、夏季休暇が取得可能となりました。また、コロナ休暇も拡充となり、期末手当も支給されるようになりましたので、特にそうした思いを持っていらっしゃる方々は、余計にそんな考えが強くなったのではないかなと思っております。

しかし、私も、非正規の方には、ぜひ正規の保育士として応募していただきたいという思いはございますので、その魅力を改めて認識していただけるように啓発してまいりたいと思っております。しかしながら、最終的には個人の生活スタイルやとか、個人の思いを最優先してあげるべきとの考え方もありまして、決して強要することないようにも最大限配慮してまいりたいと考えております。

もう一点だけ、福井議員がよく行政の責任放棄やないかという、端的に捉えると分からんでもないんですが、私どもとしては、今、公立の保育園しかなくて、多様な私立保

育園がある中であって、公立保育園しかない本市においては、保護者の方が選択が狭まっているやないかなということで、保護者の方が多様な保育所を選択できるように、逆に行政の責任を全うしていこうという考え方でございますので、その点御理解いただけるようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

---

○議長（武藤孝成君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

18日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後0時02分散会

令和2年9月18日

# 山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

## 山県市議会定例会会議録

第5号 9月18日(金曜日)

○議事日程 第5号 令和2年9月18日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第63号 令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第64号 令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第65号 令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 令和2年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第67号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第68号 令和2年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第61号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第67号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について

日程第3 討 論

- 議第57号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第61号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第67号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について

日程第4 採 決

- 議第57号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について

- 議第58号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第61号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第67号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第9号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議員の派遣について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第57号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について

- 議第58号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第61号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第67号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第57号 山口市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第61号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

	議第66号	令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第67号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第68号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第69号	三田又川改修工事請負契約の締結について
日程第3	討 論	
	議第57号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第58号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第59号	山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	認第1号	令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第60号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）
	議第61号	令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第62号	令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第63号	令和2年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第64号	令和2年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議第65号	令和2年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第66号	令和2年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第67号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第68号	令和2年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第69号	三田又川改修工事請負契約の締結について
日程第4	採 決	
	議第57号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第58号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第59号	山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	認第1号	令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について

- 議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第61号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第62号 令和2年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第67号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第68号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について
- 日程第5 発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第9号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求め  
る意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議員の派遣について
- 追加日程第1 郷明夫議員に対する懲罰動議について

---

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |
-

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	此 島 祐 司 君
理事兼 地方創生監	浅 井 聡 君	理事兼 企画財政課長	奥 田 英 彦 君
税務課長	山 田 正 広 君	市民環境 課長	谷 村 政 彦 君
福祉課長	江 尾 浩 行 君	健康介護 課長	藤 田 弘 子 君
理事兼 子育て支援課長	久保田 裕 司 君	農林畜産 課長	浅 野 晃 秀 君
水道課長	高 瀬 正 人 君	建設課長	大 西 一 也 君
まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	安 川 英 明 君
学校教育 課長	日 置 智 夫 君	生涯学習 課長	土 井 義 弘 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	棚 橋 輝 英 君	書記	水 谷 勝 彦 君
書記	長谷部 尊 徳 君		

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 郷 明夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（郷 明夫君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月10日午前10時より委員会を開催し、審議を付託されました認第1号、議第60号、議第67号から議第69号の所管に属する決算認定案件1件、補正予算案件2件、その他案件2件の5議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑におきまして、認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、総務費、財産管理費、ふるさと応援寄附金推進事業に関連して、山県市民が市外にふるさと納税した寄附金額はどれくらいなのか。総務管理費、企画費、男女共同参画社会推進事業に関連して、さくらカンパニーの認定条件はどのようなものか。また、条件をつけ過ぎると地元企業の支援にならないのではないかと考えるが、その見解を求める質疑がございました。同じく企画費、山県まちづくり振興券活用事業に関して、申請事業者にとってどのようなメリットがある事業なのか、また、6団体から5団体へ大きく減少した理由は何か、今後この事業をどのようにしていく考えなのか。同じく企画費、集落支援員・地域おこし協力隊設置事業に関して、地域おこし協力隊員が減ってきている状況の中、協力隊員を増やすためどのような対策をしているのか。同じく企画費、バスシェルター設置工事に関して、事業費340万2,000円について、なぜこのような金額になったのか、どのように積算したのか。先ほどのまちづくりの地域活用事業のほうで、5団体と言ったのが2団体でございますので、すみません、ちょっと間違えましたので訂正をさせていただきます。戻りますが、林業費、林業振興費、森林環境整備事業に関して、林業従事者育成のための講習の受講者数及び内容について、商工費、商工振興費、B to B マッチングサイト運営に関して、マッチングサイトは非常に有効に活用できるようツールだが、このサイトに登録されていない企業に対する働きかけについて、商工費、観光振興費、看板設置工事及び観光コン

テント活性化事業に関連して、知りたいサイトへすぐに接続できるQRコードを設置した看板や観光チラシなどにつけてはどうかと思うが、その考えについて。同じく観光振興費、グリーンプラザみやま管理事業に関して、事業費財源内訳表にあるその他、指定管理者納付金とはどういうものなのか。他の施設の指定管理者にはこのような納付金はあるのか、同じ指定管理で違いがあるのはいかなものかななどの質疑です。道路橋梁費、道路新設改良費、道路改良工事に関して、前年度からの繰越分不用額705万6,000円の理由に事業調整により不用額が生じたとのことだが、事業調整とは具体的にどのような内容なのか。都市計画費、公園費、ハリヨ公園リニューアル整備事業に関して、事業内容及び施設整備の見通しについて。住宅費、住宅管理費、ブロック塀等撤去費補助金に関して、実績の内容、対象及び今後のPRについて。会計別基金の運用状況表に関して、財政調整基金など基金の減少の状況を鑑みて、今後の財政運営方針について。道路費、道路橋梁費の不用額2,998万円の発生理由について。議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）（総務産業建設関係）では、総務管理費、財産管理費の備品購入費80万3,000円について、購入するサーマルカメラの仕様及び設置場所並びにサーマルカメラ設置後に反応があった場合におけるコロナ差別に対する対策をどのように考えているのか。消防費、防災対策費の災害緊急工事18万5,000円について、復旧した際の円原地内の仮設水道管の撤去費ということだが、復旧はいつ頃の予定になるのか。また、現在の状況はどのようなものか。議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結については、指名競争入札において低入札価格調査制度の対象となり、どのような調査が行われ問題がないと判断されたのかななどの質疑がございました。

採決の結果、付託されました認第1号、議第60号、議第67号から議第69号の5議案は全会一致で、原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 続いて、厚生文教委員会委員長 寺町祥江君。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第57号から議第59号、認第1号及び認第2号、議第60号から議第66号までの12議案の所管に関する条例案件3件、決算認定案件2件、補正予算案件7件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、総務費においては、消費者行政相談の件数、実績について、また、実際の相談内容や解決方法について。標準宅地鑑定評価委託業務に

おける評価額の見直しについて。マイナンバーカードの交付枚数と累計枚数、カード更新該当数について。民生費においては、シルバー人材センター補助金について、会員数及び派遣就業延べ人数が減少する中で補助金額が増加していることをどのように評価しているか。各種福祉医療費助成実績が重度障がい者の方への助成以外減少しているがその減少要因と評価について。放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れ体制について。衛生費においては、令和元年度から高齢者肺炎球菌定期接種の対象者が変更となり実績が減少したとあるが、変更内容と任意接種を始めたことによる関係について。教育費においては、ICT機器を活用した授業を実施できる環境を整えたことにより、コンテンツづくりなどを含めて教員の負担軽減にどのように結びついたのであるか。国民健康保険特別会計においては、資格証明書、短期被保険者証の発行状況等について。資格証明書等を発行されている方々の状況、生活実態はどのように捉えられているか。介護保険特別会計においては、介護認定事業について、要介護認定の申請数が減少した理由と推移について。紙おむつ助成事業について、所得制限を付与したことによる影響について。介護予防普及啓発事業について、介護予防対象者の把握をどのように行っているのか。認第2号 令和元年度山口市水道事業会計決算の認定については、老朽化した配水管更新等の設備改良工事の今後20年程度の概算はどのぐらいになるのか。また、長期計画の策定状況の進捗状況はどのぐらいか。議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（厚生文教関係）については、総務費においては、通知カード・番号カード事務委任交付金について、現在マイナンバーカードの申込み件数はどのぐらいあるのか。民生費においては、放課後児童クラブ及び保育園の消耗品費の内訳について。教育費においては、GIGAスクールサポーター配置業務委託について、委託業者の選定方法、具体的な業務内容、配置予定人数、想定される委託先はどのようになっているのか。市内中学校体育館空調設備工事及び市総合体育館空調設備工事について、年間のランニングコストはどの程度を想定しているのか。また、単純に光熱水費、電気代を試算するとどのぐらいとなるのかなどの質疑内容がありました。

討論においては、認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）及び議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）に対する反対討論がありました。

採決の結果、認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）及び議第60号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。また、議第57号から議第59号、認第2号、議第61号から議第66号については全会一致で、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

## 日程第3 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第3、討論。

これより、議第57号から議第69号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、反対討論をしたいと思えます。

まず、認第1号 令和元年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論します。

まず、地域経済牽引事業については、平成30年度は約3,200万円、そして令和元年度は7,590万円が執行されました。議会答弁にあったように、水栓バルブ製造業リノベーション事業として、生産性の向上、人材確保、将来性の向上という3つの柱で水栓バルブ産業の集積を活用した成長ものづくり分野に挑戦する積極的な展開がなされました。私は議員になった当初から、ナノシャワーの付加価値技術や医療分野への新規開拓、水栓バルブ下請工場の廃校活用による起業支援構想など、地場産業の支援を重点的に訴えてきました。新規設備投資への補助の大幅増額などにより山口市の新たな雇用の創出に結びつくことを期待します。また、子育て支援や高齢者福祉支援策がこのような事業革新と連関して、住みやすい山口市につながるということが重要だと思います。

決算の中では、大桑椿野トイレ設置では、審議の中でも設置場所については、水道工事にもお金がかかる奥ではなく目立つ椿野苑入り口近くに場所の変更を検討できないかという一致した議員の声が上がりました。こうした議会審議の中で皆さんの意見を尊重されて、当初の場所も変更され市民の利便性がいいものになりました。関連して、市内の他の公衆トイレの維持管理、清掃業務を主として一括管理する部署を決め、現状のトイレ維持管理、清掃業務の窓口を一本化することも要望しましたが、検討するという回答でしたので、観光事業推進等々の立場からも積極的に具体化が図られるものと思いません。

道路整備事業では、一方、インターチェンジ周辺の富岡橋以北の新川に架かる深瀬橋、富岡小学校前の信号の橋など、当面の間インターチェンジに美山方面から向かう場所こそ市民からの要望もよく出されているし対策が緊急と考え、また、歩道と言え、関本巢線の八京付近から梅原・伊自良方面の県道沿いこそ整備が求められている中で、議会にも請願が出されていました。そんな中で、去年の補正予算では、岐北厚生病院付近の市道整備が進まない状況の中で、予算の流用によりさらに農免道路の整備を進める計画が提案され、農免道路が重点的に整備されています。市民の要望も踏まえたバランスある整備が重要であり、この決算には同意できません。

事務処理に使用する情報系クライアントパソコン等の決算についてですが、取得に当たっては、指名競争入札方式が採用されました。驚くことに、その中に消防デジタル無線をめぐる談合の独占禁止法違反で公正取引委員会から課徴金支払い命令を受けた沖電気工業の代理店が入っており、その業者が98.1%の落札率、4,170万円で落札しました。これを含む総額では4,594万4,000円が支出されました。山県市の消防デジタル無線の契約額は1億6,411万であり、違約金は約3,282万円に上ります。山県市は現在、沖電気工業とその代理店である中央電子光学株式会社を相手に損害賠償の訴訟をしています。

議会の質問では、副市長が現在係争中であり指名停止が確定したわけではなく、関係委員会では損害賠償の件は話題にも出なかったし排除する規定もなく、公平性の観点から指名入札に加えたとの答弁をされました。指名競争入札は前提が信用できる事業者であり、訴訟中の業者は常識的に判断しても指名見合せをするべきだと主張し反対しました。また、入札の検討をする委員会での訴訟の議論も出なかったとの御答弁に、執行側の市民の税金を預かり運営しているという自覚と社会感覚の欠如を疑われても仕方ありません。この決算には反対です。

子育て支援に関しては、保育の質の維持を進める上で、保育士の確保と労働環境、臨時保育士の労働条件の改善、正規保育士の比率の向上など中長期的な施策が求められる

中、事業執行がされました。一般質問の中でも、残念ながら市長は、保育の民営化にかじを切る姿勢を崩していません。今まで培ってきた子育て支援の流れを受けた山県市の保育の質は正規・臨時保育士の区別なく関係者全員の努力で作り上げてきたものです。同時に、この根底に全ての保育園が公立保育園であることの運営上の強みが生かされていることを自覚すべきだと思います。山県市は現在、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施義務に基づく運営をしていますが、待機児童対策を民間に投げつけるための内閣府主導の民営化によって、児童福祉法24条2項が追加され、保育園は保護者と事業者の直接契約による運営で、施設や保育士の配置基準が緩和され、公定価格も低く、保育の質や運営の安定性への自治体の関与と責任が不明確です。山県市の多くの質の維持にとって、令和元年度までの基本方向を踏み外さない事業を求めたいと思います。

こうした中で、私が問題視しているのが指定管理の在り方とその執行です。指定管理者制度の運用に関する総務省自治行政局長の通達では、議会の議決を経て指定するものと書かれています。議会の議決を得るためには候補者の事業計画書など必要な書類を添付し、候補者選定委員会の適当とする判断に至る審議経過と結果に関する議事録は当然審議資料として、議会で議案として提案すべきであります。ところが、選定に至った候補者選定委員会の審議の経過を記す資料は一切ありませんでした。

総務省通達にある議会の議決を経て指定するとあるのは、単なる承認ではなく、適当でないとは判断して議会が否決することも想定しています。議会は候補者選定委員会の承認機関ではありません。指定管理の在り方は問われなければならないと思います。こういう立場から、指定管理者による指定管理に関する決算には同意できません。

以上の観点から、積極的に評価する予算も含みながら、一方で市民の立場から見れば問題点を指摘せざるを得ない事業が含まれています。したがって、以上述べたように、令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関しては、反対の意思を表明し反対討論としたいと思います。

続いて、議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）、戸籍住民基本台帳システム改修委託料含む補正予算について反対をします。

令和元年度には、情報セキュリティー業務支援事業として、マイナンバー普及を目指した執行がされました。そもそも普及率が10%台で、普及の自治体の目標もなかったのですが、今後は普及を各自治体に強制する可能性が現実的になっています。マイナンバーカードは個人の情報をひもづけし、カード紛失したら大変なことになります。紛失しても問題なかった、だから安心して勧めてくださいという議論もありましたが、そもそもマイナンバー制度は、今後、戸籍、パスポート、預貯金、医療、介護、病歴などの健

康情報などをマイナンバーの利用範囲に拡大し、国民を12桁のマイナンバーで管理をする、これを企業の事業の利用に供する、かつて国民から総批判を浴びた憲法違反の総背番号制の横文字版です。マイナンバー制度は比べ物にならないほどの個人情報収集され、これら個人や法人のプライバシーが丸裸にされ、漏えいの危険は言うまでもありません。これらの情報が一たび流出すれば計り知れない被害を招く致命的欠陥制度です。現実に、日本年金機構で情報漏えい事件が起きたのも記憶に新しいと思います。

また、保険証へのひもづけは、医療現場からの実務的な混乱、そしてまた、新型コロナ3密対策からも多くの反対の声が上がっています。一方で、カードの更新時期が迫り、更新率の低下による保有率減少も予想されています。だからこそ制度そのものとマイナンバーカード普及につながる補正予算について、反対をするものです。

以上、反対討論とします。

○議長（武藤孝成君） 次、寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり、議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論をいたします。

7月31日、岐阜県では、新型コロナウイルス感染症に対する第2波非常事態宣言が発令されました。夏休みやお盆期間を含む8月に、コロナでもう何も楽しみがなくなってしまったという市民の方々からの声を多く耳にしました。そして、9月1日には、感染に対する誤解や偏見による差別を防ごうと、県知事及び山県市を含む県内42市町村長による共同宣言、ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が出されました。議案を付託されました厚生文教委員会の審査では、放課後児童クラブで密を避けて遊べるもの、保育給食の調理が困難になった場合の対応としての非常食などが消耗品費として計上されているとお聞きしました。

感染の終息を迎えることが困難な今、私たちは常にコロナが近くにあるという認識をまだまだこの先持ちながら日常生活を送っていかなければなりません。その中でも、そんな日常に楽しみをつくり、誰がかかってもおかしくないという状況への対策をとっていく、予防と対処だけにとどまらない今回の補正予算に今後の期待を込め、賛成討論といたします。

○議長（武藤孝成君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第57号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第58号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 令和元年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第2号 令和元年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第60号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 令和2年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号 令和2年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 令和2年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号 令和2年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第66号 令和2年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第67号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第68号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第6号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号 三田又川改修工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書について

○議長（武藤孝成君） 日程第5、発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 郷 明夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（郷 明夫君） 議長の許可をいただきましたので、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は現在も続いており、国内でも緊急事態宣言解除後、再び感染者数が急増し、第2波が到来するなど依然として先行きが見通せない状況にあります。

社会経済活動は、段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅なGDPの落ち込みが確実視されるなど、我が国経済への影響は甚大であります。これに伴い、地域経済に

も大きな影響が及び、本年度及び来年度の地方財政も地方税、地方交付税の大幅な減少が見込まれる中、地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災、減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を国に強く求め、地方自治法第99条の規定により関係行政庁への意見書を提出するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託されません。

---

#### 日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

日程第8 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書の取扱いは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

暫時休憩いたします。11時15分から再開します。

午前10時40分休憩

午前11時15分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第9 発議第9号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について

○議長（武藤孝成君） 日程第9、発議第9号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 寺町祥江君。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江君） それでは、新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について、本意見書に対する趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関、介護施設、介護事業所などは最大限の注意を払いながら医療の対応、介護の提供をしています。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染を恐れ、受診を控えたことにより患者数が減少、介護施設等でも感染を恐れた利用者の減少が起きています。さらなる感染拡大が続く中、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全・安心な医療、介護を

維持するため、次の事項について至急対応されるよう強く求めるものであります。

1つ目に、医療機関及び介護施設等の事業継続に資する新たな支援制度を創設すること。

2つ目に、医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてを取ることを。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

多くの皆様の御賛同いただけますよう、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第10 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第10、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はされません。

---

#### 日程第11 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第11、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 賛成討論をしたいと思います。

昨日は病院の統廃合424病院にリストアップされた岐北厚生病院、新しく改築がされたので内覧会に行ってきました。非常に地域の、やっぱり医療を守っていくという上での非常に意義のあることだなとうれしく受け止めました。

今回、コロナ問題では、医療とか介護の崩壊を防ぐという意味では、この前の意見書

の陳情の議論もあったんですけども、やっぱり国の責任において数十億円規模できちっとした対策を取ることが非常に求められているというふうに思いますので、やっぱりこういう新たな支援制度そのものをつくるように、積極的に国に対して意見書を上げるということについて賛成したいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第12 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第12、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決をされました意見書の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、このように取り計らいます。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時35分再開いたします。

午前11時20分休憩

午前11時35分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第13 議員の派遣について

○議長（武藤孝成君） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山口市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

ただいま、吉田茂広君ほか1名から地方自治法第135条第2項の規定によって、郷 明夫君に対する懲罰動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定されました。

---

追加日程第1 郷 明夫議員に対する懲罰動議について

○議長（武藤孝成君） 追加日程第1、郷 明夫議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、郷 明夫君の退場を求めます。

〔郷 明夫議員 退場〕

○議長（武藤孝成君） 提出者の趣旨説明を求めます。

吉田茂広君、説明をお願いします。

○11番（吉田茂広君） 議長から許可をいただきましたので、郷 明夫議員に対する懲罰動議の提案の説明をさせていただきます。

このお手元に配付の提案書のとおりでございますけれども、無断遅刻、無断欠席が過去にあったということに対しまして、郷 明夫君には問責の決議が出されました。それもつい最近出されたばかりでございます。しかしながら、本日開催をされました議会運営委員会に対しまして、連絡をすることもなく無断で欠席をされました。このことは、市民の信託を受けた代表であることを自覚し、議会の構成員としての役割と責任を忠実に果たさなければならないと定めている議会基本条例第6条に反していることは明らかであります。

市民の信頼を大きく損なうものでもありますので、この際、懲罰をとという考えから動議を提出いたしました。御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） これより、提案に対します質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

操 知子君。

○8番（操 知子君） 前回、問責決議が出た際に私は反対をさせていただいたんですが、その理由としては、やはり体調面、精神面どうしても本人では勝てないものがあるということで、多様性を重視して反対させていただきましたが、その際にも、当日拝見したということもあって郷 明夫議員からの反論などが一切なかったかと思います。今回、こういった実際に遅刻をして上げられたということなんですが、ここで、ちょっと質問なんですが、お尋ねしたいんですが、実際に上がることに對して郷 明夫君からの反論だったり意見などは実際にあったんでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） お答えします。

特にこの件に関しまして、郷 明夫君からの反論といったものはいただいておりません。以上です。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 今日は何か休憩が多いなと思っていたら、こういうような事態であります。私は反論とか言うよりも、まず、今提出者の説明のあったとおり、これは本当に遺憾なことやと思っているんですが、しかし、議会運営委員会そのものの中で、本人にこういう内容について、どういう状況やったとか、例えば来る間に交通事故に遭ったとか、途中で腹が痛くなったとか、どういう理由があるか分からないので、そういうのをまず本人に確かめて、それで議運の中で話し合っただけで事を済ませると言うことが第一やないかなと思うんです。それでも、これはいかんというふうなら、議運の委員長がこれは議会に懲罰動議を出すべきだというふうに思われたほうが的確ではないかなということをおもうんですが。

議運そのものは、私の記憶では、その今の常任委員会みたいな、そういう組織のつくり方とはちょっとニュアンスが違いますので、そこら辺もどうかなということおもうし、会派が違う、会派が一緒ではありませんが、会派が違っていても一緒でも、私は是非をはっきりしないかんとは思いますが、この今日遅れたという理由、欠席という理由が我々には明確に出てこないの、まず私は議会運営委員会の中でいろいろやられて、それからどうしても堪忍できんということなら、こういう事態に持ち込まれるといいなと私は思います。この市民憲章にもあるように、思いやりの心を持って、それから温かいまちをつくるという大前提の下ですので、そんなこともお願いをするというか、

提出者に御質問します。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 今、御質問の趣旨がちょっと分かりにくいので、もう一度、的確に、どことどこに対する質疑だということを明らかにしていただくようお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） ちょっと余分なことが多かったかね。ちょっと私の気持ちを伝えなかったものであれですが。

まず、議会運営委員会の中で、このことについてお話をされて、そして議会運営委員会の中で、懲罰動議を出されてやられてはどうでしょうかというのが1つ。それから、その中では、いやそうでなしに議会の中でどうしてもやらざるを得んということなら、それはやむを得ませんが、その点についてどういう見解でいらっしゃるか、聞きたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） まずは1点目、議会運営委員会の中で審議をするということですが、議会の本日、最終日でもございます。それで、議会運営委員会を今日は開催いたしましたけれども、閉会までにお見えになりませんでしたので、改めて議会運営委員会を開くということは考えておりませんでした。また、その議会運営委員会の中で、郷 明夫君に対する懲罰をどうしようというようなことを審議する場でもないというようなことを思いまして、この本会議で上程をさせていただいたという次第でございます。

先ほど来、思いやりの心を持つというようなこと、当然私もそうは思います。しかしながら、提案理由の中で説明もさせていただきました、とにかくこれが初めてではないということ、問責が出されて実に期間も短いということでもありますので、あえてここは厳しく対処すべきではないかというようなことも考えながら、こうした提案をしたという次第でございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 私、何回も言うようで申し訳ないんですが、これ今、議会運営委員会の方たち以外の人たちは、この審議のしようがないというか、どういう状況やったか。例えば連絡がいついかなかったとか、さっきも同じこと言うんですけど、そういうようなことが、アクシデントがあったりなんかしたのではないかということも思わないもので、議会運営委員会の人以外の人でも議会の中にみえるので、そこら辺は落

ち度がありませんか。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 落ち度という、今お話をされました。私が提出をした理由といたしましては、問責決議を出された後、無断で会議を欠席をしたということが事実であります。その事実に関して、私は懲罰を科するべきだという判断をいたしました。それで動議を出しましたけれども、あとはそれぞれの議員の皆様方の判断だと思っております。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 先ほど操議員からの質問で、反論は特になかったということですが、欠席をされた理由は何か、その後聞かれてはいないですか。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 特に理由に関してもお聞きをしておりません。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 質疑にならないので暫時休憩をお願いしたいんですけども、よろしいですか。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩をします。

午前11時47分休憩

午前11時55分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。

それでは、動議を提出されておりますので、これを採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、採択をいたします。

お諮りいたします。

懲罰の決議については、会議規則第154条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっております。したがって、本件について5名の委員で構成する懲

罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたします。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選出については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長によって、寺町祥江君、石神 真君、加藤裕章君、山崎 通君、田中辰典君を指名したいと思います。

直ちに懲罰特別委員会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。

暫時休憩します。

午前11時59分休憩

午後0時32分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま懲罰特別委員会の委員長から報告がありますので、報告をよろしくお願ひします。

〔「暫時休憩をちょっとお願いしていい」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩。

午後0時33分休憩

午後0時34分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま委員長に求めましたものは削除しますので、よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩します。議場の時計で午後2時より再開いたします。

午後0時35分休憩

午後2時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

懲罰特別委員会委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長 山崎 通君。

○懲罰特別委員会委員長（山崎 通君） それでは、議長から御指名いただきましたので、

委員長報告を行います。

午前中と午後にわたり慎重に審議をいたしました。5名の委員会で決したことを御報告いたします。

戒告文、議員、郷 明夫君は、令和2年9月18日午前9時から開催された議会運営委員会を無断欠席した。本年第2回定例会において、無断欠席・遅刻をしたことについて問責決議が決議されたばかりであるにもかかわらず、このようなことを起こしたことは、議員の職分に鑑み誠に残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和2年9月18日山県市議会。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に賛成討論はありませんか。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ただいまの委員長の報告に賛成の立場で討論を行います。

昨年1年間、私たち議会は、議会制度評価検証特別委員会にて、それぞれの条文を1条ずつ検証してまいりました。その議会基本条例には、議員の責務と活動の原則がうたわれています。第6条、議員は、市民の信託を受けた代表であることを自覚し、市民の意思を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割と責任を忠実に果たさなければならない。

そして、議員必携には、議員の義務に、会議に出席する義務と委員に就任する義務があります。この義務に反した場合には懲罰が科せられ、議員としての身分を失うことがあると書かれています。議員としての仕事、義務を今回は何度も注意があつたにもかかわらず、それに反する行為をされたということで、議員としての責任が果たされていな

いということになると思います。

同じ立場の議員がこのような判断をして何かをするということは誰も気持ちがよいものではないと思いますが、前回の問責決議があった後も、市民の皆様から、これまでそれを許していたのかというような声もいただきました。どの議員であっても自分であっても、こういったことが許される議会ではないということは、しっかりと山口市議会一丸となって示していかなければならないと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

郷 明夫議員に対する懲罰動議について、これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり戒告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり戒告することに決定されました。

郷 明夫君の入場を許可します。

〔郷 明夫議員 入場〕

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君に申し上げます。

郷 明夫君に対する懲罰動議については、全会一致で可決されました。お伝えいたします。

郷 明夫君に対する懲罰動議については戒告とすることに決定しましたので、戒告文を朗読します。

郷 明夫君は、令和2年9月18日午前9時から開催された議会運営委員会を無断欠席した。本年第2回定例会において、無断欠席・遅刻をしたことについて問責決議が決議されたばかりであるにもかかわらず、このようなことを起こしたことは、議員の職分に鑑み、誠に残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和2年9月18日山口市議会。

郷 明夫君に対する懲罰動議については戒告とすることに決定しましたので。

郷 明夫君、何か発言はありますか。

暫時休憩します。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時08分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務産業建設委員会委員長の辞職願が提出されたので朗読します。

総務産業建設委員会副委員長、加藤義信様。総務産業建設委員会委員長、郷 明夫。辞職願。私はこの度、一身上の都合により委員長の職を辞したいので、議会委員会条例第12条の規定により、許可されるようお願い出ます。

それでは、辞職願が出ましたので、総務産業建設委員会を開催してください。それでは、第2委員会室でよろしくお願いします。

暫時休憩します。

午後 2 時09分休憩

午後 2 時32分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に総務産業建設委員会で委員長が決定されましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長に、石神 真君。

以上であります。

郷 明夫君より、議会運営委員会委員の辞職願が提出されましたので、山口市議会委員会条例第13条の規定により許可いたしました。

欠員となりました議会運営委員会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、石神 真君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま就任いたしました議会運営委員会委員の任期は、令和3年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、令

和3年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定されました。

---

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきましては、慎重に審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和2年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前2時34分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成

4 番 議 員 加 藤 裕 章

5 番 議 員 古 川 雅 一